

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」及び 「独立行政法人整理合理化計画」の措置状況について

平成26年8月
内閣官房行政改革推進本部事務局

○独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（H22.12.7閣議決定）関係

（様式1）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「資産・運営の見直しについて」（各法人横断的に取り組むべき事項を記載）の取組状況を記載したもの。

（様式2）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「各独立行政法人について講ずべき措置」（個別法人ごとに取り組むべき事項を記載）についての取組状況を記載したもの。

○独立行政法人整理合理化計画（H19.12.24閣議決定）関係

（様式3）独立行政法人整理合理化計画の「各独立行政法人について講ずべき措置」のうち、平成21年12月に同閣議決定が凍結された際に引き続き取り組むこととされた 随意契約の見直し、 保有資産の見直し、 その他各省が進めると判断した事項の取組状況を記載したもの。

1 様式2の「措置状況」の記号については、それぞれ、1a：実施期限までに実施済み、1b：実施期限よりも遅れたが実施済み、2a：実施中、2b：実施期限よりも遅れており未だ実施中、3：その他（実施時期が未到来）を示している。また、様式3の「措置状況」の番号は、1：実施済み、2：実施中、3：その他（実施時期が未到来等）を示している。

2 様式2で灰色になっているものは、平成25年のフォローアップまでに「措置済み（1a又は1b）」とされていた事項。

目 次

（内閣府所管）

国立公文書館	1
北方領土問題対策協会	7

（消費者庁所管）

国民生活センター	13
----------	----

（総務省所管）

情報通信研究機構	22
統計センター	33
郵便貯金・簡易生命保険管理機構	41

（外務省所管）

国際協力機構	47
国際交流基金	63

（財務省所管）

酒類総合研究所	75
造幣局	80
国立印刷局	87

（文部科学省所管）

国立特別支援教育総合研究所	97
大学入試センター	103
国立青少年教育振興機構	109
国立女性教育会館	118
国立科学博物館	124
物質・材料研究機構	130
防災科学技術研究所	138
放射線医学総合研究所	145
国立美術館	153
国立文化財機構	160
教員研修センター	167
科学技術振興機構	174
日本学術振興会	185
理化学研究所	194
宇宙航空研究開発機構	204
日本スポーツ振興センター	215
日本芸術文化振興会	222
日本学生支援機構	230
海洋研究開発機構	243
国立高等専門学校機構	250
大学評価・学位授与機構	256
国立大学財務・経営センター	265
日本原子力研究開発機構	272

（厚生労働省所管）

国立健康・栄養研究所	287
労働安全衛生総合研究所	293
勤労者退職金共済機構	299
高齢・障害・求職者雇用支援機構	307
福祉医療機構	325
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	337
労働政策研究・研修機構	343
労働者健康福祉機構	354
国立病院機構	365
医薬品医療機器総合機構	377
医薬基盤研究所	385
年金・健康保険福祉施設整理機構 ^注	393
年金積立金管理運用独立行政法人	399
国立がん研究センター	409
国立循環器病研究センター	418
国立精神・神経医療研究センター	431
国立国際医療研究センター	440
国立成育医療研究センター	449
国立長寿医療研究センター	458

(農林水産省所管)

農林水産消費安全技術センター	468
種苗管理センター	476
家畜改良センター	484
水産大学校	490
農業・食品産業技術総合研究機構	496
農業生物資源研究所	505
農業環境技術研究所	511
国際農林水産業研究センター	516
森林総合研究所	522
水産総合研究センター	532
農畜産業振興機構	539
農業者年金基金	545
農林漁業信用基金	550

(経済産業省所管)

経済産業研究所	556
工業所有権情報・研修館	564
日本貿易保険	572
産業技術総合研究所	583
製品評価技術基盤機構	599
新エネルギー・産業技術総合開発機構	607
日本貿易振興機構	617
情報処理推進機構	631
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	638
中小企業基盤整備機構	650

(国土交通省所管)

土木研究所	659
建築研究所	664
交通安全環境研究所	669
海上技術安全研究所	674
港湾空港技術研究所	679
電子航法研究所	684
航海訓練所	689
海技教育機構	695
航空大学校	701
自動車検査独立行政法人	706
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	712
国際観光振興機構	721
水資源機構	726
自動車事故対策機構	732
空港周辺整備機構	739
都市再生機構	744
奄美群島振興開発基金	755
日本高速道路保有・債務返済機構	760
住宅金融支援機構	766

(環境省所管)

国立環境研究所	773
環境再生保全機構	781

(防衛省所管)

駐留軍等労働者労務管理機構	791
---------------	-----

【注記】

(注)平成 26 年 4 月に地域医療機能推進機構に改組。

「資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	内閣府
法人名	独立行政法人国立公文書館

(平成26年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。	● 国立公文書館が所有する資産・施設は独立行政法人化に際して、国から現物出資されたものである。いずれの資産・施設も、館が担う歴史公文書等の移管・受入れ、保存、閲覧・展示等を含む利用、教育、普及啓発等各般の機能の十全な発揮のために必要不可欠の資産として最大限に利活用している。また、資産規模も、これら事業の遂行に当たって過大なものとは考えられず、適切かつ経済合理性の観点からも十分に説得的なものであると考えている。
○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。	該当なし(不要資産を持っていないため)。
○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。	該当なし(不要資産を持っていないため)。
2. 事務所等の見直し	
○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	○ 現行サーバのリースが終了する平成23年9月のシステム更新に合わせて、アジア歴史資料センター(現所在地:千代田区平河町)を賃貸借料が安価な文京区本郷へ移転した。(年間賃貸借料:38,837千円 27,002千円。11,835千円の節減)
○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。	該当なし。
○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。 このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。	該当なし(海外事務所を持っていないため)。
○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。	該当なし(職員研修・宿泊施設を持っていないため)。
○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。	● 本館及びつくば分館においては、特定歴史公文書等の保存・利用等、公文書管理法に規定される事務をそれぞれ適切に行っている。また、本館の書庫は既に飽和状態に達しており、毎年移管される各府省庁等の公文書は、つくば分館で受け入れ、くん蒸等の必要な措置を行うなど、機能分担して運営している。

3. 取引関係の見直し 随意契約の見直し等	
○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。	● 第3期中期目標及び中期計画(平成22～26年度)中に競争性のない随意契約の見直しを更に徹底し、一般競争入札等についても真に競争性が確保されているか点検・検証することにより、契約の適正化を確保することとしている。 具体的には、随意契約の妥当性・一般競争入札等への移行について見直しを行い(競争性のない随意契約件数:22年度13件、23年度11件、24年度9件、25年度8件)、入札参加要件の緩和(競争参加資格の等級について、原則ランクを設けない)、公告期間の十分な確保(休日を含めず10日以上設ける)を行った。 平成25年度実績 ・金額ベース(単位:千円) - 一般競争入札等 621,475千円(92.4%)、競争性のない随意契約 50,946千円(7.6%) ・件数ベース(単位:件) - 一般競争入札等 62件(88.6%)、競争性のない随意契約 8件(11.4%)
○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。	
契約に係る情報の公開	
○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。 ○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。 ○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。	● 現在、結果も含めた調達に関する情報をホームページで公表している。今後とも、当法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組について順次進めていく。
関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。	該当なし(関連法人に該当するものがないため)。
調達の見直し	
○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの削減を図る。	● 現在のところ類似の事務・事業を行っている法人はないと認識しているが、共同調達の可能性について引き続き検討を行う。

特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。	該当なし(研究開発を行っていないため)。
○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。	● 官民競争入札等の導入の可能性について、引き続き検討を行う。
○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。	● 実現可能なものから、結論を踏まえた、調達の効率化・経費の削減等の措置を講ずる。
4. 人件費・管理運営の適正化 人件費の適正化	
○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。	
○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。	
イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。	
○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。	● 館長、理事、監事の報酬については、その支給基準及び支給状況についてホームページで公表している。
○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。	● 給与水準に関して、監事による監査及び評価委員会による事後評価において厳正なチェックを行っている。
管理運営の適正化	
○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。	
○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。	● 法定外福利厚生費及び給与振込経費については必要最小限のものとしている。海外出張旅費の単価設定及び職員の諸手当についても国と同一水準のものとしている。
○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。	● 事務事業の効率化、合理化について不断の見直し等を着実に実施している。

○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。	● コンプライアンスの確保の観点から、平成23年度に内部統制の企画及び推進に関する担当部署を設定するとともに、リーガルアドバイザーを設置し、館の業務上の行為の適法性及び館の職員による職場等における違法・不当な行為について適切にチェックできる体制を整備した。
5. 自己収入の拡大	
○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。	該当なし(特定の者が負担して実施する事業を行っていないため)。
○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。	
○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。	● 国立公文書館は出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産を保有していないものの、所蔵する公文書資料等を活用した絵葉書等の販売などに取り組んできたところであり、平成26年から特別展の目録や音声ガイドについては有料化をしたところである。
6. 事業の審査、評価	
○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。	該当なし(複数の候補案件からの選択を要する事業を行っていないため)。
○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。	該当なし(複数の候補案件からの選択を要する事業を行っていないため)。

No	01	所管	内閣府	法人名	国立公文書館
----	----	----	-----	-----	--------

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	歴史資料として重要な公文書等の保存及び一般の利用等	借上施設に係る経費縮減	23年度から実施	アジア歴史資料センターの移転により経費を縮減する。	1a	現行サーバのリースが終了する平成23年9月のシステム更新に合わせて、アジア歴史資料センター（現所在地：千代田区平河町）を賃貸借料が安価な文京区本郷へ移転した。（契約締結済み。年間賃貸借料：38,837千円 27,002千円。11,835千円の節減）	—

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置			実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
02	組織の見直し	組織体制の効率化	23年度から実施	公文書等の管理に関する法律の施行に際し、業務フローや事務処理手順を見直し、民間委託等を進めることにより、一層の効率化を図る。	1a	公文書管理法の施行による業務の拡大（現用文書への関与、不服申立・訴訟対応、写しの交付事務等）に対応するため、効率的・合理的な業務執行の観点も踏まえ、利用審査部門の独立・専任化、法務・内部統制担当の新設、企画機能の充実化等の組織体制・人員配置の見直しを行い、さらに、写しの交付に係る業務の民間委託を実施することとした。これらの効率化策を講じた上で、平成23年度において必要となる最小限の職員8名の増員を行う一方で、当該措置に見合う非常勤専門職員数8名を削減することにより、非常勤専門職員を含めた職員数を平成22年度における59人体制のまま抑制する措置を講じた。 あわせて、平成22年度に、既存の事務・事業に係る業務フローや事務処理手順上の課題の洗出しを行い、効率化を進めた。以上の取組の結果、平成23年度予算に所要の経費削減（75,290千円）を反映し、法施行により課せられた新たな事務・事業を着実に実施した。	—

【その他】

03	国立公文書館の組織の在り方については、公文書等の管理に関する法律に係る附帯決議等で指摘されている立法府・司法府との関係性も考慮しながら検討を進める。				「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において再整理されている。		-
----	--	--	--	--	---	--	---

No.	0 1	所管	内閣府	法人名	国立公文書館
-----	-----	----	-----	-----	--------

項目		見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
1	組織の見直し	組織体制の整備	公文書制度の拡充を図る観点から、諸外国の国立公文書館の実情に関する調査等を踏まえつつ、体制等の在り方について検討する。	-	独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において再整理されている。	-

「資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	内閣府
法人名	北方領土問題対策協会

(平成26年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。	会計検査院に指摘を受けた不要財産(政府出資の一部)について、平成24年度に国庫返納(19,838千円)した。
不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。	同上
なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。	同上
2. 事務所等の見直し	
国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	当協会の事務所については、既に業務に必要最小限の規模である東京及び札幌の2か所となっている。
東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。	当協会は、北方領土問題に関しての全国的な啓発等業務を行う唯一の組織であり、内閣府をはじめ、外務省や民間運動団体等と緊密な連携・協調体制を確立する必要があることから、東京事務所は真に必要である。
海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。 このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。	該当なし(海外事務所は所有していない)。
職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。	該当なし(職員研修・宿泊施設は所有していない)。
本部事務所、地方支所、職員宿舍等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。	当協会は既に平成19年度に東京事務所、平成20年度に札幌事務所の移転を実施し、経費の効率化を図っている。

3. 取引関係の見直し 随意契約の見直し等	
○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。	● 競争性のない随意契約は原則行わないこととし、一般競争入札等においても一者応札・応募となった場合には、その原因を調査し、公告期間、入札参加条件、仕様書の見直しなどの改善を図り、コスト削減や透明性の確保に努めている。 【平成22年度】 (金額ベース(単位:千円)) 一般競争等 272,280千円(96.3%)、競争性のない随意契約 10,489千円(3.7%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等 18件(90.0%)、競争性のない随意契約 2件(10.0%) 【平成23年度】 (金額ベース(単位:千円)) 一般競争等 577,785千円(96.2%)、競争性のない随意契約 22,627千円(3.8%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等 30件(93.8%)、競争性のない随意契約 2件(6.3%) 【平成24年度】 (金額ベース(単位:千円)) 一般競争等 270,232千円(75.2%)、競争性のない随意契約 88,930千円(24.8%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等 17件(73.9%)、競争性のない随意契約 6件(26.1%) 【平成25年度】 (金額ベース(単位:千円)) 一般競争等 220,580千円(59.0%)、競争性のない随意契約 153,268千円(41.0%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等 13件(76.5%)、競争性のない随意契約 4件(23.5%)
○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。	
契約に係る情報の公開	
○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。 ○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。 ○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。	● 経費の用途等については、事業年度ごとに財務諸表、事業報告書を公開し、また、入札結果などの調達情報についてもその都度公開を行い、国民への説明責任を果たし、透明性の確保に努めている。 また、「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日内閣官房行政改革推進室事務連絡)に従い、公表の対象となる契約先、公表する情報、提供を求める情報、公表日について周知を行っている。なお、これまで公表の対象となった契約相手方はない。

関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。	該当なし(該当する契約はない)。
調達の見直し	
各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。	該当なし(類似の事業を実施する法人や、共同調達を行い得る法人はない)。
特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。	該当なし(研究開発事業は実施していない)。
競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。	北方領土隣接地域に保有する啓発施設2施設の管理について、地元自治体に無償又は実費負担により委託し、経費削減を図っている。
「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。	出張の際のバック商品の選定やチケット手配等の業務を民間業者にアウトソーシングすることによって、旅費業務の簡素・合理化を図り、経費削減に努めている。
4. 人件費・管理運営の適正化 人件費の適正化	
独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。	
- 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。	
イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進ちょく状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。	
各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。	役員報酬額は全て公表している。
給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。	監事による監査及び評価委員会による事後評価においても、ラスパイレス指数を示すなどして、厳格なチェックが行われている。

管理運営の適正化	
○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。	
○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。	● 職員に係る諸手当については、原則として国に準じたものとしている。
○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。	● 事業費については、前年度事業の内容の検討・見直しを行い、より効果的、効率的な事業が実施できるよう事業ごとに計数を積み上げて積算するなど、透明化、合理化に努めている。
○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。	● 「コンプライアンス規程」に定められている「コンプライアンス委員会」を開催し、外部委員を含めた委員の意見を聴取するなど、内部監査体制を整備している。
5. 自己収入の拡大	
○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。	● 該当なし(検証の結果、該当する事業はない)。
○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。	
○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。	● 該当なし(検証の結果、該当する事業はない)。
6. 事業の審査、評価	
○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。	● 該当なし(検証の結果、該当する事業はない)。
○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。	● 該当なし(検証の結果、該当する事業はない)。

No	0 2	所管	内閣府	法人名	北方領土問題対策協会
----	-----	----	-----	-----	------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	北方領土問題その他北方地域に関する諸問題の解決の促進を図る事業	四島交流事業の実施方法の見直し	23年度から実施	四島交流事業に使用する後継船舶の就航（平成24年度）に合わせ、事業の実施方法を見直すこととし、平成23年度中に具体的な結論を得る。	1a	平成23年度において関係団体との調整の結果、後継船舶の就航に合わせ四島交流事業の参加者に対し一部負担を求めることで合意し、平成24年度より参加費3,000円（青少年は2,000円）を徴収している。	
		広報啓発の重点化による効率化	23年度中に実施	既存の広報啓発の方法を見直して重点化を図るとともに、低コスト型の活動を推進することにより、一層の効率化を図る。	1a	平成23年度において、国と協会が合同で、北方領土問題に対する理解と関心が相対的に低い若い世代をターゲットとした「全国キャンペーン」を実施し、関心の低かった若い世代に対する重点的な取り組みを実施するとともに、地方メディアを活用し、普及効果の向上を図った。またこのイベントでは、都道府県民会議も運営に携わり、イベントブース内で地域性を生かした事業を実施するなど、これまでにない事業展開ができ、集客力アップなど県民会議事業の効果向上にも資することができた。 さらに、これまで一部の都道府県のみで開催していた青少年向けのスピーチ・作文コンテスト事業について、協会において全国規模のスピーチコンテストを開催し、全国で約4000件の応募があった。 その他、低コスト型で、広く国民の理解と関心の向上につなげられるよう、一般国民にも受け入れられやすいようアニメーションやＣＧを活用した啓発動画を作成しインターネットで配信したり、教育現場で北方領土教育がより容易でかつ効果的に実施できるよう副教材ソフトを作成しインターネットを経由して提供するなど、インターネットを通じた啓発活動を推進した。なお、内閣府が管理するデジタルライブラリーについても、貴重な写真や資料をデジタル化し提供するなどして、共同で制作を行った。 なお、老朽化が進んでいる啓発広告塔については、効果の高い広告塔については改修を実施し、効果が薄れているものについては、順次撤去していくこととした。平成23年度は、全10カ所の啓発広告塔のうち、1カ所の広告塔を改修し、効果が薄れているもののうち、特に老朽化が進んでいる2カ所の広告塔を撤去した。なお、啓発広告塔に代わるより効果的な媒体として電光掲示板による啓発を実施し、全国主要都市（17カ所）及び羽田空港内のビジョンで啓発動画を放映した。 また、例年実施している都道府県民会議については、都道府県ごとに持ち回りで開催していたものを東京開催とし、バック料金等を活用し旅費等1,808千円（前年度比44％）の削減が実施できた。	
02	北方地域旧漁業権者等に対する融資事業	事業の効率化	22年度から実施	引き続き業務の効率化を図る。	2a	平成22年３月から個人情報情報システムの利用を開始しており、25年度においては利用対象資金112件の申し込み中1件について多重債務状態にあることが判明したほか、借入申込書上に申告のなかった借入金等の存在が明らかになった事例も十数件あり、可否判断をする上で大きな効果があった。なお、今後も同システムを活用し、将来の債権回収コストの抑制に努めることとしている。	引き続き実施

No.	0 2	所管	内閣府	法人名	北方領土問題対策協会
-----	-----	----	-----	-----	------------

項目		見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
1	事務及び事業の見直し	北方地域旧漁業権者等に対する融資業務	法人資金について、平成 2 0 年度当初から貸付を停止する。	1	平成 2 0 年度当初から法人資金貸付を停止している。	—
2	事務及び事業の見直し	北方地域旧漁業権者等に対する融資業務	住宅新築資金について、次期中期目標期間中に廃止も含めた在り方を検討する。	1	中期目標（H20～24年度）において「住宅新築資金の在り方については、主務官庁の方針が決定された後、一定の周知期間を置いたうえで当該方針に従い、その措置を講ずること。」とされた。その後「独立行政法人北方領土問題対策協会融資事業住宅新築資金の在り方に関する方針（決定）」（平成 2 3 年 3 月 2 2 日内閣府北方対策本部審議官・水産庁長官）に基づき、引き続き存続が決定されるとともに、融資資格対象者のニーズに基づき、住宅関連資金の区分統合を行った。	—
3	運営の効率化及び自律化	保有資産の見直し	平成 1 9 年度内に東京本部、平成 2 0 年度内に札幌事務所を移転することにより、一般管理費の削減を行う。	1	平成19年度内に東京事務所、平成20年度内に札幌事務所の移転を実施。	—

「資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	消費者庁
法人名	国民生活センター

(平成26年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。	○ 平成20年度第2次補正予算で措置された予算額について、平成24年度末までの所要見込額の見直しを行い、独立行政法人通則法に基づき5,836,781千円を不要財産として国庫納付(平成24年3月15日)した。 ○ 特殊法人国民生活センターから承継し、資本金の一部を形成している現金及び預金、有価証券について見直しを行い、独立行政法人通則法に基づき264,945千円を不要財産として国庫納付(平成26年3月28日)した。
○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。	該当なし(不要な施設がないため)
○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外にも、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。	該当なし(貸付資産、知的財産権がないため)
2. 事務所等の見直し	
○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	該当なし(不要な施設がないため)
○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。	○ 東京事務所が置かれている建物及び敷地については、遅くとも東京事務所が合築されている建物に所在するセンター以外の者の移転時期と同年度内に移転し、国庫納付することとしていたが、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)において、「東京事務所については、同事務所が合築されている建物に所在する品川税務署の移転計画が撤回されたことから、引き続き同事務所において業務を実施する」とされたことにより、国庫納付は行わず引き続き活用することとした。
○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。 このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。	該当なし(貸付資産、知的財産権がないため)

○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。	○ 平成23年度中に研修施設で行う研修を廃止するとともに、平成23年度末をもって、宿泊施設、研修施設としては廃止したが、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)において、「相模原研修施設の再開については、施設の利用見込み、長期を含めたコスト等を総合的に勘案した上で、平成26年度夏までに結論を得るべきである。」とされたことから、平成26年3月から「国民生活センター相模原事務所研修施設の活用に関する懇談会」を計4回開催し、同年8月に報告書を取りまとめた。 ・同懇談会において、 消費者教育推進法の施行及び消費者安全法の一部改正等により、研修ニーズが近年高まっている。これらを踏まえた研修計画の策定・実施により、稼働率の上昇が見込まれる 外部施設を利用するよりも研修施設を利用した方が、1年間、長期ともにコスト減となる 研修施設では、学習効果の高い事例検討型・参加体験型の研修が実施可能であるとともに、研修終了後の受講者同士の交流や情報交換が促進される 研修施設で効果的な研修を行うためには、インターネット接続環境等の整備が必要である 同研修施設が所在する地区一帯については、相模原市が公園利用や公的利用を前提としているため、民間への施設の売却は困難。 との結果がとりまとめられたことから、国民生活センターが効果的な研修を行うため、必要な研修環境の手当てを行った上で、相模原研修施設を再開することとする。
○ 本部事務所、地方支所、職員宿舍等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。	該当なし(相模原事務所及び東京事務所以外に地方支所、職員宿舍等は保有していないため)

3. 取引関係の見直し 随意契約の見直し等	
○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。	○ 平成22年度実績 (金額ベース(単位:円)) 一般競争等996,508,788円(83.0%)、競争性のない随意契約204,165,488円(17.0%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等63件(77.8%)、競争性のない随意契約18件(22.2%) ○ 平成23年度実績 (金額ベース(単位:円)) 一般競争等874,487,646円(96.0%)、競争性のない随意契約36,244,598円(4.0%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等52件(85.2%)、競争性のない随意契約9件(14.8%) ○ 平成24年度実績 (金額ベース(単位:円)) 一般競争等561,713,748円(92.3%)、競争性のない随意契約46,648,460円(7.7%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等39件(83.0%)、競争性のない随意契約8件(17.0%) ○ 平成25年度実績 (金額ベース(単位:円)) 一般競争等609,425,550円(96.3%)、競争性のない随意契約23,496,710円(3.7%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等55件(90.2%)、競争性のない随意契約6件(9.8%) 平成24年度に一者応札・一者応募となり、引き続き平成25年度においても契約を行った5件については、公告期間を平均33.8日(平成24年度)から平均36.2日(平成25年度)と延長し、公告期間の十分な確保を図った。
○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。	

契約に係る情報の公開	
○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その使途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。 ○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。 ○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。	○ ホームページで「独立行政法人の契約に係る情報の公表に伴うご協力をお願い」(http://www.kokusen.go.jp/compe/pdf/kyoryoku-20110611.pdf)により、所要の情報の提供及び情報の公表の同意について、入札参加者等への周知を図っている。 なお、現在、当該取組に該当する契約は、発生していない。 ○ 「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について」(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づき、公益法人に対する支出状況及び公益法人に対する支出の点検・見直し状況を、ホームページで公表している。 ○ 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」における改善状況のフォローアップについて、(平成24年9月7日総務省行政管理局長事務連絡)に基づき、2か年度連続して一者応札・応募となった案件について、契約監視委員会への報告・事後点検を受けたのち、ホームページで公表している。
関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。	該当なし(関連法人がないため)
調達の見直し	
○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。 特に研究開発事業に係る調達については、下記の実施を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。	該当なし(類似の事業類型がないため) ア)～ウ)は、該当なし(研究開発事業はないため)
○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。	○ 「公共サービス改革基本方針(閣議決定平成22年7月6日改定)」で規定された、「企業・消費者向けの教育・研修事業」及び「施設の運営等業務」について、平成21年度から平成23年度において官民競争入札等を導入した。 ○ 企業・消費者向けの教育・研修事業について、「公共サービス改革基本方針」(平成25年6月14日閣議決定)において、「消費者行政の体制整備のための意見交換会」における国民生活センターの在り方についての検討状況等を踏まえ、平成26年度以降の官民競争入札等の実施について、官民競争等に関する対象範囲、実施予定時期、契約期間等を内容とする計画を、平成25年度中に監理委員会と連携して策定する」とされた。「独立行政法人改革等に関する基本方針」において、国民生活センターの在り方について閣議決定(平成25年12月24日)されたことから、当該事業について、監理委員会と連携して、平成27年度から市場化テストを実施することとした。

○「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。	○随意契約や一者応札になっている案件について、競争を制限するような条件、仕様になっていないかどうかについて十分精査し、実質的な競争性を高める努力を行うとともに、当面、国民生活センター契約監視委員会及び内部監査等を通じて、調達の効率化や随意契約の見直し等についての取り組みを進めることとした。
4. 人件費・管理運営の適正化 人件費の適正化	
○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。	
○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア)国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。	
イ)主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進ちょく状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ)総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。	
○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。	○「独立行政法人国民生活センターの役職員の報酬・給与等について(平成25年度)」を国民生活センターのHPに公表。
○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。	○平成26年6月に、平成25年度監事監査を実施し、給与水準について、監事の監査を受けた。 また、例年、評価委員会による事後評価を受けている。
管理運営の適正化	
○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。	
○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。	○ 永年勤続表彰等の個人に対する給付を平成22年度末をもって廃止したことによって、法定外福利厚生費については全て廃止した。給与振込経費については、平成23年度より振込口座を1人1口座に限定することで経費を抑制した。海外出張経費については旅費規程を整備し、支度料については、国家公務員に準じ、支給しないこととした。また、行政改革実行本部の「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画(平成24年4月3日付)」を踏まえ借上宿舎を廃止したほか、職員の諸手当についても、職務手当の定額化、扶養手当・住居手当等については国と同額とするなど、国家公務員に準じた取組を行っているところである。
○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。	○ 事務・事業別といった単位における経費の発生要因を明確にした実施計画予算を作成し、これについて四半期ごとにヒアリングを行い、適宜、必要な経費を精査できる取組を行っているところである。

○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。	○ 「内部監査規則(平成17年達第33号)」に基づき、業務の合理的、経済的かつ効率的な執行に資するため、公正かつ客観的な立場から業務執行状況を検査、評価する体制を整備している。具体的には、理事長により任命された内部監査職員が、書面及び実地で内部監査を実施している。内部監査職員は、監査結果を理事長に報告するとともに、改善すべき点があれば関係部署にその改善を求め、改善結果を理事長に報告することとしている。また、監事と緊密な連携を保ち、毎年、監事の監査計画時、実施時及び意見総括時に、内部監査の計画や実施状況、検出事項等に関する報告を行っている。
5. 自己収入の拡大	
○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。	○ 出版物の価格及び研修受講料について、受益者に対して適正な負担となるよう価格設定をしており、適宜、検討・見直しを行うこととしている。
○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。	
○ 出版物の版権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。	該当なし(知的財産権の保有がないため)
6. 事業の審査、評価	
○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。	○ 以下のとおり、第三者機関による事業の評価を実施している。 ・特別顧問会議:学識経験を有する方々で構成されており、当センター業務の重要事項について審議を行った上で、当センターの理事長に助言することを目的とした委員会 ・商品テスト分析・評価委員会:商品テストの企画立案及びテスト結果に関し、外部の有識者が、基本方針や実施計画、結果の分析・評価、公表などの事項について審議
○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。	-

No	03	所管	消費者庁	法人名	国民生活センター
----	----	----	------	-----	----------

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	広報事業	消費者庁と国民生活センターの役割分担についての抜本的な見直し及びそれに沿った業務の再編・整理	22年度中に実施	当面、消費者庁と国民生活センターの役割分担について、 ・消費者庁は消費者行政の司令塔として、法律の執行、政策の企画立案並びに消費者事故の収集、分析及び対応を行う ・国民生活センターは、地方の消費生活センターを支援するために相談支援、研修、商品テスト等を行う との基本的な考え方の下、業務の再編・整理を以下のとおり推進する。 相談事業については、消費生活センターの支援に特化することとする。具体的には、現行の直接相談については廃止するとともに、それ以外の土日祝日相談及び経由相談については、法人の在り方を検討する中で、法人の事業としての廃止を含めて検討を行い、平成23年夏までに結論を得る。 商品テスト事業については、製品評価技術基盤機構及び農林水産消費安全技術センターとの間で当該商品テストの一部を迅速に依頼できるようにするため、商品テストを行う具体的な項目についてあらかじめ協議する仕組みを構築する協定を締結する。また、民間検査機関の活用方策について具体化する。 そのほか、消費者庁及び国民生活センターの各種ネットワークやシステムの構築・管理運営については、役割の抜本的な見直しを行い、業務を再編・整理する。	1a 1b	・従来の直接相談については、平成23年3月末で廃止した。経由相談及び土日祝日相談については、専門分野に特化した相談員、職員を配置するなど「経由相談」の専門性向上のほか、「土日祝日相談」に加え、新たに「消費者ホットライン」を通じた「平日バックアップ相談」を実施し、消費生活相談に直接に対応する機会を確保することにより、消費者問題の早期発見、相談支援のためのノウハウを一層蓄積するなどにより、支援相談の充実・強化を図っている。 ・製品評価技術基盤機構（NITE）及び農林水産消費安全技術センター（FAMIC）との協定については、平成23年5月17日に締結しており、国民生活センターから両機関に商品テスト事業に必要な分析を迅速に依頼できるようにするとともに、民間検査機関の情報を共有し、活用について協力している。 ・消費者庁及び国民生活センターの各種ネットワークやシステムの構築・管理運営については、平成23年度以降の予算において、消費者庁が行っていた実施的な業務について抜本的な再整理を行った。具体的には、消費者庁の地方消費者行政サポートシステム構築事業（消費者庁平成22年度予算2,012万円）については、国民生活センターが運営しているPIO-NETによる対応を行う方向で事業を廃止した（消費者庁平成23年度・24年度予算0円）。消費者庁の医療機関ネットワーク構築事業（消費者庁平成22年度予算5,301万円）については、医療機関からのネットワークやデータベースの構築等を国民生活センターにおいて実施することとし、消費者庁予算を大幅に削減した（消費者庁平成23年度予算4,319万円、24年度予算2,278万円）。 ・消費者庁と国民生活センターの業務の再編・整理に関しては、「独立行政法人の制度及び組織の見直し基本方針」（平成24年1月20日閣議決定）における、「消費者行政全体の機能を効率化・強化し、国民の安全・安心を確実に担保するため、必要な定員・予算を確保した上で、平成25年度を目途に本法人の機能を国に移管する。」との決定を踏まえ、現在、「国民生活センターの国への移行を踏まえた消費者行政の体制の在り方に関する検討会」において、国民生活センターの機能を担う国における組織の具体的な在り方について検討している。	
02	情報・分析事業						
03	相談事業						
04	商品テスト事業						
05	研修事業	研修施設における研修の廃止	23年度中に実施	相模原の研修施設で行う研修については、廃止することを前提にその後の研修の実施方法を検討する。	1a	相模原の研修施設で行う研修は、平成23年9月末で廃止した。同年10月以降は、東京事務所の会議室、他の国の施設、自治体の施設等を使用して研修を実施している。	平成25年12月の閣議決定において、相模原研修施設の再開については、施設の利用見込み、長期を含めたコスト等を総合的に勘案した上で、平成26年夏までに結論を得ることとされた。
06	裁判外紛争解決手続（ADR）事業	事業の効率化	22年度から実施	事業の一層の効率化を図る。	2a	電話会議システムを利活用するなどにより、迅速かつ効率的な事務処理に努めている。	今後も引き続き効率的な事務処理に努める。
07	企画調整事業						

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置			実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
08	不要資産の国庫返納	東京事務所	25年度中に実施	東京事務所を国庫納付する。	-	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において再整理されている。	-
09	事務所等の見直し	相模原研修施設の廃止	24年度中に実施	相模原研修所については、研修施設としては廃止する。	1a	平成23年度末をもって、研修施設としては廃止した。	平成25年12月の閣議決定において、相模原研修施設の再開については、施設の利用見込み、長期を含めたコスト等を総合的に勘案した上で、平成26年夏までに結論を得ることとされた。
10	取引関係の見直し	密接な関係を有する公益法人との関係整理	22年度から実施	事務所の場所、契約等を通じ密接な関係を有する社団法人全国消費生活相談員協会との関係を見直す。	1a	・国民生活センターと社団法人全国消費生活相談員協会との役員兼務は平成22年5月に全て解消した。 ・東京事務所の廃止とともに全国消費生活相談員協会に賃貸使用は行わない旨を平成22年5月に通知した。 ・平成23年度まで企画競争により社団法人全国消費生活相談員協会に委託していた「土日祝日相談業務」について、平成24年度の業務委託は、一般競争入札（総合評価落札方式）を実施し、業者選定を行った。	

11	人件費の見直し	ラスパイレス指数の低減	22年度から実施	管理職手当の見直し等によりラスパイレス指数を引き下げる取組を着実に実施するとともに、人件費全体の抑制を更に図る。	—	—	—
12	組織の見直し	法人の在り方を見直し	22年度から実施	消費者庁の機能を強化する中で、独立行政法人制度の抜本の見直しと並行して、消費生活センター及び消費者団体の状況等も見つつ、必要な機能を消費者庁に一元化して法人を廃止することを含め、法人の在り方を検討する。	1a	国民生活センターの在り方を見直しについては、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において「中期目標により事務・事業を行う法人（中期目標管理型の法人）」とされた。	「中期目標管理型の法人」として事務・事業を行う。

No.	03	所管	消費者庁	法人名	国民生活センター
-----	----	----	------	-----	----------

項目		見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
1	運営の効率化及び自律化	東京事務所	東京事務所において実施する業務を精査しつつ、移転を含め、その在り方について検討する。	3	東京事務所について、同事務所で実施する業務を精査しつつ、移転に向けた取組を進め、遅くとも東京事務所が合築されている建物に所在するセンター以外の者の移転時期と同年度内に移転し、国庫納付することとしていたが、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において、「東京事務所については、同事務所が合築されている建物に所在する品川税務署の移転計画が撤回されたことから、引き続き同事務所において業務を実施する」とされたことにより、国庫納付は行わず引き続き活用することとした。	東京事務所を引き続き活用する。

「資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	総務省
法人名	情報通信研究機構

(平成26年7月1日現在)

基本方針の記載	
資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。	○ 衛星放送受信対策基金(3,000,000千円)及び高度電気通信施設整備促進基金(4,259,213千円)について、平成23年3月末に国庫納付。出資勘定の承継時出資金(1,979,474千円)、承継勘定の承継時出資金(15,058,611千円)について、平成24年3月に国庫納付。基盤勘定について、平成24年12月に不要資産(5,000,000千円)を国庫納付。出資勘定について、平成25年8月に不要財産(29,029千円)を国庫納付。
○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。	● 業務見直しにより廃止した稚内電波観測施設跡地について、平成25年9月に土地(簿価額 80,000千円)・工作物(簿価額 289千円)を国庫に現物納付。
○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。	● NICTが毎年実施する内部ヒアリング等において、業務内容の評価と併せて、資産に関する業務上の必要性について検証するほか、中期計画に定める施設及び設備並びに研究計画に基づく大型研究設備に関する維持管理を適正に行うなかで、不断に見直しを実施していく。
2. 事務所等の見直し	
○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	● 施設の管理業務の一括契約、共通事務用品の一括契約などを実施。効率化目標を見据えた管理部門経費を策定している。
○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。	該当なし。
○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。	○ パリ事務所については、欧州各国の研究機関との共同研究推進の支援や欧州委員会との新世代ネットワークに関する共同研究公募制度の創設等、引き続き欧州との連携を進める必要があるが、これらの業務への対応には、日本からの出張によるよりも、パリ事務所において実施する方が効率的であることから、存続が必要と判断し、総務省独立行政法人評価委員会にも報告した上で他法人との共用を行うこととした。 このため、他法人との共用を検討し、パリに事務所を置く日本原子力研究開発機構と共用について合意し、平成23年度当初から共用を開始しており、平成22年度に比べ、年間で約4,000千円の運営経費を削減した。さらに平成25年10月からは、宇宙航空研究開発機構及び科学技術振興機構とも共用を開始し、更なる運営経費の削減に努めている。 ○ タイ自然言語ラボ及びシンガポール無線通信ラボについては、平成22年度末のプロジェクト終了をもって廃止した。
このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。	

○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。	該当なし。
○ 本部事務所、地方支所、職員宿舍等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。	● 平成22年度までに不要資産の整理を行い、業務見直しにより廃止した稚内電波観測施設跡地について、平成25年9月に土地・工作物を国庫に現物納付。
3. 取引関係の見直し 随意契約の見直し等	
○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。	○ 平成22年4月に策定した「随意契約等見直し計画」を踏まえ、随意契約については原則一般競争入札等に移行したほか、研究機器の買入・製造等や、研究業務支援・保守などが大半を占める一者応札・一者応募案件の改善を図るため、仕様書の内容が抽象的なものや詳細すぎるものについて適正化するなど仕様内容の見直し、過去の納入実績等を入札参加条件としていたものについて緩和するなど入札参加条件の見直し、一般競争入札及び公募の公告期間(10日)を、総合評価方式の案件は20日以上、それ以外の案件は15日以上に延長するなど公告期間の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保に努めている。 【平成25年度の状況】 (金額ベース(単位:億円)) 一般競争等 654億円(97.1%)、競争性のない随意契約 20億円(2.9%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等 1321件(96.4%)、競争性のない随意契約 50件(3.6%) 【平成24年度の状況】 (金額ベース(単位:億円)) 一般競争等 242億円(95.7%)、競争性のない随意契約 11億円(4.2%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等 1,121件(96.5%)、競争性のない随意契約 41件(3.5%) 【平成23年度の状況】 (金額ベース(単位:億円)) 一般競争等 300億円(97.2%)、競争性のない随意契約 9億円(2.8%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等 1,240件(96.6%)、競争性のない随意契約 43件(3.4%) 【平成22年度の状況】 (金額ベース(単位:億円)) 一般競争等 236億円(95.9%)、競争性のない随意契約 10億円(4.1%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等 1,184件(96.9%)、競争性のない随意契約 38件(3.1%)
○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。	

契約に係る情報の公開	
○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その使途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。 ○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。 ○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。	○ 平成22年4月に策定した「随意契約等見直し計画」を踏まえ、随意契約については原則一般競争入札等に移行したほか、一者応札・一者応募案件についても、仕様内容の見直し、入札参加条件の緩和、公告期間の延長、落札後の業務等準備期間の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保に努めている。 ● 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日事務連絡)の要請を踏まえ、一定の関係を有する法人(NICTの役員及び職員で課長相当職以上を経験した者が再就職をしていること及びNICTとの間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていることのいずれにも該当する場合の法人)との契約について平成23年7月1日の公告分からの入札公告への記載、及びNICTホームページへの本件公表に係る趣旨説明を掲載し、契約を締結した日の翌日から起算して原則72日(各年度4月の契約については93日)以内にNICTのホームページで情報を公表している。なお、これまで該当法人との契約実績はない。
関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。	関連法人との契約実績がないため、該当なし。
調達の見直し	
○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。	● NICTにおいては、コピー用紙・事務用消耗品について実施している。引き続き共同調達になじむ案件がないか調査しつつ、共同調達によるコスト縮減に努めていく。
特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。	ア) 調達に係る仕様要件の見直しは、随意契約等見直し計画に基づき、仕様要件(仕様書の内容が抽象的なものや詳細すぎるものについて適正化等)、参加条件(過去の納入実績等を入札参加条件としていたものについて緩和等)、公告期間(一般競争入札及び公募の公告期間(10日)を、総合評価方式の案件は20日以上、それ以外の案件は15日以上に延長等)等について引き続き見直しを行っている。 イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は、積極的に活用すべく準備している。また、研究機器や保管機器等の他機関との共同利用についてその可能性を検討している。 NICTの保有する研究施設・機器等について、研究開発に支障のない範囲で外部機関に有償供与する制度の運用を平成23年度中に開始した。 ウ) 価格調査にあたっては、市場価格等を調査し、適正価格の把握に努めている。
○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。	● これまで個別に実施していたNICT本部、ユニバーサルコミュニケーション研究所、未来ICT研究所の情報システム運用業務を1の業務として民間競争入札を実施し、平成26年4月から運用開始した。

○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的な方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。	● 平成23年4月に取りまとめられた「公共サービス改革プログラム」を踏まえ、調達の競争性・透明性の確保のため、引き続き随意契約や一者応札等の見直しを行った。具体的には、実質的な競争性を高める努力を行うとともに、随意契約による場合であっても、説明責任を強化することにより、効率化や成果の向上等、実質的な調達の改善を重視する取組を行ったほか、調達・契約方式の多様化を踏まえ、総合評価落札方式の改善を図った。
4. 人件費・管理運営の適正化 人件費の適正化	
○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。	
○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。	
イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。	
○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。	● 引き続き公表を行っていく。
○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。	● 給与水準については、総合職の給与水準が国に比較して高くなっており、その主な理由として職員の大部分が都市部(東京都小金井市)を勤務地としているため、地域手当が国全体の平均支給率と比較して高くなっていることが考えられる。そのため、監事や総務省独立行政法人評価委員会による業績評価において、地域手当支給率の凍結や手当の見直しなど人件費削減に向けた取組み等の適正性について厳格なチェックを行っている。 なお、総合職及び研究職を合わせた職員全体の給与水準は国より低い指数である。
管理運営の適正化	
○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。	
○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。	● 国家公務員に準じたものとしているが、今後も国家公務員の制度を注視していく。
○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。	● 事業費については、プロジェクトの予算実施計画の策定にあたって、必要経費の費目別の積み上げを徹底するとともに、その積算根拠については取りまとめ部局において、過去の実績や情勢等を調査したうえで経費の精査を行い、最終的に幹部における評価と対応したヒアリングでのチェックを実施しており、透明化、合理化を図っている。

○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。	● コンプライアンス推進のための体制を整備し、毎年度、コンプライアンス推進行動計画を策定の上、法令遵守、リスク管理に組織的に取り組んでいる。具体的には、職員のコンプライアンスに関する理解の向上及びリスクの未然防止を目的とするコンプライアンス研修(e-learning)を継続的に実施していくなど、コンプライアンス推進を着実に実施していくほか、昨年度に引き続き、適正な会計処理の確保等に重点的に取り組んでいる。
5. 自己収入の拡大	
○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。	● 測定機器等の較正(登録検査等事業者用測定器等の較正は除く)の手数料については、平成23年度および平成25年度に改定した。
○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。	
○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。	● 技術移転については、平成23年4月から、これまで外部委託していたTLOを廃止し、内部に目利きを配置させて研究者との密な連携を図り、外部への売り込み活動を活性化させた。さらに、実用化に近い技術についてはより効果的な売り込み等を進め、多言語翻訳技術や企業内ネットワークのトラフィック監視技術及び対サイバー攻撃アラートシステムなど、企業への技術移転が進み、実施許諾収入につながった。
6. 事業の審査、評価	
○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。	● 複数の候補案件からの選択を要する委託研究等について、外部有識者から成る評価委員会を設置し、事前・採択・中間・終了・追跡と時期毎に外部評価を実施している。また、自ら実施する研究開発について、外部有識者から成る外部評価委員会を設置し、外部評価を実施している。
○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。	● 必要性がなくなると認められる研究開発課題等は、廃止又は縮小方向で不断の見直しを行う。また、委託研究等の採択・中間・終了・追跡の評価結果や、自ら実施する研究開発の期首・中間・期末の外部評価結果をホームページ上で公表している。

No	04	所管	総務省	法人名	情報通信研究機構
----	----	----	-----	-----	----------

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講すべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	新世代ネットワーク技術の研究開発	事業規模の縮減	23年度から実施	「新世代ネットワーク技術領域」については、「フォトニックネットワーク技術に関する研究開発」に係る委託研究の縮減、「次世代ネットワーク（NGN）」関連委託研究の廃止等を行い、「新世代ネットワーク」研究への重点化を行う。 「ユニバーサル・コミュニケーション技術領域」については、「電気通信サービスにおける情報通信性検証技術」の廃止等を行い、自動音声翻訳技術等の研究への重点化を行う。 「安心・安全のための情報通信技術領域」については、情報セキュリティに係る委託研究の一部廃止等により研究の重点化を行う。 以上により、研究の重点化等を図るとともに、重複排除の徹底、研究成果の在り方の見直し等を行い、事業規模を縮減する。 また、外部委託経費について、平成23年度概算要求の算定において対前年度予算比約24%の縮減が図られている新世代ネットワーク技術領域と同様に他の技術領域についても見直しを行い、外部委託経費全体として5分の1を超える予算縮減を図るとともに、委託研究課題の評価・見直しを随時行うなど効率的な研究開発を推進する。	2a 一部措置済	「新世代ネットワーク技術領域」については、平成23年度からの第3期中期目標期間の開始に際し、「フォトニックネットワーク技術に関する研究開発」のうち、「光LANと広域系を接続するアクセス技術」の委託研究の廃止や、「次世代ネットワーク（NGN）」関連委託研究の廃止等を行うとともに、「ネットワーク仮想化技術」など「新世代ネットワーク」研究への重点化を行った。 「ユニバーサル・コミュニケーション技術領域」については、平成23年度からの第3期中期目標期間の開始に際し、「電気通信サービスにおける情報通信性検証技術」や「多並列・像再生型立体テレビシステム」の委託研究の廃止を行うとともに、「自動音声翻訳技術」や「電子ホログラフィ技術」などの研究への重点化を行った。 「安心・安全のための情報通信技術領域」については、平成23年度からの第3期中期目標期間の開始に際し、「情報セキュリティ技術に関する研究開発」のうち、「インシデント分析の広域化・高速化」の委託研究の廃止を行うとともに、「集中豪雨、竜巻突風等の局所的現象を観測する次世代ドップラー気象レーダーシステム」などの研究への重点化を行った。 また、平成23年度からの第3期中期目標において、研究成果の社会還元促進や無駄な重複排除の観点から研究テーマの重点化を図ることとされたことを受け、中期計画において研究開発の重点化を明記した。 なお、産業技術総合研究所、宇宙航空研究開発機構等との間で定常的に連携・協力の在り方について意見交換を行ってきたほか、平成23年度実施計画策定のための内部評価（平成23年2～3月に実施）において、他の研究機関における研究状況、連携・協力体制を評価項目に加えるなど、最新の研究動向を研究項目の選定の際に十分に考慮することにより、無駄な重複排除の徹底を図った。 また、研究成果の在り方の見直しに関しては、平成23年度より社会還元促進部門を新設し、研究開発成果の積極的な発信や適切な知的財産の活用促進を実施する体制を整備した。これにより、成果の活用を促進する部署と研究者間の意識共有及び連携がより強化され、企業内ネットワークのトラフィック監視技術など、機構の知的財産がより活用された。 以上の結果、平成23年度概算要求において、外部委託経費全体として五分之一を超える1,244,999千円（前年度比20.1%減）の予算縮減を行うものとした。 これらにより、平成23年度の運営費交付金の予算規模は30,280,857千円（平成22年度：30,899,629千円）となり、事業規模の縮減が図られた。平成24年度以降も引き続き効率的な研究開発を推進し、運営費交付金の予算規模は29,665,999千円（平成24年度）、28,673,467千円（平成25年度）、28,070,997千円（平成26年度）となり、事業規模の縮減が図られている。	引き続き効率的な研究開発を推進する。
02	ユニバーサル・コミュニケーション技術の研究開発						
03	ICT安心・安全技術の研究開発						
04	高度通信・放送研究開発に対する助成	一部メニューの廃止 国の判断・責任の下で実施	23年度中に実施	当該事業のうち、平成21年11月の事業仕分け結果を受け廃止された「通信・放送新規事業に対する助成」と類似の事業である「先進技術型研究開発助成金（テレコムインキュベーション）」を廃止する。 国で実施している「戦略的情報通信研究開発推進制度」と事業を統合し、又はそれぞれの位置付けの明確化を図り効率的に実施し、制度的見直しの中で、国の判断・責任の下で実施する事業として整理・検討する。	1a	①「先進技術型研究開発助成金（テレコムインキュベーション）」について廃止することとし、平成23年度以降新規公募を行わないこととした。 ②高度通信・放送研究開発に対する助成のうち、テレコムインキュベーション以外の「国際共同研究助成」と「高齢者・チャレンジ向け通信・放送サービス充実研究開発助成」の2事業について、前者は平成24年度より新規公募を停止し、後者は平成24年度より国において実施している。	措置済み
05	海外からの研究者の招へい等	類似事業との一体化による効率化	23年度中に実施	本法人において実施している「国際研究協力ジャパントラスト事業」と運用面での一体的な実施を図り、効率化する。	1a	運営面の効率化に向けて、平成23年4月より実施部門を統合するとともに、平成23年度に行う募集・採択分から募集要項や審査委員会の統合などを実施した。	措置済み
06	情報バリアフリーの促進（字幕番組・解説番組等の制作促進）	助成率の見直しによる予算規模の縮減、事業の在り方の見直し	23年度以降実施	字幕番組については、その普及状況にかんがみ、助成率を縮減し、将来的に放送事業者自身の努力にゆだねるなど事業の在り方について検討し、国の直接実施も含めて事業を見直す。	1a	将来的には全て放送事業者自身の努力にゆだねることに向けて見直しの検討を行っているところ、平成23年度は、比較的普及が進んでいる生放送番組を除く字幕番組について、在京5局に対する助成率を6分の1から8分の1に引き下げ、普及が進んでいない解説番組・手話番組等については、重点的に助成を行うこと等により、前年度と比べて予算規模を26,690千円縮減した。また、実施主体の検討については、新たに国が事業を行うよりも、蓄積されたノウハウを活かすことにより、事業を効率的・効果的に遂行することが可能であること等の理由により、引き続き、NICTが主体として事業を行うこととした。	措置済み

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
07	情報バリアフリーの促進（身体障害者向け通信・放送役務の提供、開発等の推進）	交付先事業者の事業計画等の監督強化、事業の在り方の見直し	22年度から実施	交付先事業者における配分予算と執行額に差が生じている状況にかんがみ、交付先事業者の事業計画等の監督を強化し、予算の適切な執行を図る。 また、本法人の専門性がいかされる事業かどうか検証し、国の直接実施も含め事業の在り方を見直す。	2a 一部措置済	平成22年度からは、予算の適切な執行を図るために、案件採択時における評価方法の改善及び事業執行に対するサポート体制の強化を行った。具体的には、外部の有識者から組織される評価委員会において提案者から直接事業内容の説明を受けるとともに、障害者の具体的な需要を示す客観的なデータなどの提出を求め評価を実施した。また、相談窓口をNICTに設けることで、事業運営に関する相談・サポート体制の整備による配分予算と執行額の乖離解消に努めた結果、平成22年度は71.3%であった執行率が平成25年度は95.0%（平成24年度は93.0%）と改善されており、そのレベルを維持している。 また、実施主体の検討については、新たに国が事業を行うよりも、蓄積されたノウハウを活かすことにより、事業を効率的・効果的に遂行することが可能であること等の理由により、引き続き、NICTが主体として事業を行うこととした。	引き続きサポート体制を維持・強化し、適切な執行を図る。
08	民間基盤技術研究促進業務	新規採択の廃止	22年度中に実施	新規案件の採択は行わないこととし、既往案件の管理業務等の経費に掛かる必要最小限の資産を除き、不要資産は原則として平成23年度中に国庫納付する。	1a	平成22年度より新規公募を停止し、平成23年度の予算要求をしていない。	措置済み
		不要資産の国庫納付	23年度中に実施		1b	保有資産約66億円のうち為替相場により利率が変動する円建て外債50億円を保有していたが、当該外債が平成24年3月に早期償還されたことを受け、既往案件の管理業務等の経費に掛かる必要最小限の資産を除き、平成24年12月に不要資産（5,000,000千円）を国庫納付済み。	措置済み
		既往案件の監督強化	22年度から実施	委託対象事業の事業化計画等に関する進捗よく状況や売上状況等の把握、把握したデータ等に基づく売上納付・収益納付に係る業務を着実に実施する。	2a	研究成果の事業化の促進、売上（収益）納付に係る業務について、受託者における事業化の進捗状況や売上状況等をより的確に把握するため、平成22年度から事業化動向に精通した民間の事業化コンサルタントの協力を得て追跡調査等フォローアップを実施するなど、売上納付・収益納付に係る業務を着実に実施した。平成25年度の追跡調査においては、各研究開発課題における今後の事業化に向けた問題点や改善を要する点等についての分析等を行い、実地ヒアリングによる調査及び事業化のためのマッチングの取組み等を行っており、平成26年度は、これらの結果を踏まえて、追跡調査等を実施することにより、一層の事業化促進を図っていく予定。	追跡調査等を実施することにより、一層の事業化促進を図る。
09	情報通信ベンチャーに対する情報提供及び交流	事業規模の縮減及び事業の在り方の見直し	22年度から実施	「先進技術型研究開発助成金（テレコムインキュベーション）」の廃止及び既往出資案件の縮小と併せて縮減するとともに、本法人の事業としての廃止を含めて事業の在り方を見直す。	2a 一部措置済	「先進技術型研究開発助成金（テレコムインキュベーション）」については廃止することとし、平成23年度以降新規公募を行わないこととした。 また、「情報通信ベンチャーに対する情報提供及び交流」については、事業規模の縮減との指摘を踏まえ、予算額及び事業規模を縮減済（予算額：平成22年度：46,066千円、平成26年度：38,213千円、事業規模の縮減：「情報提供及び交流」機会を提供するため、NICT直轄で実施してきた各種セミナー等のイベントを、平成23年度以降は、地域のベンチャー支援組織・団体との「連携イベント」実施方式に転換することにより、地域の実情・ニーズを重視しつつ、事業全体の効率化を推進。）。 事業の在り方については、ベンチャーの創業や事業拡大にどの程度の貢献があったかといった成果を明らかにする客観的かつ定量的な指標により、当該事業の成果を把握し、その成果を踏まえて、廃止を含めて事業の在り方を検討する旨、平成23年3月策定のNICTに対する第3期中期目標に記載。 また、平成24年度末までに今後の事業の在り方を検討するとしていたことから、平成23年度に実施した事業化を促進するマッチングの機会を提供するイベントにおける実施後1年以内の具体的なマッチング等商談に至る状況について、6か月後、1年後のアンケートを実施した結果、目標（50%以上）を上回る75%の社が新規取引先の開拓、新規資金の調達等につながっていること及びイベント毎に行なった参加者への「有益度」に関する調査では、目標（70%以上）を大きく上回る96.6%の回答者から4段階評価において上位2段階の評価を得ていることを踏まえ検討した結果、NICTにおいて「日本のベンチャー支援は、米国に比して遅れているので、引き続きトライすべき」「ベンチャー育成に関する意欲的な取り組みであり、アイデアを活かした良い活動が動き出している」等の必要性、有効性が認められ、また、総務省独立行政法人評価委員会においても「ICT分野のベンチャーの育成に今後とも一定の役割を果たすことが期待される」等との評価を受けていることから、25年度以降もこれまで蓄積したノウハウを活用しつつ効率的に事業を実施することとした。 25年度は、マッチング等商談に至る状況（目標（50%以上））については87.5%、参加者への「有益度」に関する調査（目標（70%以上））については91.2%、といずれも目標を上回る成果となったほか、地域のベンチャー支援組織・団体との連携会議を開催して、ベンチャー支援にあたっての役割分担の明確化や業務運営の効率化等を図った。 なお、今後も事業の在り方については不断の検討を行っていく。	引き続き効率的な予算執行を行う。 また、事業の有効性等についてアンケート調査等により毎年検証を行い、適切な事業の在り方を検討する。

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
10	情報通信ベンチャーへの出資	新規出資の廃止	23年度中に実施	新規出資は行わないこととし、既出資案件の管理業務等の経費に掛かる必要最小限の資産を除き、不要資産は国庫納付する。	1a	新たな出資は停止済。	措置済み
		不要資産の国庫納付			1a	不要資産の国庫納付について、平成23年度に1,979,474千円を国庫納付した。	
		既出資案件の監督強化	22年度から実施	事業化計画等に関する進ちょく状況の把握・分析を踏まえた助言、経営分析を通じた経営成績の把握等に基づく配当の促進により、資金回収の徹底を図る。	2a	各出資先法人の毎年度の決算、中間決算の報告のほか、経営状況に応じて、毎月の収支状況や資金の推移状況に関する説明を求める等、経営状況の把握に努める旨等を平成23年3月策定のNICTに対する第3期中期目標に記載。また、平成23年3月にNICTから各出資先法人に対して、毎月の収支状況や資金の推移状況等を求める文書を送付した他、中期計画及び累積解消計画の策定を求めると共に、経営に影響を与える重要事項に関しては、取締役会前に事前協議を要請し、併せて取締役会議事録の提出を求める等管理監督の強化を実施した。加えて24年度は、会計・経理規程等社内規定における不備の是正を求めると共に、役員報酬水準の適正化や不要な設備投資の抑制、不適切な手当支給の改善を求めるなど、経営の適正化、早期の繰越損失の解消を要請し、25年度には、出資契約に基づく実地監査を行うとともに、「長期資金計画及び設備計画・保守修繕計画」の策定要請を行うなど更なる監督強化を図り、可能な限り出資金の回収額の最大化に努めた。	引き続き、出資金の回収額の最大化に努める。
11	地域通信・放送開発事業に対する支援	当該事業の実施主体の検討	22年度中に実施	民間出資・出金による信用基金の運用益による利子補給事業及び債務保証事業であり、どのような主体が実施するのが適当か検討し、本法人の事業としての廃止について、平成22年度末までに結論を得る。	1a	外部有識者による「債務保証勘定関係業務の実施主体等に関する検討会」において検討し、平成22年度末までに以下の結論を得た。 1. 現在NICTが実施している債務保証勘定関係業務は、引き続きNICTで実施することが適当。 2. NICTにおける債務保証勘定関係業務については、平成28年5月末以降、債務保証及び利子補給の新規案件の採択は行わない。なお、信用基金については、既存案件の保証期間等が終了次第、速やかに清算するものとする。	措置済み
12	通信・放送新規事業に対する債務保証						
13	情報通信インフラストラクチャーの高度化のための債務保証						
14	無線設備の機器の試験に係る事業	民間実施	23年度中に実施	総務省が実施する一般競争入札において民間事業者が応札した場合には、当該民間事業者の継続的な受託能力の状況等を踏まえ、本法人においては、次年度以降の入札への参加を取りやめる。	1a	平成23年度及び平成24年度の事業の実施にあたり総務省が公募を実施したが、NICT以外の応募は無かったため、NICTと随意契約を行った。なお、公募の実施にあたっては、事前に業界関係者に対する事業内容の周知・説明等を行っている。次年度以降、民間事業者等の応募があった場合には、当該民間事業者の継続的な受託能力の状況等を踏まえ、NICTにおいては、翌年度以降の入札への参加を取りやめる。	措置済み
15	無線設備の機器の較正に係る事業	民間実施	23年度中に実施	引き続き民間参入を促進し、本法人の事業のうち指定較正機関の較正用機器の較正を除き、民間実施を図る。	1b	民間機関で実施できる較正については、参入促進を図るため、電波利用ホームページに資格要件を満足すれば参入ができる等の説明を平成23年度に追加した。 また、指定較正機関としての能力を有すると考えられる機関に個別に働きかけを行った結果、平成24年6月に指定較正機関の指定の申請があり、現在総務省において審査中であり、7月11日に電波監理審議会へ諮問予定。指定することが適当との答申が得られた場合は、速やかに指定する予定。	措置済み

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
16	衛星放送受信対策基金	22年度中に実施	本法人における、衛星放送受信対策基金による衛星放送受信設備設置助成の終了に伴い、衛星放送受信対策基金（30億円）の全額を国庫納付する。	1a	平成22年度中に衛星放送受信対策基金（30億円）の全額を国庫へ納付済み。	措置済み
17	基盤技術研究促進勘定の政府出資金（再掲）	23年度中に実施	保有国債などの資産（平成21年度末約66億円）のうち、既往案件の管理業務等の経費に掛かる必要最小限の資産を除き、不要資産は原則として平成23年度中に国庫納付する。	1b	保有資産約66億円のうち為替相場により利率が変動する円建て外債50億円を保有していたが、当該外債が平成24年3月に早期償還されたことを受け、既往案件の管理業務等の経費に掛かる必要最小限の資産を除き、平成24年12月に不要資産（5,000,000千円）を国庫納付済み。	措置済み
18	不要資産の国庫返納 出資勘定の承継時出資金（再掲）	23年度中に実施	保有国債などの資産（平成21年度末約18億円）のうち、既往案件の管理業務等の経費に掛かる必要最小限の資産を除き、不要資産は国庫納付する。	1a	不要資産の国庫納付について、平成23年度に1,979,474千円を国庫納付済み。	措置済み
19	通信・放送承継勘定の承継時出資金	23年度以降実施	平成24年度末までの業務の完了に努め、保有国債などの資産（平成21年度末約181億円）のうち、不要な資産を業務の終了予定年度より前倒しして国庫納付する。	1a	平成23年度中に不要資産として15,058,611千円を国庫納付済み。	措置済み
20	高度電気通信施設整備促進基金	22年度中に実施	平成22年度から平成30年度の既往分の必要額を除き、基金（約41.6億円）を国庫納付する。	1a	平成23年度から平成30年度までの既往分の必要額（13,348千円）を除き、平成22年度末に基金（4,259,213千円）を国庫納付済み。	措置済み

事務・事業		講すべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
21	事務所等の見直し	海外事務所の見直し	22年度中に実施	パリ事務所については、廃止又は共用化を進めるための検討を行い、具体的な結論を得る。	1a	パリ事務所については、欧州各国の研究機関との共同研究推進の支援や欧州委員会との新世代ネットワークに関する共同研究公募制度の創設等、引き続き欧州との連携を進める必要があるが、これらの業務への対応には、日本からの出張によるよりも、パリ事務所において実施する方が効率的であることから、存続が必要と判断し、総務省独立行政法人評価委員会にも報告したうえで他法人との共用を行うこととした。 このため、他法人との共用を検討し、パリに事務所を置く日本原子力研究開発機構と共用について合意し、平成23年度当初から共用を開始しており、平成22年度に比べ、年間で約4,000千円の運営経費の削減となっている。	措置済み
22			22年度以降実施	タイ自然言語ラボ及びシンガポール無線通信ラボについては、現在実施中のプロジェクトが終了する時に廃止する。	1a	タイ自然言語ラボ及びシンガポール無線通信ラボについては、平成22年度末のプロジェクト終了をもって廃止した。	措置済み
23	取引関係の見直し	一者応札・一者応募の改善	22年度から実施	随意契約等見直し計画に沿って、一者応札・一者応募の改善に努める。	2a	随意契約等見直し計画に沿って、研究機器の買入・製造等や、研究業務支援・保守などが大半を占める一者応札・一者応募の改善を図るため、仕様書の内容が抽象的なものや詳細すぎるものについて適正化するなど仕様書の見直し、過去の納入実績等を入札参加条件としていたものについて緩和するなど参加条件の見直し、一般競争入札の公告期間（10日）を総合評価方式の案件は20日以上、それ以外の案件は15日以上に延長したほか、平成24年4月から公募にかかる公告期間を従来の10日間以上から15日間以上に見直しを実施した。←平成25年度における一者応札・一者応募件数の割合は81.8%（平成20年度77.7%、平成22年度74.2%、平成23年度74.2%、平成24年度76.9%）と前年度より増加したが、これは補正予算に係る契約案件で、研究のための専門的な装置の製造等の調達が増加し、この案件に対し、一者応札・応募が多く発生したことによる。 【平成25年度の状況】 （金額ベース（単位：億円）） 一般競争等 654億円（97.1%）、競争性のない随意契約 20億円（2.9%） （件数ベース（単位：件）） 一般競争等 1321件（96.4%）、競争性のない随意契約 50件（3.6%） 【平成24年度の状況】 （金額ベース（単位：億円）） 一般競争等 242億円（95.7%）、競争性のない随意契約 11億円（4.2%） （件数ベース（単位：件）） 一般競争等 1,121件（96.5%）、競争性のない随意契約 41件（3.5%） 【平成23年度の状況】 （金額ベース（単位：億円）） 一般競争等 300億円（97.2%）、競争性のない随意契約 9億円（2.8%） （件数ベース（単位：件）） 一般競争等 1,240件（96.6%）、競争性のない随意契約 43件（3.4%） 【平成22年度の状況】 （金額ベース（単位：億円）） 一般競争等 236億円（95.9%）、競争性のない随意契約 10億円（4.1%） （件数ベース（単位：件）） 一般競争等 1,184件（96.9%）、競争性のない随意契約 38件（3.1%）	今後も、引き続き競争性のない随意契約や一者応札・応募に関する点検・検証を継続的にを行い、契約の一層の適正化を図る。
24	業務運営の効率化等	特許保有コストの低減、実施許諾収入の増加	22年度から実施	特許について、収入に繋がる可能性の判断の厳格化による保有コストの低減、技術移転活動の活性化による実施許諾収入の増加を図る。	2a	特許の出願・維持管理については、社会で活用される見通しの立たない特許等は見直しを行っていくこととし、これらの実施に必要な規程の改正を平成23年3月に実施するとともに、役員・幹部等を含む審査体制を平成23年7月に構築。平成24年2月からは特許出願・維持管理の審査体制を役員クラスと部門クラスの2階層構造とし、重要案件については前者で、通常案件については後者でより高い頻度で議論することすることによって効率性と適切性両面の改善を図った。また、知的財産ポリシーを平成24年3月に改訂。これらの措置により、特許に関するコストの低減を図った。 技術移転については、平成23年4月から、これまで外部委託していたTL0を廃止し、内部に目利きを配置させて研究者との密な連携を図り、外部への売り込み活動を活性化させた。さらに、実用化に近い技術についてはより効果的な売り込み等を進め、多言語翻訳技術や企業内ネットワークのトラフィック監視技術及び対サイバー攻撃アラートシステムなど、企業への技術移転が進み、実施許諾収入につながった。	新たに構築した審査体制等を着実に運用し、特許に関するコストの低下及び実施特許収入の増加に努める。

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
【その他】						
25	資金配分機能については、研究開発機能との一体的な実施により効率化が図られる場合に限ることとし、次世代ネットワーク（NGN）、屋内可視光通信技術の委託研究のように、一体的な実施によって効率化が図られない資金配分機能については、本法人の事業としては廃止し、国の判断・責任の下で実施する事業として、平成23年度中に整理・検討する。			平成23年度からの第3期中期目標において、委託研究については、自主研究との一体的な実施により効率化が図られる場合に限定し、テーマの一層の重点化を図り実施することを明記した。なお、次世代ネットワーク（NGN）、屋内可視光通信技術の委託研究については、平成22年度までに廃止した。 「高度通信・放送研究開発に対する助成」のうち、「先進技術型研究開発助成金（テレコムインキュベーション）」について廃止することとし、平成23年度以降新規応募を行わないこととした。また、テレコムインキュベーション以外の「国際共同研究助成」と「高齢者・チャレンジ向け通信・放送サービス充実研究開発助成」の2事業について、前者は平成24年度より新規公募を停止し、後者は平成24年度より国において実施している。 「民間基盤技術研究促進業務」については、平成22年度より新規公募を停止し、平成23年度の予算要求をしていない。		措置済み

No.	04	所管	総務省	法人名	情報通信研究機構
-----	----	----	-----	-----	----------

項目		見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
1	2. 見直しの視点	(3) 組織体制及び運営の効率化の検証	随意契約は、真に合理的な理由があるものに限定されているか。また、競争入札についても、実質的な競争が確保されているか。	1	○ 平成22年4月に策定した「随意契約等見直し計画」を踏まえ、随意契約については原則一般競争入札等に移行したほか、研究機器の買入・製造等や、研究業務支援・保守などが大半を占める一者応札・一者応募案件の改善を図るため、仕様書の内容が抽象的なものや詳細すぎるものについて適正化するなど仕様内容の見直し、過去の納入実績等を入札参加条件としていたものについて緩和するなど入札参加条件の見直し、一般競争入札の公告期間（10日）を、総合評価方式の案件は20日以上、それ以外の案件は15日以上に延長するなど公告期間の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保に努めている。 【平成25年度の状況】 （金額ベース（単位：億円）） 一般競争等 654億円（97.1％）、競争性のない随意契約 20億円（2.9％） （件数ベース（単位：件）） 一般競争等 1321件（96.4％）、競争性のない随意契約 50件（3.6％） 【平成24年度の状況】 （金額ベース（単位：億円）） 一般競争等 242億円（95.7％）、競争性のない随意契約 11億円（4.2％） （件数ベース（単位：件）） 一般競争等 1,121件（96.5％）、競争性のない随意契約 41件（3.5％） 【平成23年度の状況】 （金額ベース（単位：億円）） 一般競争等 300億円（97.2％）、競争性のない随意契約 9億円（2.8％） （件数ベース（単位：件）） 一般競争等 1,240件（96.6％）、競争性のない随意契約 43件（3.4％） 【平成22年度の状況】 （金額ベース（単位：億円）） 一般競争等 236億円（95.9％）、競争性のない随意契約 10億円（4.1％） （件数ベース（単位：件）） 一般競争等 1,184件（96.9％）、競争性のない随意契約 38件（3.1％）	今後も、引き続き競争性のない随意契約や一者応札・応募に関する点検・検証を継続的に行い、契約の一層の適正化を図る。
2	2. 見直しの視点	(3) 組織体制及び運営の効率化の検証	保有資産（実物資産、金融資産）等の経営資源が事務・事業の目的及び内容に照らして過大なものとなっていないか。徹底的に縮減し、国庫返納等を行うべきではないか。	1	○ 稚内電波観測施設跡地について、土壤汚染対策、境界画定など関係機関との調整を行い、平成25年9月に国庫納付。 ○ 衛星放送受信対策基金（3,000,000千円）及び高度電気通信施設整備促進基金（4,259,213千円）について、平成23年3月末に国庫納付。出資勘定の承継時出資金（1,979,474千円）、承継勘定の承継時出資金（15,058,611千円）について、平成24年3月に国庫納付。基盤勘定について、平成24年12月に不要資産（5,000,000千円）を国庫納付。出資勘定について、平成25年8月に不要資産（29,029千円）を国庫納付。	今後も、業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる資産は、国庫納付等を行う。

「資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	総務省
法人名	統計センター

(平成26年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。	- 利益剰余金は、独法通則法第44条第1項の規定に基づき積立金として処分し、第2期中期目標の期間(20～24年度)終了後、速やかに国庫納付。(25年7月4日 約29.9億円納付済) - なお、独法通則法第46条の2に該当する不要財産は有していない。
不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。	該当なし。
なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。	該当なし。
2. 事務所等の見直し	
国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	統計センターでは、土地・建物は保有していない。
東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。	該当なし。
海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。	該当なし。
このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。	
職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。	該当なし。
本部事務所、地方支所、職員宿舍等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。	統計センターでは、土地・建物は保有していない。

3.取引関係の見直し 随意契約の見直し等

○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。

○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。

●「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、平成22年4月に新たな「随意契約等見直し計画」を策定し、ホームページで公表した。

随意契約については、平成24年度の全6件(露が関WANサービス、水道料、ガス料、官報掲載料、電力の購入、政府共通ネットワークサービス)から平成25年度の全3件(水道料、ガス料、官報掲載料)に削減されている。これらは、統計センター契約監視委員会において、真にやむを得ない随意契約であると了承を得ている。

また、一般競争入札については、入札公告期間の延長や入札参加要件の緩和等の改善を図ることにより、一者応札案件の改善に向けた取組を引き続き行っており、結果的に一者応札になった7件については、入札説明書を受理したが入札に参加しなかった者に対する不参加理由を聴取する等の事後点検を実施した。なお、契約監視委員会に対しても当該案件についてすべて報告するとともに、今後の調達については、これらの改善を反映させることにより、さらなる競争性の確保を推進する。

<平成25年度契約状況>

1.金額ベース

一般競争:468,390千円(95.2%)、うち一者応札:405,414千円(86.6%)

公 募:613千円(0.1%)

随意契約:22,759千円(4.7%)

2.件数ベース

一般競争:22件(84.6%)、うち一者応札:7件(31.8%)

公 募:1件(3.9%)

随意契約:3件(11.5%)

<平成24年度契約状況>

1.金額ベース

一般競争:908,467千円(91.8%)、うち一者応札:658,286千円(72.5%)

公 募:604千円(0.1%)

随意契約:80,763千円(8.2%)

2.件数ベース

一般競争:40件(85.1%)、うち一者応札:13件(32.5%)

公 募:1件(2.1%)

随意契約:6件(12.8%)

<平成23年度契約状況>

1.金額ベース

一般競争:3,760,681千円(99.1%)、うち一者応札:378,077千円(10.1%)

公 募:373千円(0.0%)

随意契約:35,309千円(0.9%)

2.件数ベース

一般競争:41件(89.1%)、うち一者応札:9件(22.0%)

公 募:1件(2.2%)

随意契約:4件(8.7%)

<平成22年度契約状況>

1.金額ベース

一般競争:1,413,343千円(97.2%)、うち一者応札:145,361千円(10.3%)

公 募:737千円(0.0%)

随意契約:39,939千円(2.8%)

2.件数ベース

一般競争48件(90.6%)、うち一者応札:10件(20.8%)

公 募:1件(1.9%)

随意契約:4件(7.5%)

契約に係る情報の公開	
○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その使途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。 ○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。 ○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。	● 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について(要請)」(平成23年6月9日 統計局長通知)に基づき、当法人ホームページにおいて公表している。
関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。	● 当法人は、関連法人(特定関連会社、関連会社、関連公益法人)がないため該当なし。
調達の見直し	
○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。	● 庁舎維持管理等業務(警備、設備管理、清掃、電気)、電話交換機の借入及び一般定期健康診断、また、コピー用紙、非常用食料、消耗品(OA機器、清掃用、事務用)の調達等についても、総務省等と連携を図り共同調達を実施し、コスト削減を図っている。
特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。	該当なし。
○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。	● 「公共サービス改革法の事業選定方針及びプロセスについて」(平成23年9月26日内閣府公共サービス改革推進室)に基づき、「独立行政法人統計センターLAN等運用管理業務」が官民競争入札等の対象になっており、現在、入札公告中である。 <参考:入札スケジュール> 入札公告期間:7月1日～8月20日 入札説明会:7月22日 開札:9月26日 また、「公共サービス改革基本方針の一部変更について」(平成26年7月11日閣議決定)の別表より、「政府統計共同利用システムの運用・保守業務」を官民競争入札等の対象とする予定であり、サービスの質の維持・向上と経費削減に努めることとしている。
○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。	● 「公共サービス改革プログラム」(平成23年4月行政刷新会議公共サービス分科会とりまとめ)に沿い、入札実施後のフォローアップ調査を行うことによる一者応札の更なる見直しや、スケールメリットを活かした共同調達(庁舎維持管理等業務等)の拡大による調達の効率化等を図り、コスト削減に努めている。

4. 人件費・管理運営の適正化	
人件費の適正化	
○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。	
○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。	
ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。	
イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進ちょく状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。	
○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。	● 理事長、理事及び監事の報酬については、ホームページで公表している。
○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。	● 総務省独立行政法人評価委員会及び総務省独立行政法人評価委員会統計センター分科会において給与水準のチェックを複数回受け、適切に保たれているとの評価を得ている。監事による監査でも同様の評価を得ている。
管理運営の適正化	
○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。	
○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。	● 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じている。
○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。	● 年度計画における事業費等については、必要な経費を積算段階から精査し、透明化、合理化を図っている。
○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。	● 公益通報の受付体制の整備・運用、監事2名(業務担当・会計担当)による監査のほか、会計・情報管理等に関する内部監査を定期的に行っている。特に情報管理については、業務で個人情報を取り扱うためISMS認証を平成19年度に取得しており、毎年度、ISMS内部監査及びISMS認証継続審査によりコンプライアンスの確保に努めている。
5. 自己収入の拡大	
○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。	● オーダーメイド集計、匿名データの提供による公的統計の二次的利用を受益者の負担により行っており、その手数料は「統計法施行令」により定められている。

○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。	
○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。	● 5府省13調査のオーダーメイド集計、6調査の匿名データの提供を行い、ホームページでの広報、公的統計の二次的利用に関する説明会や学会を通じた周知・普及促進などの取り組みを展開し自己収入の拡大に努めている。平成25年度においては、オーダーメイド集計の提供件数は12件、匿名データの提供件数は33件で、手数料収入は460万円となっている。平成26年度以降も利用可能な調査の種類・年次の拡大を各府省に働きかけるとともに、広報活動により周知・普及促進に取り組み、サービス提供の拡大に努めていく。
6. 事業の審査、評価	
○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。	該当なし。
○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。	該当なし。

No.	05	所管	総務省	法人名	統計センター
-----	----	----	-----	-----	--------

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	製表事業	経常統計調査等に係る経費の縮減	23年度中に実施	平成23年度の経常統計調査等に掛かる経費について、平成22年度と比較して20%縮減する。	1a	平成23年度運営費交付金の該当経費については、190,806千円（対22年度比で20.0%）の縮減を図る計画であるが、具体的には、最適化計画の確実な実施（ホストコンピュータのサーバ化）と関連経費の見直し、競争入札活用によるコスト削減や契約の統合化・共同調達、事務消耗品を含め全ての庁用品の更なる見直しにより効率化を計画している。（措置済み）	措置済み
		一般管理費の縮減	23年度中に実施	平成23年度の一般管理費について、平成22年度と比較して20%縮減する。	1a	平成23年度運営費交付金の該当経費については、67,427千円（対22年度比で20.0%）の縮減を図る計画であるが、具体的には、競争入札活用によるコスト削減や契約の統合化・共同調達、事務消耗品を含め全ての庁用品の更なる見直しにより効率化を計画している。（措置済み）	措置済み
		研究の重点化	22年度から実施	コンピュータ利用による統計業務の効率化のための研究（符号格付業務の自動化の研究及び未回答事項の機械的な補充方法の研究）に重点化し、オートコーディングシステムの実用化に向けた技術の研究・開発については、早期に実用化を図る。	2a	符号格付業務の自動化（格付支援システム）の研究は、研究結果を踏まえ、平成25年度は、平成27年国勢調査に向け、同調査の第2次試験調査を対象に産業・職業分類符号格付に適用した。	符号格付業務の自動化（格付支援システム）の研究では、OCR機により認識されたデータを用いて直接、産業・職業大分類を格付する技術について、平成27年国勢調査に向けて研究を進めている。
02	政府統計共同利用システム運営事業	効率的・効果的な運用	22年度から実施	統計利用に係るワンストップサービスの実現、統計調査のオンライン化の推進等、システムの効率的・効果的な運用に努める。	2a	国民にとって便利で使いやすい統計データの提供や各府省等の統計情報システムの集約を図るため、平成20年度から政府統計共同利用システムを運営している。 政府が作成、公表する統計に関する幅広い情報をワンストップサービスで提供している「政府統計の総合窓口（e-Stat）」は、平成25年度末現在で481統計、約101万ファイルの統計表データが公開され、そのアクセス件数は約3400万件となっている。 統計調査のオンライン化を推進する「政府統計オンライン調査総合窓口」では、平成25年度は12省庁48統計調査（前年度9省庁43調査）で利用されている。 また、上記サービスの平成25年度における稼働率については、99.97%を達成し安定的な運用に努めるとともに、利用者支援として各府省向けの研修を計4回実施し、システムの効率的・効果的な運用に努めている。	業務・システム最適化計画に基づき、引き続き、システムの効率的・効果的な運用に努める。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置			実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
03	取引関係の見直し	一者応札・一者応募の改善	22年度から実施	随意契約等見直し計画に沿って、一者応札・一者応募の改善に努める。	2a	「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、平成22年4月に新たな「随意契約等見直し計画」を策定し、ホームページで公表した。 随意契約については、平成24年度の全6件(霞が関WANサービス、水道料、ガス料、官報掲載料、電力の購入、政府共通ネットワークサービス)から平成25年度の全3件(水道料、ガス料、官報掲載料)に削減されている。これらは、統計センター契約監視委員会において、真にやむを得ない随意契約であると了承を得ている。 また、一般競争入札については、入札公告期間の延長や入札参加要件の緩和等の改善を図ることにより、一者応札案件の改善に向けた取組を引き続き行っており、結果的に一者応札になった7件については、入札説明書を受理したが入札に参加しなかった者に対する不参加理由を聴取する等の事後点検を実施した。なお、契約監視委員会に対しても当該案件についてすべて報告するとともに、今後の調達については、これらの改善を反映させることにより、さらなる競争性の確保を推進する。 <平成25年度契約状況> 1.金額ベース 一般競争:468,390千円(95.2%)、うち一者応札:405,414千円(86.6%) 公 募:613千円(0.1%) 随意契約:22,759千円(4.7%) 2.件数ベース 一般競争:22件(84.6%)、うち一者応札:7件(31.8%) 公 募:1件(3.9%) 随意契約:3件(11.5%) <平成24年度契約状況> 1.金額ベース 一般競争:908,467千円(91.8%)、うち一者応札:658,286千円(72.5%) 公 募:604千円(0.1%) 随意契約:80,763千円(8.2%) 2.件数ベース 一般競争:40件(85.1%)、うち一者応札:13件(32.5%) 公 募:1件(2.1%) 随意契約:6件(12.8%) <平成23年度契約状況> 1.金額ベース 一般競争:3,760,681千円(99.1%)、うち一者応札:378,077千円(10.1%) 公 募:373千円(0.0%) 随意契約:35,309千円(0.9%) 2.件数ベース 一般競争:41件(89.1%)、うち一者応札:9件(22.0%) 公 募:1件(2.2%) 随意契約:4件(8.7%) <平成22年度契約状況> 1.金額ベース 一般競争:1,413,343千円(97.2%)、うち一者応札:145,361千円(10.3%) 公 募:737千円(0.0%) 随意契約:39,939千円(2.8%) 2.件数ベース 一般競争48件(90.6%)、うち一者応札:10件(20.8%) 公 募:1件(1.9%) 随意契約:4件(7.5%)	一者応札・一者応募の改善の徹底を図り、業務運営の透明性の確保と効率化を図る。また、真の競争性が確保されているか、統計センター契約監視委員会において契約状況の点検・見直しの状況について審議を行い、その結果に的確に対応する。
04	業務運営の効率化等	自己収入の拡大	22年度から実施	オーダーメイド集計、匿名データの提供による公的統計の二次利用拡大等に取り組み、自己収入の計画的な拡大に努める。	2a	5 府省13調査のオーダーメイド集計、6 調査の匿名データの提供を行い、ホームページでの広報、公的統計の二次的利用に関する説明会や学会を通じた周知・普及促進などの取り組みを展開し自己収入の拡大に努めている。平成25年度においては、オーダーメイド集計の提供件数は12件、匿名データの提供件数は33件で、手数料収入は460万円となっている。	利用可能な調査の種類・年次の拡大を各府省に働きかけるとともに、広報活動により周知・普及促進に取り組み、サービス提供の拡大に努めていき、平成25年度から平成29年度までにおける収入総額を平成24年度までの実績に対し5年間換算で20%の増加となることを目指す。

No.	05	所管	総務省	法人名	統計センター
-----	----	----	-----	-----	--------

項目		見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
1	事務及び事業の見直し	随意契約の見直し	・契約は、原則として一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。）によることとし、各独立行政法人は、随意契約によることができる限度額等の基準について、国と同額の基準に設定するよう本年度中に措置する。 ・各法人が策定する随意契約見直し計画において、独立行政法人全体で、平成18年度に締結した競争性のない随意契約1兆円のうち、約7割（0.7兆円）を一般競争入札等に移行することとしており、これらを着実に実施することにより、競争性のない随意契約の比率を国並みに引き下げる。 ・契約が一般競争入札等による場合であっても、特に企画競争、公募等を行う場合には、真に競争性、透明性が確保される方法により実施する。 ・随意契約見直し計画の実施状況を含む入札及び契約の適正な実施について、監事及び会計監査人による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ厳正にチェックする。 ・随意契約見直し計画を踏まえた取組状況をウェブサイト公表し、フォローアップを実施する。	2	・当法人は、「独立行政法人統計センター契約事務取扱要領（平成15年4月1日理事長決定）」に基づき随意契約によることができる限度額等の基準について、国と同額の基準に設定している。 ・平成19年度に策定した「随意契約見直し計画」を着実に実施するとともに、随意契約の見直しの徹底による競争入札の拡大及び調達情報の公開等の取組を行った。具体的には、より競争原理が働くよう、入札公告期間の延長や入札参加要件の緩和等により一層の競争性の拡大に努めるとともに、契約・入札に関する情報をホームページに公開し、積極的な情報開示への取り組みを行った。この結果、随意契約については平成18年度の30件、563,705千円から平成20年度では5件、37,448千円となっており、見直し計画目標を達成。 ・「独立行政法人整理合理化計画」に基づき、一般競争入札を含むすべての入札・契約の状況について、監事による監査を毎月実施し、随意契約及び情報開示を含む契約案件全般について、厳正なチェックを行い監査体制の実効性の確保に努めている。 - また、平成25年度の契約監視委員会においては、競争性のない随意契約の妥当性や一般競争入札における一者応札案件の調達内容及び調達手続等について点検・見直しを行い、その審議結果を踏まえ、適正な契約に努めている。 - なお、契約監視委員会の審議概要については当法人ホームページで公表。 ・「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、平成22年4月に策定した「随意契約等見直し計画」を着実に推進し、入札公告期間の延長や入札参加要件の緩和等により一層の競争性確保に努め、契約・入札に関する情報を当法人ホームページに公開し、積極的な情報開示を行っている。 - さらに、平成25年8月に当該計画のフォローアップを行い、競争入札の拡大及び調達情報の公開等の取り組みを行っている。（フォローアップ結果についても当法人ホームページで公開）	契約内容の公開、随意契約の見直し及び一者応札・一者応募の改善の徹底を図り、業務運営の一層の透明性の確保と効率化を図るとともに、毎年度その取組状況について公表する。また、監事による監査において、入札・契約の内容についてチェックを受ける。
2		保有資産の見直し	・基本方針及び専門調査会の議論等を踏まえ、保有する合理的理由が認められない土地・建物等の実物資産の売却、国庫返納等を着実に推進し、適切な形で財政貢献を行う。このため、所要の条件整備を行う。 ・上記の売却等対象試算以外の実物資産についても、引き続き、資産の利用度等のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを実施する。その際、継続する事務・事業に当該資産が必要と判断される場合であっても、証券化等による資産圧縮について検討する。 ・不要となった金融資産の売却やそれに伴う積立金の国庫返納を行うとともに、既存貸付金の売却・証券化の検討・促進や不良化している貸付けの早期処分等により金融債権について圧縮の方向で見直しを行う。また、金融資産の運用については、運用の効率性の向上に向けて、運用体制の確立と運用方針の明確化を図る。 ・保有資産の見直しの状況については、監事による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ適切にチェックする。	-	・当法人においては、所有する土地・建物等は有していない。	
3		官民競争入札等の適用	大規模周期調査の符号格付業務について、官民競争入札等の導入などの民間開放等を積極的に推進する。	1	平成21年経済センサス - 基礎調査の産業分類、平成21年全国消費実態調査の収支項目分類、平成22年国勢調査の産業・職業分類、平成24年経済センサス - 活動調査の産業分類の各符号格付業務について民間委託を実施。	
4		受託製表業務	本来統計センターが担うこととされている国勢の基本に関する統計調査の製表業務を圧迫しない範囲内で受託製表業務を実施する。その際、コスト管理を徹底するものとする。	1	国勢の基本に関する統計調査の製表業務を圧迫しない範囲内で、各府省の統計作成を支援（平成23年度においては、20調査について受託製表を実施）。その際、活動基準原価計算（ABC）／活動基準管理（ABM）により、工程別の要員見積を精緻化するとともに、コスト管理を徹底。	
5		製表等の技術研究業務	符号格付業務の自動化の研究及び未回答事項の機械的な補充方法の研究に重点化する。その際、できる限り具体的かつ定量的な研究成果の目標等を設定し、その達成度の評価に基づき着実な技術研究の遂行を図る。	1	（符号格付業務の自動化） - 市区町村コードの自動格付けに関する研究を実施。その研究成果を平成20年住宅・土地統計調査及び平成22年国勢調査へ適用（自動格付け率を目標に設定）。 - また、統計分類符号に関する自動格付けの研究・開発を行い、平成21年経済センサス - 基礎調査、平成21年全国消費実態調査、平成22年国勢調査、平成23年社会生活基本調査及び平成24年経済センサス - 活動調査で実用化（自動格付け率を目標に設定）。 （未回答事項の機械的な補充方法） - データの審査業務の効率化を図るため、国勢調査等の調査票データを用いて未回答事項の機械的な補充に関する研究を実施し、随時実務に導入。	
6	組織の見直し	非公務員化	統計法（平成19年法律第53号）の全面施行に合わせ、平成21年度に非公務員化する。	-	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において再整理されている。	-
7	運営の効率化及び自律化	業務運営体制の整備	各調査別・各工程別（受付、符号格付等）に業務量・コストの現状を把握・分析するとともに、当該分析を踏まえた経費・要員の具体的な効率化に係る数値目標を設定することにより、統計データの品質確保を図りつつ、徹底したスリム化・低コスト化を推進する。	1	業務量・コストの現状を把握・分析し、数値目標を設定した中期目標、中期計画を策定。活動基準原価計算（ABC）／活動基準管理（ABM）による業務量・コスト分析の体制・仕組みを整備し、引き続き、徹底したスリム化・低コスト化を推進。	

「資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	総務省
法人名	独立行政法人 郵便貯金・簡易生命保険管理機構

(平成26年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。	● 利益剰余金(積立金)は、第2期中期目標期間における積立金として整理する金額を厳格に算出の上整理された金額(23,319,439千円)を、機構法第25条第1項の規定による総務大臣の承認を受け、当該金額を控除した額(49,048,227千円)を機構法第25条第3項の規定に基づき、平成24年7月6日に国庫納付した。なお、平成21年度末時点における簿価額は、33,688,267千円であった。
○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。	該当なし。
○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。	該当なし。
2. 事務所等の見直し	
○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	● 機構の事務所は本部事務所のみであり、また、職員(派遣職員を含む。)の数等に照らして、必要最小限の規模のものとなっている
○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。	● 機構の事務所は、本部事務所(東京)のみである。
○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。	該当なし。
このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。	
○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。	該当なし。
○ 本部事務所、地方支所、職員宿舍等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。	● 機構の本部事務所の規模・コスト・立地等については、職員数、賃貸料の近隣相場、委託先である株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険の本社並びに所管官庁である総務省と頻繁に打合せ等を行う必要があること等に照らして適正なものとなっている。 なお、機構は、地方支所、職員宿舍等は設置していない。

3. 取引関係の見直し 随意契約の見直し等	
○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。	● 機構の競争性のない随意契約は、平成22年度を履行期間とする契約においては契約30件290,886千円のうち1件(3.3%)2,999千円(1.0%)、平成23年度を履行期間とする契約においては契約27件294,498千円のうち1件(3.7%)2,857千円(0.97%)、平成24年度を履行期間とする契約においては契約29件796,520千円のうち2件(6.9%)480,299千円(60.3%)、平成25年度を履行期間とする契約においては契約26件172,098千円のうち1件(3.8%)2,775千円(1.6%)となっている。 ● その他、少額随意契約可能案件について、競争入札を実施することにより調達価格が安価になることが見込まれるものについては、一般競争入札での調達を実施している。 ● 一者応札・一者応募の改善においては、平成21年6月30日(平成22年7月14日改訂)に「一者応札・一者応募」の改善方策について」を定め、十分な公告期間の確保、事前説明会の実施、早期入札の実施といった措置を講じている。平成25年度においては、それに加え、仕様書の変更について要件緩和の可否を検討し、一部を緩和するとともに、平成25年12月24日から、調達情報に容易にアクセスができるよう、入札に係る公告を行うと同時に入手を希望する者に対して「電子メールを使用した入札公告配信サービス」の試行運用を開始するなど、更なる改善に取り組んだ。また、2年連続して一者応札・一者応募となった2案件については、改善に向けた取組内容等を契約監視委員会に報告し、点検を受けたところ。
○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。	
契約に係る情報の公開	
○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。 ○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。 ○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。	● 総務省からの「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表(要請)」(平成23年6月20日付け)を受けて、機構としても、機構の役員であった者が再就職し、又は機構において課長相当職以上の職を経験した者が役員等として再就職した法人であって、機構との取引高が総売上高又は事業収入の3分の1以上を占める法人との取引等の状況について情報を公開することとしているが、これまで該当する契約案件はない。 ● なお、平成23年7月1日以降の入札公告等からは、上記に該当する場合は当該取引の状況について情報を公開する旨を明記している。 ● おって、機構には、関連法人(特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等)はない。
関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。	関連法人(特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等)がないため、該当なし。

調達の見直し	
各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。	共同調達の検討については、「公共サービス改革プログラム」(平成23年4月28日行政刷新会議公共サービス改革分科会)を踏まえ検討を行ったところであるが、機構の調達数量は少なく、共同調達を採用しても効果は乏しいことから、今後も引き続き、競争入札の徹底等を通じて、調達の効率化を図り、経費の節減等に努めていくこととしている。
特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。	該当なし。
競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。	機構の郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務は、郵政民営化法(平成17年法律第97号)第162条第1項の規定により、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんば生命保険に委託するものとされている。
「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。	「公共サービス改革プログラム」(平成23年4月28日行政刷新会議公共サービス改革分科会)を踏まえ、調達改革の推進のための検討を行ったところであるが、機構の調達数量は少なく、競り下げ方式や共同調達の採用の効果は乏しいことから、今後も引き続き、競争入札の徹底等を通じて、調達の効率化を図り、経費の節減等に努めていくこととしている。
4. 人件費・管理運営の適正化 人件費の適正化	
独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。	
- 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。	
イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。	
各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。	機構の各役員の報酬については、個人名を伏せた上で、機構のホームページで公表している。
給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。	- 監事監査においては、国家公務員との比較結果を確認し、その差異理由を分析するなど、給与水準についても厳格な監査が行われている。 - また、評価委員会においても、事後評価の際、給与水準について厳格なチェックが行われている。

管理運営の適正化	
○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。	
○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。	● 機構の諸手当については、国家公務員に支給されている手当項目以外の手当はなく、また、法定外福利費についても、職員の健康診断費用など必要な支出を除き、食事の補助、個人旅行補助、互助組織への支出、レクリエーション経費等への支出は、一切行われていない。 - また、機構の役職員の給与振込口座は、国家公務員と同様に1人1口座に限定しているほか、海外出張旅費についても、国家公務員に準じたものとなっている。
○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。	● 経費執行に当たっては、発注課において、所要額を積算し文書決裁を経て、その後、会計課において入札に参加を希望する事業者から見積書を取り、積算内容を精査し、見積書を参考の上、予定価格を策定して一般競争入札により、予定価格以下の価格で、かつ、一番低い価格を入札した業者と契約している。また、入札結果については機構のホームページに公表している。 - また、一般競争入札によらない契約においても、原則として、単に複数事業者へ下見積書の提出を依頼することだけでなく、インターネットによる市場調査を徹底し、当該調達案件の価格相場と同等又は価格が下回る事業者に対して、仕様書及び機構の調達条件を提示し、見積書の提出を依頼している。これにより、徴することができた見積書を比較検討の上、最低価格を提示した者と契約することとしており、実質的に価格競争が働く運用としている。

○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。	● 機構における内部監査体制については、理事長に直属し、各部から独立した内部監査部門を設置している。内部監査部門においては、機構における内部統制の充実及び強化並びに機構の適正かつ効率的な業務運営の遂行に資するため、内部統制に関する取組状況、法令等遵守推進状況、リスク管理状況、情報セキュリティ対策実施状況、法人文書管理状況、保有個人情報管理状況等について、定期的に監査を実施しているところである。 - 内部統制については、機構の場合、小規模な法人であることもあって、理事長が業務全般について報告を受け、遂行状況をモニタリングした上で、必要な指示を行うなど、リーダーシップを発揮している。 - 法令等遵守については、法令等遵守規程等を整備するとともに、法令等遵守に関する研修の実施、法令等遵守点検の実施、法令等遵守の手引きの全職員の配布等を行っている。また、年度初め等の機会をとらえて、年数回、理事長から全職員に対して訓示を行い、機構のミッション、法令等遵守の重要性等について、改めて周知徹底を図っている。さらに、理事長が新たに職員となった者に対して意見交換を行い、機構のミッション等を深く浸透させる取組を実施している。 - リスク管理については、リスク管理規程に基づき、機構の全ての業務について、内在するリスクを洗い出し、リスクの評価を行い、管理すべきリスクを特定した上で、適切なリスク制御対策を講じることにより、リスク発生の防止及び発生した場合の早期発見に努めている。 - そのほか、日常的モニタリング以外に、通常の業務から独立した観点で、監事監査と連携して、内部監査等を通じて、定期的又は随時に内部統制の評価を行っている。 - なお、監事は、会計監査人や内部監査部門との間において、意見交換、監査結果の確認等を行うなど、連携を図っている。また、監事監査の過程において把握した機構及び委託先等における課題等について、理事長・理事との面談や役員等による定例会合において、随時意見交換を行っている。
5. 自己収入の拡大	
○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。	該当なし。
○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。	
○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。	該当なし。
6. 事業の審査、評価	
○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。	該当なし。
○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。	該当なし。

No.	06	所管	総務省	法人名	郵便貯金・簡易生命保険管理機構
-----	----	----	-----	-----	-----------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	郵便貯金管理業務	-	-	-	-	-	-
02	簡易生命保険管理業務	-	-	-	-	-	-

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置			実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
03	組織体制の整備	業務実施体制の効率化	22年度から実施	業務の実施体制について全般的な検証を行い、業務を効率化する。	2a	○ 平成22年11月29日に貯金部業務課及び同部財務課の2課が所掌していた国際ボランティア貯金寄附金に関する業務を同部財務課に統合して業務の効率化を図るとともに、平成22年度から平成25年度までの間において、「業務実施体制の検証・効率化プロジェクト」において業務体制の検証を行い、次のとおり業務運営の効率化施策を実施した。 ・ 平成23年4月から、総務部において0.5名、保険部において1名、それぞれ派遣社員を削減。 ・ 平成24年4月から、貯金部において0.5名、派遣社員を削減。 ・ 平成25年4月から、貯金部において0.5名、派遣社員を削減。 ・ 平成26年2月から3月までの間、総務部において、会計課職員1名が総務課を兼務。 なお、同プロジェクトで検証した結果、国際ボランティア貯金の寄附金の配分に関する事業については、平成26年度に業務量の減少は見込まれないものの、平成27年度以降の監査等の業務量を検証し、抜本的に見直しを図ることとしている。 ○ 平成25年度の人件費については、平成23年度（基準値）と比較して35,764千円（そのうち、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第2号）を踏まえた減額分は29,489千円）の減となった。 ○ 業務運営コストの一層の削減に努めた結果、平成25年度の一般管理費及び業務経費の合計は285,121千円であり、平成23年度の当該経費相当額から2%削減した額（357,348千円）を下回った。 平成26年度以降においても、入札前の説明会実施、公告期間の延長及び入札参加要件の緩和等の観点から仕様書の見直し、調達情報に容易にアクセスができるよう、入札に係る公告を行うと同時に入手を希望する者に対して「電子メールを使用した入札公告配信サービス」を実施することにより、引き続きより多くの業者が一般競争入札に参加できるような環境を整え、価格競争による調達等により経費削減努力を継続することとしている。	平成22年度に設置した「業務実施体制の検証・効率化プロジェクト」において、引き続き業務実施体制の全般的な検証を行い、左記事項に取り組むこと等により、業務の効率化を図る。

「資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	外務省
法人名	国際協力機構

(平成26年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。	【施設整備資金】平成23年度中に、広尾センターの機能移転、大阪センターの移転等に要する経費のうち資本的支出にかかる必要金額を精査した上で、適正な国庫納付額を算定し、平成23年度決算確定後速やかに国庫納付(1,464,842千円)を行った。
不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。	【勝浦・石打保養所、箱根研修所、東京国際センター八王子別館】勝浦・石打保養所、箱根研修所及び東京国際センター八王子別館の入札を実施し、売却処分を行い(平成22年度に実施済)、通則法等の規定に基づき、当該財産の譲渡により生じた収入から、当該財産の譲渡に要した費用の額のうち主務大臣が定める額を控除した額を国庫に納付済(平成23年6月)。 【大阪国際センター】平成25年3月に大阪国際センターを現物により国庫納付済み。 【広尾センター】平成24年9月に広尾センターを閉鎖し、市ヶ谷ビルへ機能移転済み。平成26年度末までに現物又は金銭による国庫納付を完了すべく手続き中。 - 所沢・筑波構外・駒ヶ根構外・篠原町の職員住宅については、平成28年度末までに現物又は金銭による国庫納付を完了すべく手続き中。
なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。	個別に措置を講ずべきとされた施設等のほか、現状で不要な資産は保有していないと考えているが、今後とも、不要な資産の有無のチェックを行っていく。
2. 事務所等の見直し	
国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	【ODA卒業国となる国の海外事務所の廃止】ODA卒業国となったサウジアラビア事務所は平成23年3月末に閉鎖。
東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。	該当なし。

○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。 このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。	○ 平成22年11月10日に外務省、経済産業省及び国土交通省でとりまとめた独立行政法人の海外事務所の近接化に関する方針に基づき、国際交流基金、国際協力機構、日本貿易振興機構及び国際観光振興機構が有する海外事務所の今後3年間の移転及び新設計画（移転・新設の場所・時期）を共有。情報セキュリティ管理の必要性等にも配慮しつつ、関係省庁・機関の相互の情報共有及び共同検討の体制について平成22年度中に合意。（平成22年度中に措置済。） ○ さらに、前回措置済とするにあたっての新たな指摘事項である「具体化に向けての更なる取り組み」を念頭に、平成24年1月20日に閣議決定された「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」に基づき、国際交流基金、国際協力機構、日本貿易振興機構及び国際観光振興機構の海外事務所の機能的な統合に関する関係省庁・独法の実務者会合に参加。その結果は、外務省・経済産業省・国土交通省による「国際業務型独立行政法人の海外事務所の機能的な統合について 最終とりまとめ」（以下、「最終とりまとめ」として取り纏められた。 ○ 「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」は、平成25年1月24日閣議決定「平成25年度予算編成の基本方針」をもって凍結されたが、平成25年12月24日閣議決定「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」にて、海外事務所の共用化又は近接化を進める旨決定されたため、上記「最終とりまとめ」の趣旨に沿った取り組みを継続している。平成25年度の実績としては、メキシコシティにおいて、JETROの移転によるJF及びJICAの3法人の近接化を達成した。
○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。	○ 【麻布分室の処分】入札の結果、売約契約を締結し、決済・移転登記済（平成24年3月）。
○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。	○ 【国際センター】大阪・兵庫は、大阪を閉鎖し、平成24年4月に関西国際センターとして改編済。北海道2拠点については地元との調整を経て、平成24年4月に北海道国際センターとして改編済。東京・横浜について、研修事業のあり方や海外移住資料館の扱い等を踏まえ、今期中期計画期間中に検討結果を得る予定。 ○ 【区分所有の保有宿舎】平成22年度処分計画戸数51戸全ての売却を完了し、通則法等の規定に基づき、当該財産の譲渡により生じた収入から、当該財産の譲渡に要した費用の額のうち主務大臣が定める額を控除した額を国庫に納付済（平成23年6月）。平成23年度処分計画戸数38戸も全て売却手続きを完了し、国庫納付済（平成24年2月）。平成24年度処分計画戸数34戸も全て売却手続きを完了し、国庫納付済（平成25年3月）。平成25年度処分計画戸数33戸に加え、平成26年度処分計画戸数33戸のうち処分可能となった6戸につき前倒し、計39戸につき売却手続きを完了し、国庫納付済（平成26年3月）。国庫納付額は、417百万円）。平成26年度中に残り27戸全ての処分を完了すべく手続き中。

3. 取引関係の見直し 随意契約の見直し等

○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。

● 随意契約等見直し計画の着実な実施を図る観点から、以下の取り組みを実施済。

1. 競争性のない随意契約に係る網羅的点検

契約監視委員会において競争性のない随意契約の妥当性を網羅的に点検。競争性のない随意契約のうち、約1割の契約について競争性のある契約への移行が提言された。残りの9割は以下の理由により、「競争性のない随意契約とせざるを得ない」とされた。

(1) 契約取引の対象とすることがふさわしくないもの(1割)

国際約束等により相手国政府機関と協働で実施することが前提となっている第三国研修等

(2) 引き続き競争性のない随意契約とせざるを得ないもの(8割)

事務所の賃貸借契約及び付随する契約、上下水道料金等、安全対策アドバイザー等の特定の情報の提供を求める契約、システムの運用・保守・改修等、本邦での技術研修で委託先が特定されるもの、市場の整っていない海外での契約で相手方が限られているもの。

2. 競争性の向上

(1) 事務補助、建物管理等業務に係る委託契約は、原則、競争入札を導入。

(2) 技術協力に係る研修事業の委託契約に公募(参加意思確認公募)を導入(平成25年度までに511件)。

(3) 海外における物品購入等において、見積競争及び競争入札への移行を推進した結果、海外における競争性のない随意契約の割合は、件数ベースで50.0%(平成20年度)に対して、25.9%(平成24年度)、27.7%(平成25年度)と低水準を維持。

(4) コンサルタント等契約(企画競争)については、競争性向上の観点から、以下の制度改善を行った。

ア 登録制度廃止

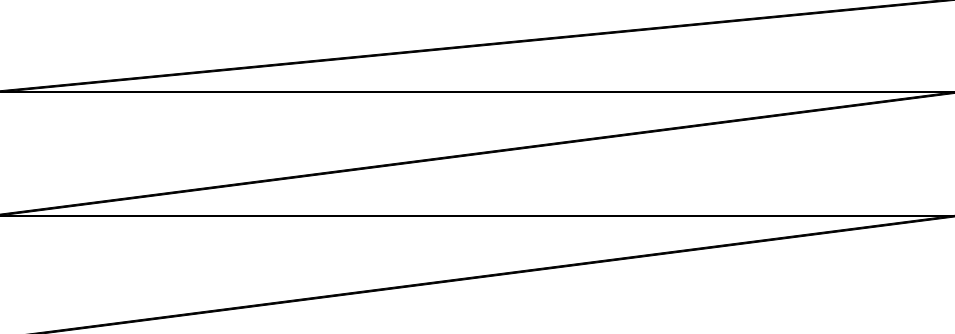
・平成22年度に国際協力機構独自の登録制度を廃止し、国の制度(全省庁統一資格)を準用する制度とした。

イ 公告期間の改善(業務実施契約)

・平成22年度にプロポーザル(業務提案書)作成期間を大型案件等では2週間から3週間に延長した。

	(前項の続き) ウ プロポーザル作成の負担軽減 ・プロポーザル提出時、全ての団員の確定ができずプロポーザルが提出できないケースがあったことから、平成22年度に評価対象従事者数を原則最大3名としたうえで、それ以外の従事者は業務開始前までに確定すればよいこととした。 ・プロポーザル作成時点で、業務主任者の不足により応募を断念するケースが多いことから、平成22年度に業務主任者と副業務主任者とがグループとして業務管理する制度を導入した。 ・業務期間が重複する複数の案件への応募は不可としていたが、平成22年度より、業務実施契約(単独型)では、業務期間が重複しても2案件まで応募することを可能とした。 ・平成24年度に、小規模な業務実施契約についてはプロポーザルの提案部分を40頁から10～20頁に削減した。 ・国内技術者の参加促進のため、一定規模以上の案件については、語学を評価しない評価対象業務従事者を1名以上設定する制度を平成25年度に導入した。 エ 関心表明書の提出については平成23年度に廃止した。 オ 若手育成加点の導入 業務主任者の層の高齢化が進んでいることから、次世代主任者の育成のためにシニアと若手が業務管理グループとして応募した場合に加点する制度を平成25年度に導入した。 【平成25年度実績】 (金額ベース(単位:千円)):一般競争等 1,011億円(82.9%)、競争性のない随意契約 208億円(17.1%) (件数ベース(単位:件)):一般競争等 3,080件(82.2%)、競争性のない随意契約 669件(17.8%) 【平成24年度実績】 (金額ベース(単位:千円)):一般競争等 963億円(92.0%)、競争性のない随意契約 83億円(8.0%) (件数ベース(単位:件)):一般競争等 3,285件(82.2%)、競争性のない随意契約 712件(17.8%) 【平成23年度実績】 (金額ベース(単位:千円)):一般競争等 1,132億円(91.6%)、競争性のない随意契約 103億円(8.4%) (件数ベース(単位:件)):一般競争等 4,096件(83.4%)、競争性のない随意契約 815件(16.6%) 【平成22年度実績】 (金額ベース(単位:千円)):一般競争等 859億円(87.3%)、競争性のない随意契約 124億円(12.7%) (件数ベース(単位:件)):一般競争等 3,361件(72.7%)、競争性のない随意契約 1,265件(27.3%)
○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。	

契約に係る情報の公開	
○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。 ○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。 ○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。	○ 「密接な関係にあると考えられる法人との契約の情報公開」のための制度を整備し、平成22年11月以降の契約に適用した。具体的には、国際協力機構において役員を経験した者が再就職している法人又は国際協力機構において課長相当職以上の職位を経験し、かつ受注者の取締役である者が存在する法人との契約にあっては、受注者の名称及び事業概要、当該在職者の氏名、受注者における役職及び国際協力機構における最終役職並びに直近の会計年度における発注者と受注者との取引高をホームページ上に公表(平成22年度に開始済)。 さらに平成23年6月に行政改革推進室から統一的指針及び見直し基本方針別表が示されたところ、これらを踏まえた制度を整備し、公表を実施中。 [公表資料掲載URL http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html]
関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。	○ 【財団法人日本国際協力センターの内部留保】財団法人日本国際協力センターは、研修監理業務等を受注することにより内部留保が形成されたという指摘も踏まえ、同業務等の受託事業に係る「実費弁償による事務処理の受託等」にかかる申請を取り下げ(税制上の優遇措置を返上)、同申請により課税対象外とされていた平成19年度以降の受託事業に係る法人税等として3.3億円を内部留保から国庫等に納付した(平成23年2月)。 ○ 各関連公益法人から、内部留保の額、内部留保が形成された経緯、内部留保の使用計画を踏まえた不要額の有無について聴取し、内容は確認済(平成24年度)。
調達の見直し	
○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。 特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。	● 政府での統一的な検討結果を踏まえ、共同調達等の導入可能性を検討するため、他機関へのヒアリングを行う。 該当なし。

○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。	○ 公共サービス改革基本方針(平成19年12月24日閣議決定)の別表に基づき、「海外移住資料館の管理・運営業務」及び「国際協力人材センターに係る業務」に民間競争入札(市場化テスト)を導入してきており(評価対象期間:平成21年度から平成23年度)、両案件とも所定の評価指標を概ね達成するとともに、経費の削減を実現した。官民競争入札等監理委員会の事業評価の審議においても、確保されるべき質を達成できたとの評価を受け、公共サービス改革基本方針において平成24年度以降も民間競争入札対象案件とすることが閣議決定された。 ○ 平成23年度に市場化テストの対象として自主的選定を行った「ボランティア事業支援4業務」は、民間競争入札の結果、契約額の削減、応札者の拡大という効果が見られた。 ○ 公共サービス改革法対象事業の選定において、既に選定済みの「コンピュータシステム運用支援業務」に加え、東京国際センター、筑波国際センター、横浜国際センター及び市ヶ谷ビルの施設管理並びに「技術協力機材の在外調達支援業務」を候補事業として提出し、対象案件とすることが閣議決定された(平成25年6月)。 ○ 平成25年度に市場化テストの対象とされた「横浜国際センターの施設管理」は、民間競争入札の結果、契約額の削減、応札者の拡大という効果が見られた。
○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。	● 「公共サービス改革プログラム」(平成23年4月)において指摘されている「競争性・透明性の確保」について、平成23年度より以下の取り組みを進めてきた。 ・ 一者応札・応募や実質的な競争性の確保にかかる第三者(契約監視委員会)における点検・審議と制度改善。 ・ 競争性のない随意契約について、これまでの契約監視委員会での点検・審議結果を踏まえたガイドラインの作成。 ・ コンサルタント等契約について、外部審査委員制度の導入。
4. 人件費・管理運営の適正化 人件費の適正化	
○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。 ○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。 イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進ちょく状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。	
○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。	● 法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。

給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。	人件費及び給与水準の適正化については、監事による監査及び独法評価委員会による評価の具体的な項目として取り上げられており、関連する監査結果もしくは評価結果はホームページ上に公表されている。
管理運営の適正化	
業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。	
法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。	- 法定外福利費については、互助組織への拠出を廃止した。 - 給与振込経費は必要最小限に抑えている。 - 職員の諸手当については、国家公務員に無い手当は支給していない。 - 海外出張旅費は国家公務員に準拠している。
また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。	- 事業費等については、事業実施段階において、事業（プロジェクト）計画に基づき所要額の見積りを行っており、必要な経費を積算段階から精査し、透明化、合理化を図っている。 - 予定価格積算の考え方を整理し、関連規程を改定した（平成23年度及び平成24年度）。
組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。	内部監査について、組織の内部統制及びコンプライアンスへの取り組み等を重点として監査を行っている。平成25年度の本部・国内機関・海外拠点を対象とする内部監査において、重大な法令違反あるいは事務過誤、重大なリスクの見落としや内部統制上の欠陥はみられなかったと報告されている。平成24年度に発生したフィリピン派遣中の専門家にかかる不正事案について平成25年度においても関連の監査を実施し、再発防止に向けた改善提案を行った。また監査の品質向上のため外部委託によるコンサルティングを実施中である。
5. 自己収入の拡大	
特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。	該当なし。
また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。	
出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。	JICA研究所の研究成果については、政策研究の成果として無償で国内外に提供することを想定しており、基本的に出版等による収益を見込んでいるものではないが、有償での出版、寄稿・講演等の機会があれば可能な範囲で実施している。

6. 事業の審査、評価

○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。	○ 外務省に新たに設置された「開発協力適正会議」は、財界・経済界、学界、言論界、NGO等からの専門家から構成され(外務省及び国際協力機構からも出席)、協力準備調査開始前の個別事業を対象に過去の教訓等が活かされているか等の助言を得るものとして、平成23年10月の第1回以降、5回開催。本会議の設置を通じて、案件形成段階で第三者の関与を得ることで、事業のより一層効果的な実施と透明性の向上を図っている。今後は、特に計画段階において、可能な限り定量的な目標指標の設定を行い、評価結果の客観性の一層の向上を図る。 ○ 機構の事業において外部有識者による第三者評価等の外部評価を行っている主な事例は次のとおり。 ・課題別研修：課題別研修の新規・更新案件にかかる検証のため、課題別研修第三者検証委員会を平成19年度に設置済。 ・研究：研究課題等の選定に反映させる評価システムの確立を目指し、第三者評価委員会を平成23年5月に設置済。 ・草の根技術協力(草の根協力支援型・草の根協力パートナー型)：提案団体から提出された事業提案について外部有識者等のコメントを踏まえ採否を決定。 ・事業評価：一定規模以上の技術協力、有償資金協力、無償資金協力の事後評価は外部評価により実施。事業評価外部有識者委員会を平成22年7月に設置済。
○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。	○ 平成22年9月からホームページ上に評価報告書の検索機能を構築、公開しており、案件立案・形成に際して関係者が評価教訓・提言等を積極活用できるよう情報蓄積と公開を行っている。また、平成22年10月に立ち上げた「ODA見える化サイト」において、事業評価を含む事業情報を公表し、説明責任の徹底を図っている。

No.	07	所管	外務省	法人名	国際協力機構
-----	----	----	-----	-----	--------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 技術協力 (研修員受入れ)	海外研修員受入事業の抜本的な見直し	23年度から実施	我が国の国内において実施する研修員受入事業については、以下の事項に取り組むことで経費を縮減するとともに、従前の事業実施による効果を検証し、抜本的な見直しを行う。 ・国際協力機構が実施する研修コースについては、原則として事業展開計画に記載された協力プログラムに基づくものに限定する。 ・修士又は博士の学位取得を目的とした長期の研修は実施しない。 ・短期の日本語研修及び国内研修旅行の縮減等により、研修期間を短縮する。 ・国別研修については、先方政府と研修の費用負担等について協議し、有償による実施の拡大を図る。	1a	・研修員受入事業の事業効果の検証に関しては、外務省は、研修事業を平成23年度ODA評価の対象とすることを決定し、平成23年6月から平成24年2月に有識者による評価が実施され、研修員受入事業の戦略性強化、協力プログラムなどに沿った研修スキームの強化、帰国研修員とのパートナーシップの強化等の提言がなされた。本提言にかかる対応について外務省及び国際協力機構にて実施中。 また、以下の取り組み等により、研修員受入事業に係る予算を平成22年度約148億円から平成23年度約129億円、平成24年度約108億円、平成25年度約99億円、平成26年度は約93億円に縮減した。 ・研修コースのプログラム化に関し、機構関係部署による分野課題検討会を開催し、原則として協力プログラムに基づく研修コースの改廃及び更新案を毎年定めている。その結果、平成23年度に更新期限を迎える113件の研修のうち84件についてプログラム化の確認を了し、29件の研修を廃止した。また、平成24年度に更新期限を迎える202件の研修のうち118件の研修についてプログラム化の確認を了し、84件の研修を廃止した。平成25年度に更新期限を迎える136案件については、97件の研修についてプログラム化の確認を了し、39件の研修を廃止した。これをもって全ての研修コースの改廃が完了。 ・長期研修に関し、学位の取得を主目的としている長期研修は平成23年度から新規の受入を中止した。また、既に来日していた当該研修員(68名)についても、平成25年度までに全ての研修が終了。 ・国内研修旅行に関し、広島や京都などの世界遺産視察のように研修成果に直結しない文化視察的な研修旅行は、平成23年度から研修プログラムの中では実施しないことを決定(平成22年度に実施済)。 ・短期の日本語研修に関し、時間の短縮と日中から夜間の実施への振替えにより、平成23年度中に研修期間を縮減済。 ・平成24年度以降の国別研修の要望に対し、中進国を対象とする研修については、先方政府と研修費用の負担について協議し、可能な範囲で有償(コストシェアリング)により実施中。	措置済み
	研修員手当のうち現金支給されている生活費の廃止を含めた見直し	23年度から実施	研修員手当のうち食費以外の名目(交通費、通信費等)で支給している生活費(1,580円/日)については、廃止を含めた見直しを行う。	1a	・研修員手当(日額)については、研修期間中の生活に必要な最低限の経費として、1,580円から998円に減額し(998円の積算内訳は、飲料水・衛生用品の購入費410円、洗濯費205円、通信費166円、交通費217円)、23年度に来日する研修員から適用。この結果、22年度に支出した生活費総額約5.4億円を23年度予算で約2.0億円削減した。	措置済み
02 技術協力 (技術協力プロジェクト)	一般競争入札の実施	23年度から実施	技術協力プロジェクトについては、より競争性・公正性を高めるため、関心表明書の提出等の手続について廃止を含めて見直すとともに、質の確保に留意しつつ、可能な限り一般競争入札への移行を進める(「取引関係の見直し」に再掲。)	2a 一部措置済み	・国際協力機構内にタスクチームを設置し、コンサルタント等契約にかかる一般競争入札(総合評価落札方式)導入のための検討を実施。平成23年度に外部の有識者による委員会を立ち上げ、計5回開催し、導入の基本方針及び制度の概要を策定。 ・平成23年度に開始した一般競争入札(総合評価落札方式)の試行導入と併せて、競争性・公平性の向上にかかるその他の取り組みや質の確保等も念頭に置いたモニタリングを実施。 ・引き続き企画競争を継続する案件については、情報の提供方法を改善し新規参入を促すとともに、業務従事者の配置の更なる柔軟化や業務指示書の明確化、プロポーザル評価方法の改善等により、応募しやすい環境を整備中。 ・関心表明書の提出については平成23年7月1日公示分より廃止した。	モニタリングを継続する。
03 技術協力 (開発計画調査型)	一般競争入札の実施	23年度から実施	開発計画調査型技術協力については、より競争性・公正性を高めるため、関心表明書の提出等の手続について廃止を含めて見直すとともに、質の確保に留意しつつ、可能な限り一般競争入札への移行を進める(「取引関係の見直し」に再掲。)	2a 一部措置済み	同上	同上

04	有償資金協力					【適正な案件形成】 ・外務省に新たに設置された「開発協力適正会議」については、財界・経済界、学界、言論界、NGO等からの専門家により構成され（外務省及び機構からも出席）、協力準備調査開始前の個別事業を対象に過去の教訓等が活かされているか等の助言を得るものとして、23年10月の第1回以降、5回開催。本会議を通じて、案件形成段階で第三者の関与を得ることで、事業のより一層効果的な実施と透明性の向上を図っている。今後は、特に計画段階において、可能な限り数値等を用いて運用効果の目標設定を行い、評価結果の客観性の一層の向上を図る。 ・また、23年1月に外務省が発表した「戦略的・効果的な援助の実施に向けて」の中のPDCAサイクルの強化の一環として、機構において実施済の案件から得られた教訓等の反映状況を引き続き確認し、成果指標を定量化する取り組みを可能な限り実施。	
	無償資金協力	適正な案件形成及び事後評価の徹底のための体制の早期構築	22年度中に実施	新たに設置される第三者機関の議論を十分踏まえ、適正な案件形成を図る。また、事後評価の質を向上させる。	1b	【事後評価の質の向上】 ・事後評価については、国際的に採用されているODA評価の視点（例えば、プロジェクトの目標が達成され受益者や対象社会に便益がもたらされているか（有効性）、プロジェクトの効果が協力終了後も持続しているか（持続性）等）に基づき、技術協力、有償資金協力、無償資金協力の3つの援助形態で共通の制度を構築し、評価の内容や質にばらつきがないよう、一貫した考え方による評価の実施に努めている。さらに、事後評価の際に、より精緻に把握・検証することによって、特に有益な教訓やモデルとなる事例などを得ることができる見込まれるテーマを含む案件については、同テーマに関して詳細な分析を行うこととし（例：広域インパクト発現や青年海外協力隊との連携による効果など）、得られた結果をフィードバックした。これにより、類似案件の形成や更なる事業効果発現により焦点をあて、事後評価の質の向上に取り組んでいる。	措置済み
06	青年海外協力隊派遣事業等の抜本的な見直し	青年海外協力隊派遣事業等の抜本的な見直し	23年度から実施	青年海外協力隊派遣事業及びシニア海外ボランティア事業については、以下の事項に取り組むとともに、相手国の派遣要請との不整合を解消するため、派遣効果、隊員の活動実態等を把握・検証しつつ、派遣の規模及び支援体制等について抜本的な見直しを行う。 ・資格、専門的知識・能力又は実務の経験が不要な案件の募集を行わない。 ・経済・社会の発展に対する効果が小さいと見込まれる文化交流的な案件の募集を原則として行わない。 ・経済発展等により必要性が低下した国への派遣については、見直しを行う。	1a	・外部有識者5名およびオブザーバーとして関係省庁（外務省、文科省、厚労省、経産省）を含めた「JICAボランティア事業実施のあり方検討委員会」を設置し、事業の実施の方向性を検討するために委員会を5回開催した。また同時並行的に以下の見直しを実施した（平成22年度に実施済）。 - 国毎に大使館、国際協力機構（JICA）、国際協力銀行（JBIC）、日本貿易振興機構（JETRO）等関係機関で構成される「現地ODAタスクフォース」で協議を行うなど、案件審査体制を強化した。また、要請から派遣までに先方機関の要請内容に変更等がないか、現地事務所による定期的な現地の意思確認を強化した。 - 資格、専門的知識・能力又は実務の経験が不要な案件の募集を行わないこととし、従来は求められる資格、能力等がわかりにくかった村落開発普及員、青少年活動、感染症対策、エイズ対策、環境教育の案件は、活動に求められる資格や能力等を募集要項に詳細に記載することとした。 - 平成22年度に生花、編物、文化、バレエの文化交流職種を廃止した。24年度に職種の見直しを行い、一部職種の名称変更や分離・統合を同年度秋募集から適用済。 - 経済発展の進む国への派遣については、必要性を総合的に検証し、職種・要請の絞り込みなどを行った。 ・外務省が発表したボランティア事業に係る政策ペーパーを踏まえつつ「あり方検討委員会」での検討を取りまとめ、報告書を公表した（平成23年8月）。	措置済み
	国民等の協力活動の促進及び助長（青年海外協力隊及びシニアボランティア）	青年海外協力隊の募集広報、説明会、選考等に要する経費の大幅な縮減	23年度から実施	青年海外協力隊の募集広報、説明会、選考等に要する経費については、以下の事項に取り組むなどにより大幅に縮減する。 ・募集業務においてインターネットを一層活用する。 ・説明会については、回数を縮減するとともに、より費用対効果の高い方法に見直す。 ・二次試験で発生する受験者への旅費支給方法を見直し、支給額の大幅な削減を行う。	1a	・紙媒体の募集資料（募集要項や事業概要パンフレット）について、記載内容の簡素化を図り、ページ数を削減した。また、ウェブサイトへの誘導文を随所に記載し、ウェブへの誘導強化を図った（平成22年度に実施済）。 ・募集説明会の回数について、青年海外協力隊とシニア海外ボランティアの募集説明会の合同化等により平成22年度の実績539回から平成24年度実績は248回となり、約54%の削減を達成済。この結果を踏まえた平成24年度の会場借代経費は、平成22年度実績の約19百万円から平成24年度実績約11百万円となり、約40%の削減を達成済。 - 受験者への旅費支給方法を次のとおり見直しした（平成23年度春募集から適用）。 ・東京、神奈川、千葉、埼玉からの二次試験受験者は全て自己負担。 ・沖縄及び離島については、領収書と半券の提出を以って航空費実費の2/3を補助。 ・その他は、現住所のある県庁所在地の駅から東京駅までの鉄道運賃の2/3を補助。 - なお、平成22年度から、宿泊費については支給せず、希望者に対して国際協力機構の国内機関での宿泊を認めている。 - さらに、平成24年度秋募集からはシニア海外ボランティア、平成25年度春募集からは青年海外協力隊の二次試験の一部を最寄の国内機関で実施し、支給額減を達成済み。	措置済み

		国内積立金の抜本的な見直し	23年度から実施	帰国後の生活基盤の再構築の支援等を目的として支給される国内積立金（2年任期で250万円）については、削減等の抜本的な見直しを行う。	1a	・国内積立金制度を廃止し、新たに本邦支出対応手当、帰国初動生活手当、帰国社会復帰手当で構成される国内手当制度を構築し、ボランティアの状況に合わせ各手当の支給の可否を決定することとした（平成22年度に実施済）。この結果、平成22年度までに派遣された受給対象者の場合、2年間で受給総額約250万円であったが、平成23年度から派遣された受給対象者の場合、その対象手当に応じて、受給総額は140～212万円となった。抜本的な見直しを行った結果、予算削減総額は、平成22年度の派遣規模が平成25年度まで不変と仮定した場合、平成23年度は約2.1億円、平年度化する平成25年度には約8.9億円と試算される。	措置済み
07	国民等の協力活動の促進及び助長（草の根技術協力）	草の根技術協力の効果的な実施	22年度から実施	草の根技術協力事業については、引き続き、NGO等との連携を推進し、開発途上地域における生活改善・生計向上に直接役立つ分野を中心として、効果的に実施する。	1a	・草の根技術協力事業の実施効果を高めるために、「評価スキーム見直しタスクフォース」を設置し、事業改善のための検討を行った（22年度に実施済）。 ・評価スキーム見直しタスクフォースで導き出された提案（NGO等への事前研修の拡充、採択内定団体への事前説明会、実施中案件のモニタリングの改善、新たな終了時評価項目の導入）を23年度下期に試験的に実施に移し、24年度から本格的に導入した。	措置済み
08	海外移住者に対する援助、指導等	日系人への日本語教育に対する支援事業の移管	23年度中に実施	日系人の日本語教師の本邦研修及び日本語学校生徒研修については、国際交流基金への移管により事業効率の向上が確保できないかを精査し結論を得る。	1a	事業効率の観点から検討の結果、これまで機構が実施してきた継承日本語集団研修5コースについて次のとおり整理済。 ・上級2コースについて、24年度から国際交流基金へ移管済。 ・その他3コースは、日本語学校生徒研修とともに、日系人のアイデンティティ向上に資する研修として、機構が引き続き実施。	措置済み
		先進地農業研修等の営農普及事業の廃止	22年度中に実施	海外移住者への支援を目的に実施してきた営農普及事業を廃止する。	1a	・22年度をもって事業を廃止済。	措置済み
		日系個別研修の事業規模の見直し	24年度から実施	日系個別研修については、日系社会における世代交代が進んでいる状況にかんがみ、事業規模を見直す。	2a	・今期中期計画期間中に経費を1割削減する。平成24年度に実施した優良事例及びニーズ調査、平成25年度に実施したフォローアップ調査の結果に基づき、研修分野の重点化や再編、研修期間等の見直しを行い、経費の節減も進める。	取り組みを継続する。
09	災害援助等協力	国際緊急援助隊派遣の迅速かつ効果的な実施	22年度から実施	国際緊急援助隊の派遣については、引き続き、隊員の訓練・研修の充実を図りつつ、迅速かつ効果的な緊急援助活動が可能になるよう努める。	1a	・国際緊急援助隊・救助チームの中期訓練計画（5ヶ年）を策定、5つの訓練コースを新たに開発・導入することにより訓練を大幅に拡充した。医療チームについては手術機能拡充に向けて機材を選定した。麻酔薬を携行できる体制についても整備し、輸出シミュレーションを実施した。 （なお、救助チームについては22年3月に国際捜索救助諮問グループから最高ランクである「重（ヘビー）」級に認定された。）	措置済み
10	人材養成確保	修士取得目的の長期研修に係る制度運用の厳格化	23年度から実施	海外及び国内における修士の学位取得を目的とした長期研修については、専門家など本法人の事業への参画が確実な者への限定、研修受講後に正当な理由なく本法人の事業への参画を拒んだ場合の受講費用の戻入の義務化など、制度運用を厳格化する。	1a	・従来の長期研修制度の抜本的な見直しを行い、国・都道府県職員を対象外とした。専門家など本法人の事業への参画が確実な者への限定、研修終了後に正当な理由なく本法人の事業への参画を拒んだ場合の受講費用の戻入の義務化等、制度運用を厳格化した。（平成26年度中に募集を再開し、27年度に研修開始予定。）	措置済み
		ジュニア専門員のOJT研修の廃止	23年度中に実施	機構職員の業務を代替する研修を廃止する。	1a	・職員の代替と見なされることのないよう、従来のジュニア専門員制度を抜本的に見直した。その結果、新たに「国際協力エキスパートインターン」として、人材養成事業（研修）の位置づけを明確化し、人材不足の分野における中長期的な人材養成を念頭に置いた制度に改編済。研修期間は最長1年半で、研修終了後は専門家等として海外の国際協力の現場に派遣することを原則としている。	措置済み
	調査・研究（調査）	一般競争入札の実施	23年度から実施	協力準備調査については、より競争性・公正性を高めるため、関心表明書の提出等の手続について廃止を含めて見直すとともに、質の確保に留意しつつ、可能な限り一般競争入札への移行を進める（「取引関係見直し」に再掲。）。	2a 一部措置済み	項目02に同じ。	

11	調査・研究 (調査)	研究活動の第三者評価及び外部研究機関等の活用の推進	23年度から実施	研究活動については、研究成果に関する第三者評価を行い、その結果を研究課題等の選定に反映させるシステムを確立する。また、アジア経済研究所、大学等の研究機関との連携（共同研究、委託等）を更に推進する。	1a	・学識経験者、国際機関経験者やNGO関係者からなる第三者評価委員会を平成23年に立上げ、これまで3回開催した。委員会の評価結果・提言を受けて、研究活動における企画・事業部門との連携強化などの対応を行っており、その結果は研究所ウェブサイトで公開している。 ・アジア経済研究所、大学等の研究機関との連携（共同研究、委託等）を推進することとしている。 これまで世界銀行とは気候変動、教育分野などで共同研究を行い、また、平成24年11月の世銀・IMF総会時には公式セミナーを共催した。米国ブルッキングス研究所とは、開発効果に関する共同研究を2度にわたり実施し、成果を2冊の英文書籍として発刊。コロンビア大学とは共同研究の成果を出版し、国連本部でシンポジウムを開催したほか、平成25年6月にTICAD Vのサイドイベントで成果を発表した。UNDPとは「人間開発報告書」に関するアジア地域コンサルティングを共催し、同報告書に対して提言を行った。このほか中国、韓国などアジアの研究機関との連携を強化した。	措置済み
		援助実績の情報発信及び事業で得られた課題の確実な反映		援助実績の外部への情報発信を強化するとともに、事業評価に係る外部の専門家の助言も得つつ、これまでの援助を通じて得られた課題を新規事業に確実に反映する。	1a	・平成22年9月からホームページ上に評価報告書の検索機能を構築、公開しており、案件立案・形成に際して関係者が評価教訓・提言等を積極活用できるよう情報蓄積と公開を開始した（平成22年度実施済）。また、平成23年度は英文版事後評価報告書の検索機能も構築し、プロジェクトを実施した国のみならず他国の実施機関関係者や他ドナーなどが評価情報を容易に参照できるよう利便性を高めた。さらに、平成22年10月に立ち上げた「ODA見える化サイト」において、事業評価を含む事業情報を公表し、説明責任の徹底を図っている（プロジェクト掲載件数：1683件（平成25年7月1日現在））。 ・事業評価に関する情報共有を強化するため、評価部門と事業実施部門との連絡会の設置などの取り組みを行っている。 ・国際協力や評価に関する外部専門家で構成される事業評価外部有識者委員会を通じ、評価の質の向上、評価結果の着実なフィードバックの方法等につきアドバイスを受ける仕組みを確立済（平成24年度は2回実施）。	措置済み
12	附帯事業等	広報事業の効率的実施	23年度から実施	広報事業については、引き続き経費の縮減に努め、開発協力の現場や具体的な事業を伝える政府のODA広報について、原則として本法人に集約化し、効率的に実施する。	1a	・外務省との定期協議等を通じて、外務省広報と国際協力機構広報の連携を強化しつつ、業務の重複を回避。具体的には、外務省の「ODA見える化サイト」の国際協力機構への一元化等を進めることにより、引き続き広報を効率的に実施（平成22年度に実施済）。 ・外務省広報との連携を強化しつつ、「ODA見える化サイト」の拡充等を実施済。 ・外務省が実施・終了した民間モニター制度を引き継ぎ、「国際協力レポーター」として平成23年度から実施。 ・機構広報誌に外務省提供の外交政策情報を掲載するレギュラーコーナーを平成23年度に設置済。	措置済み

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
13	区分所有の保有宿舍	22年度以降実施	区分所有の保有宿舍をすべて売却し、その収入を国庫納付する。その際、真に必要な宿舍数を精査し、宿舍が不足する場合には、借上宿舍により必要最小限の戸数を充当する。	1a	・22年度処分計画戸数51戸全ての売却を完了し、通則法等の規定に基づき、当該財産の譲渡により生じた収入から当該財産の譲渡に要した費用の額のうち、主務大臣が定める額を控除した額を国庫に納付済（23年6月。国庫納付額は、勝浦・石打保養所、箱根研修所及び東京国際センター八王子別館と合わせて757百万円）。	措置済み
				2a	・平成23年度処分計画戸数38戸も全て売却手続きを完了し、国庫納付済（平成24年2月。国庫納付額は、394百万円）。平成24年度処分計画戸数34戸も全て売却手続きを完了し、国庫納付済（平成25年3月。国庫納付額は、365百万円） 平成25年度処分計画戸数33戸に加え、平成26年度処分計画戸数33戸のうち処分可能となった6戸につき前倒しし、計39戸につき売却手続きを完了し、国庫納付済（平成26年3月。国庫納付額は、417百万円）。平成26年度中に残り全て27戸の処分を完了すべく手続き中。	処分計画を着実に実施する。
14	不要資産の国庫返納	23年度中に実施	勝浦・石打保養所、箱根研修所及び東京国際センター八王子別館を国庫納付する。	1a	・勝浦・石打保養所、箱根研修所及び東京国際センター八王子別館の入札を実施し、売却処分を行った（22年度に実施済）。 ・通則法等の規定に基づき、当該財産の譲渡により生じた収入から当該財産の譲渡に要した費用の額のうち、主務大臣が定める額を控除した額を、国庫に納付済（23年6月。国庫納付額は、区分所有宿舍と合わせて757百万円）。	措置済み

15		広尾センター	24年度以降実施	広尾センターを国庫納付し、その機能を本部事務所等に移転する。	2a	・平成24年9月に広尾センターの機能を市ヶ谷ビルへ移転済。平成26年度末までに現物又は金銭による国庫納付を完了すべく手続き中。	26年度中の国庫納付完了
16		財団法人日本国際協力センターの内部留保	22年度以降実施	本法人から研修監理業務等を受注することにより財団法人日本国際協力センターにおいて形成された内部留保については、相当額を国庫納付又は国費の負担軽減に資する方向で活用する。	1a	・財団法人日本国際協力センターは、研修監理業務等を受注することにより内部留保が形成されたという指摘も踏まえ、同業務等の受託事業に係る「実費弁償による事務処理の受託等」にかかる申請を取り下げ（税制上の優遇措置を返上）、同申請により課税対象外とされていた19年度以降の受託事業に係る法人税等として3.3億円を内部留保から国庫等に納付した（23年2月）。	措置済み
17		施設整備資金	23年度以降実施	施設整備資金については、平成23年度時点で、その用途を精査した上で適正な国庫納付額を確定し、平成23年度決算確定後速やかに国庫納付する。	1a	・平成23年度中に、広尾センターの機能移転、大阪センターの移転等に要する経費のうち資本的支出にかかる必要金額を精査した上で、適正な国庫納付額を算定し、平成23年度決算確定後速やかに国庫納付（1,464,842千円）を行った。	措置済み。
18		ODA卒業国となる国の海外事務所の廃止	23年度中に実施	ODA卒業国となる国の海外事務所を廃止する。	1a	・ODA卒業国となったサウジアラビア事務所は23年3月末に閉鎖。 ・現在、対象国なし。	措置済み
19	事務所等の見直し	海外事務所の見直し	22年度中に実施	ODA卒業国となる国以外の海外事務所についても、個々の必要性等を検証し統廃合を検討するとともに、連携効果が見込まれる他機関との共用化を進めるための検討を行い、具体的な結論を得る。	1a	・22年11月10日に外務省、経済産業省及び国土交通省でとりまとめた独立行政法人の海外事務所の近接化に関する方針に基づき、国際交流基金、国際協力機構、日本貿易振興機構及び国際観光振興機構が有する海外事務所の今後3年間の移転及び新設計画（移転・新設の場所・時期）を共有。情報セキュリティ管理の必要性等にも配慮しつつ、関係省庁・機関の相互の情報共有及び共同検討の体制について22年度中に合意。これにより、22年度中に実施すべき必要な措置を講じた。 ・さらに、前回措置済とするにあたっての新たな指摘事項である「具体化に向けての更なる取り組み」を念頭に、24年1月20日に閣議決定された「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」に基づき、国際交流基金、国際協力機構、日本貿易振興機構及び国際観光振興機構の海外事務所の機能的な統合に関する関係省庁・独法の実務者会合に参加。現地における事務所及び所員の法的地位等を保持することに留意しつつ、ワンストップサービスを実現するための機能的な統合の在り方につき、24年夏までに結論を得るべく、個々に検討を行っている。	措置済み
20		麻布分室の処分	23年度中に実施	麻布分室を処分する。	1a	・入札の結果、売却契約を締結し、決済・移転登記済（24年3月）。	措置済み
21		国際センター	23年度以降実施	国際センターについては、まず、大阪国際センターと兵庫国際センターを統合する。札幌国際センターと帯広国際センターについては、管理部門を統合し、北海道における研修員受入事業の在り方及び各施設の活用について地元自治体・関係者との調整に着手し、その調整の上で統合する。東京国際センターと横浜国際センターについては、長期的な研修員受入事業の在り方、移住資料館の扱い、施設の稼働率等を踏まえ、統合を検討していく。	2a 一部措置済み	大阪・兵庫は、大阪を閉鎖し、平成24年4月に関西国際センターとして改編済。北海道2拠点については地元との調整を経て、平成24年4月に北海道国際センターとして改編済。東京・横浜について、研修事業のあり方や海外移住資料館の扱い等を踏まえ、今期中期計画期間中に検討結果を得る予定。	今期中期計画期間中の東京と横浜の統合に係る検討完了
22		契約に係る情報公開の徹底	23年度から実施	国際協力機構との間に一定の関係がある法人（機構において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める機構との取引高が相当の割合である法人）と契約をする場合には、機構からの再就職の状況（氏名・役職及び機構における最終職歴等）、機構との取引等の状況（直近3か年の会計年度ごとの取引高、一者応札（応募）が否かの情報等）を公開するなどの取組を進める。	1a	・「密接な関係にあると考えられる法人との契約の情報公開」のための制度を整備し、平成22年11月以降の契約に適用した。具体的には、国際協力機構において役員を経験した者が再就職している法人又は国際協力機構において課長相当職以上の職位を経験し、かつ受注者の取締役である者が存在する法人との契約にあつては、受注者の名称及び事業概要、当該在職者の氏名、受注者における役職及び国際協力機構における最終役職並びに直近の会計年度における発注者と受注者との取引高をホームページ上に公表（平成22年度に開始済）。 ・さらに平成23年6月に行政改革推進室から統一的指針及びその具体的内容が示されたところ、これらを踏まえた制度を整備し、公表を実施中。	措置済み。 （取り組みは継続する。）
23		関連法人の利益剰余金等のうち、不要なものについて、国庫納付等	23年度から実施	関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争がなされていない契約（競争入札における一者応札や企画競争における一者応募）等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講じるよう努める。	1a	・各関連公益法人から、内部留保の額、内部留保が形成された経緯、内部留保の使用計画を踏まえた不要額の有無について聴取り、内容を精査済（平成24年度）。	措置済み

24	取引関係の見直し	一般競争入札への移行	23年度以降実施	「JICAボランティア事業支援業務」の契約については、更なる発注規模の見直しや発注業務の分割等により、可能なものについて一般競争入札の方法により実施する。	1a	・22年度にJICAボランティア事業支援契約を、募集支援業務、選考支援業務、訓練・研修支援業務に分離し、とを一般競争入札に移行した。(22年度に実施済)。 ・募集支援業務については、23年度契約において、募集説明会の回数減(22年度の実績539回から約55%の削減を図り、23年度は242回の計画)や国内機関の活用(22年度の実績48回から約21%増加させ、23年度は58回の計画)により、発注規模を見直した(23年度に実施済)。24年度契約において、一般競争入札へ移行済。	措置済み
25			23年度から実施	各国際センター及び訓練所の建物等総合管理業務の契約については、一般競争入札に移行するとともに、経費縮減の観点からも、発注すべき業務の単位を見直し実施することとし、そのための試行・検証を行う。	1a	・全ての国際センター及び訓練所の建物管理契約について、一般競争入札(総合評価落札方式)に移行済。 ・また、平成22年度に横浜国際センターで、平成23年度に沖縄国際センターで、分割発注とパッケージ発注の比較検証が可能となる入札を実施した。入札した結果、両ケースともパッケージ発注が技術、価格両面において優位との結果が得られた。また、サービスの質のモニタリングを実施した結果、円滑な運営がなされていることが確認された。 ・公共サービス改革法対象事業の選定において、東京国際センター、筑波国際センター、横浜国際センター及び市ヶ谷ビルの施設管理を候補事業として提出し、対象案件とすることが閣議決定された(平成25年6月)。 ・平成25年度に市場化テストの対象とされた「横浜国際センターの施設管理」では、発注すべき業務の単位を見直し、民間競争入札の結果、契約額の削減、応札者の拡大という効果が見られた。横浜国際センターの市場テスト等を通じて試行・検証した結果は市ヶ谷ビル、他センターにも適用する方針とした。	措置済み
26			24年度から実施	日系研修の実施に係る各種支援業務の契約については、一般競争入札の方法により実施する。	1a	・24年度契約について一般競争入札により実施。	措置済み
27			23年度から実施	技術協力プロジェクト、開発計画調査型技術協力及び協力準備調査の契約については、企画競争(プロポーザル方式)の方法により発注されているが、より競争性・公正性を高めるため、関心表明書の提出等の手続について廃止を含めて見直すとともに、質の確保に留意しつつ、可能な限り一般競争入札への移行を進める。(再掲)		項目02に同じ。	
28	人件費の見直し	ラスパイレス指数の低減	22年度から実施	ラスパイレス指数が高いことから、これを確実に引き下げるため、勤務地限定職員及び職務限定職員の任用等を内容とする新たな計画を策定し、着実に実施する。	1a	・勤務地限定・職務限定職員の任用、役職定年制等を内容とする新たな計画を策定し、着実に実施した。 ・第2期中期計画の最終年度(平成23年度)までの目標(地域・学歴動案109.8)を平成22年度に達成済みであり、平成23年度も達成した(同106.5)。第3期中期計画を開始した平成24年度は、職員構成の見直し、管理職割合の引き下げ等により、同指数は101.8となった。 ・平成24年2月に成立した「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」(平成24年法律第2号)に基づく国家公務員の給与見直しに関連して、必要な措置を講じた。	措置済み
29		在勤手当の見直し	22年度中に実施	外部有識者による検証を踏まえ、在勤手当の見直しを行う。	1b	・外部有識者を含む検討会を開催した結果、購買力補償方式に基づき制度を構築することが合理的であるとの結論に至った。 ・外務公務員も在勤手当の見直しを行い、購買力補償方式に基づく在勤手当を設定することとなったため、国際協力機構も現行制度の枠組みの下で、追加的な運用コストをかけずに購買力補償方式を反映したた在勤手当の見直しを講じることとし、現行制度の枠組みのとおり購買力補償方式を反映したた制度の運用を通じて、適切な在勤手当水準の管理を保つこととした。その結果、月額約650万円の削減効果が得られた。	
30	組織体制の整備	研修監理業務等の実施	23年度から実施	財団法人日本国際協力センターが受注してきた研修監理業務及び専門家等派遣支援業務については、必要最小限の業務に限定した上で、本法人が実施する。	1a	・専門家等派遣支援業務を直営化済(23年4月)。 ・研修監理業務を直営化済(24年1月)。 ・これらの業務再整理、徹底した効率化・人数減により、23年度及び24年度予算合計で5.94億円を削減。	措置済み

31	業務運営の効率化等	機構本部等の業務運営体制の見直し	23年度以降実施	本部事務所、研究所等については、全体規模の縮減を図り、本部機能の一部を研究所に移し、研究所の業務との一体化・効率化を図るとともに、本部事務所の管理運営に要する経費を可能な限り縮減することにより、効率的な業務運営体制を確保し、引き続き一層の経費縮減を図る。	1a	・全体規模の縮減と業務運営効率化を図るべく、平成24年9月に広尾センター及び本部機能の一部を(研究所を含む)市ヶ谷施設へ移転済。	措置済み
32		訓練所の業務の効率的な実施	23年度以降実施	二本松訓練所及び駒ヶ根訓練所における「ボランティア訓練・研修支援業務」については、入札参加要件を見直し競争性を高めるとともに、業務内容を見直し効率的に実施する。	1a	・締結済の「JICAボランティア訓練・研修支援業務」委託契約の業務内容、特に訓練所での語学に関する業務について、国際協力機構職員、国際協力機構語学講師、業務委託先との間で重複している業務や役割分担の整理・調整を行い、平成23年度からの契約に反映させることとした。 ・この見直しの結果、平成23年度契約では二本松及び駒ヶ根の両訓練所に13名配置されている委託先スタッフのうち語学担当者の人員を2名削減した(平成23年度に実施済)。 ・平成25年度契約において、内閣府の市場化テストを実施。二本松及び駒ヶ根の訓練所毎に派遣前訓練業務を分割し、業務内容や入札参加要件を見直した上で、一般競争入札入札による受託者の選定を行った。(市場化テストによる成果は、事業終了後に評価が行われる。)	措置済み

No.	07	所管	外務省	法人名	国際協力機構
-----	----	----	-----	-----	--------

項目		見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
1	事務及び事業の見直し	民間競争入札の実施	○海外移住資料館の管理・運営業務について、我が国政府による移住者・日系人支援事業に関する調査及び知識の普及の拠点としての位置付けに留意し、そのために必要な業務遂行能力を助案しつつ、民間競争入札を平成21年度から実施する。 ○国際協力人材センターの業務について、平成20年度に実施する企画競争入札による民間委託の状況も踏まえ、平成21年度から民間競争入札を実施する。	1	公共サービス改革基本方針（平成19年12月24日閣議決定）の別表に基づき、「海外移住資料館の管理・運営業務」及び「国際協力人材センターに係る業務」に民間競争入札（市場化テスト）を導入してきており（評価対象期間：平成21年度から平成23年度）、両案件とも所定の評価指標を概ね達成するとともに、経費の削減を実現した。官民競争入札等監理委員会の事業評価の審議においても、確保されるべき質を達成できたとの評価を受け、公共サービス改革基本方針において平成24年度以降も民間競争入札対象案件とすることが閣議決定された。	措置済み
2	効率化・自律化	保有資産の見直し	○平成23年度末までに、保養所を売却する。	1	【勝浦・石打保養所、箱根研修所、東京国際センター八王子別館】勝浦・石打保養所、箱根研修所及び東京国際センター八王子別館の入札を実施し、売却処分を行い（平成22年度に実施済）、通則法等の規定に基づき、当該財産の譲渡により生じた収入から、当該財産の譲渡に要した費用の額のうち主務大臣が定める額を控除した額を国庫に納付済（平成23年6月）。	措置済み
3	効率化・自律化	保有資産の見直し	○平成23年度末までに、職員住宅の一部を処分する。	1	平成22年度処分計画戸数51戸全ての売却を完了し、通則法等の規定に基づき、当該財産の譲渡により生じた収入から、当該財産の譲渡に要した費用の額のうち主務大臣が定める額を控除した額を国庫に納付済（平成23年6月）。平成23年度処分計画戸数38戸も全て売却手続きを完了し、国庫納付済（平成24年2月）。平成24年度処分計画戸数34戸も全て売却手続きを完了し、国庫納付済（平成25年3月）。平成25年度以降2年間で残り全ての区分所有の保有宿舍（66戸）の処分を完了予定（平成25年度33戸、平成26年度33戸）。	措置済み

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	外務省
法人名	国際交流基金

(平成26年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。	○不要資産の譲渡収入等の国庫納付にあたっては、国庫納付を求められた766,181千円について更なる検証を行い、6,760千円を追加納付することとし、平成22年度中に772,941千円を国庫納付済み。 ○国際交流基金運用資金のうち、日米親善交流基金及び日中21世紀基金を除く34,203,860千円について、簿価超過回収額5,490千円を含め、平成22年度中に34,209,350千円を国庫納付済み。 ○平成23年度末に計上した繰越欠損金(第2期中期目標期間中に発生した利益と損失の相殺により計上されたもの)について、運営費交付金等と欠損金の相殺状況を検討した結果、資金の必要性が将来にわたらないと判断する運営費交付金について、平成24年度中に263,709千円を国庫納付済み。 ○第2期中期目標期間中に返戻を受けた政府出資見合い及び運営費交付金で差し入れた敷金等の返戻金について、平成24年度中に45,566千円を国庫納付済み。
○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。	○区分所有宿舍35戸中4戸について、必要性の精査、売却可能性の検討等を行った上で、売却手続きを開始、平成23年度中に終了し、平成24年5月に14,527千円を国庫納付済み。 ○実物資産/区分所有宿舍/平成21年度末時点の簿価額は78,260千円/金銭納付/国庫納付の時期は平成26年3月。 区分所有宿舍31戸中7戸を不要資産として認定の上、売却し、売却収入のうち売却に要した手数料を控除した51,487千円を平成26年3月に国庫納付済み。
○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。	●平成24年度に策定された「独立行政法人の職員宿舍の見直しに関する実施計画」(平成24年12月14日、行政改革担当大臣)に基づいて、第3期中期目標期間中の処分計画を平成25年度に策定済み。

2. 事務所等の見直し	
○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	●本部事務所借料の見直し(平成25年度削減額▲55,325千円、対前年比削減率▲10.2%)により管理費を削減した。
○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。	該当なし。
○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。 このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。	○平成22年11月より、国際交流基金、国際協力機構、日本貿易振興機構及び国際観光振興機構が有する海外事務所の移転及び新設計画(移転・新設の場所・時期)を共有し、事務所移転に際しては共同検討を行っている。 ○平成24年度には、上記4法人のうち3人以上の海外事務所が存在する世界16都市の事務所共用化・近接化、ワンストップサービス実現のための連携合意書の締結、事業及び広報の相互連携等の協議と調整を行った。 ○また、平成23年6月にバンコク、8月に北京において、国際観光振興機構の事務所が現行の国際交流基金事務所入居ビルに移転を完了。 ○平成25年度には、ジャカルタにおいて、国際交流基金事務所が提供したスペースに、国際観光振興機構の新規事務所が開設され、国際交流基金と国際観光振興機構との事務所共用化を実現した。 ○平成25年度には、ワンストップサービスに係る連携強化のため、複数の法人事務所が所在する都市において、事務所間での広報資料の相互配置、SNSを通じた情報発信等により、来訪者に他法人に関する情報を提供した。また、事業の共同実施や、催し会場における他法人の事業広報等も行った。
○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。	該当なし。(職員研修・宿泊施設は保有していない。)

○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。	●本部事務所借料については、平成24年度において、▲55,325千円（対前年度比削減率▲10.2%）の経費削減を達成しており、平成25年度においてもそれを継続した。さらに、26年度以降の借料においては、平成25年度と比較して▲121,017千円（対平成25年度比削減率▲24.85%）の削減となる予定である。 ●京都支部についても、従前より引き続き運営の効率化と経費節減の取組みに努めている。特に事務所借料については、平成20年度中の移転により、以下のとおり、大幅削減を達成した。 ・平成15年度実績額20,343千円 ・平成18年度実績額10,448千円 ・平成25年度実績額 3,981千円（対平成15年度削減額▲16,362千円、削減率▲80.4%） （対平成18年度削減額▲6,467千円、削減率▲61.9%） ●日本語国際センター及び関西国際センターについては、運営方法、コスト等の不断の見直しを行うとともに、施設・設備の適切な運営、改修に努めている。 ●職員宿舎については、必要性の精査、売却可能性の検討等を行った上で、区分所有宿舎35戸中4戸を処分した。 ●区分所有の保有宿舎については、平成18年度に6戸、平成23年度に4戸を売却した。また、中期計画に則って平成25年度に区分所有宿舎31戸中7戸を売却した。策定した職員宿舎の処分計画に従い、第3期中期計画期間の最終年度である平成28年度末までに対象となる宿舎を全て処分する予定である。
---	---

3. 取引関係の見直し ① 随意契約の見直し等									
○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。	●平成22年2月に設置した外部有識者等から成る契約監視委員会による随意契約、一者応札・応募契約等に係る点検の結果に基づく改善措置を講ずることで、以下のとおり改善した。 ・全契約に占める随意契約の金額・件数比率 <table> <tr> <td>平成22年度：1,495百万円/3,036百万円＝49.2%</td><td>144件/356件＝40.4%</td></tr> <tr> <td>⇒平成23年度：1,734百万円/3,782百万円＝45.8%</td><td>170件/404件＝42.1%</td></tr> <tr> <td>⇒平成24年度：1,797百万円/4,239百万円＝42.4%</td><td>140件/351件＝39.9%</td></tr> <tr> <td>⇒平成25年度：1,676百万円/3,716百万円＝45.1%</td><td>153件/343件＝44.6%</td></tr> </table> ※「見直し計画」基準同様入札不調の随意契約を企画競争等に分類した場合： 1,544百万円/3,716百万円＝41.6% 145件/343件＝42.3% なお、平成24年度より基金事業の特性により生じる随意契約とそれ以外の理由による随意契約を明確に区分するための再分類を行い、平成25年度以降の契約監視委員会の点検に用いることとした。 ・連続一者応札・応募案件については、平成24年度より契約監視委員会の重点的な点検を受けることとしており、委員会のコメントを踏まえ改善取組を着実に実行した結果、平成24年度に6件あった連続一者応札・応募案件は平成25年度には1件に縮減された。 ●契約監視委員会による主たる指摘事項への対応として、平成23年度において、以下の改善措置(継続・新規)を実施した。 ・一者応札・応募を減らし、より競争性を高めるため、必要な場合には競争参加資格を柔軟に決定する。(継続) ・調達予定案件一覧をホームページに公開するとともに、特に前回入札時に一者応札・応募であった案件や入札参加者数の確保が困難な見通しの案件については、参加の見込みのある事業者にメール等で案件の広報を行うこととした。(継続) ・共催事業における相手方が、当基金負担の共催分担金の一部を充当して一定金額以上の契約を締結する場合は、双方で協議することとし、共催分担金への統制を強化する。(継続) ・個別契約だけでなく全体的に競争原理が適正に働いているかを確認するため、年間の契約件数が比較的多い業種について年間契約状況を点検(25年度新規取組) ・契約の適正性についてより一層の可視化を図るため点検時に基金の事業特性による随意契約における作品や事業等選考プロセスの明確化(25年度新規取組)	平成22年度：1,495百万円/3,036百万円＝49.2%	144件/356件＝40.4%	⇒平成23年度：1,734百万円/3,782百万円＝45.8%	170件/404件＝42.1%	⇒平成24年度：1,797百万円/4,239百万円＝42.4%	140件/351件＝39.9%	⇒平成25年度：1,676百万円/3,716百万円＝45.1%	153件/343件＝44.6%
平成22年度：1,495百万円/3,036百万円＝49.2%	144件/356件＝40.4%								
⇒平成23年度：1,734百万円/3,782百万円＝45.8%	170件/404件＝42.1%								
⇒平成24年度：1,797百万円/4,239百万円＝42.4%	140件/351件＝39.9%								
⇒平成25年度：1,676百万円/3,716百万円＝45.1%	153件/343件＝44.6%								
○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。									

② 契約に係る情報の公開	
○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その使途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。 ○「現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等（以下「関連法人」という。）に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。」 ○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。	●「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、契約に係る情報は全て公表してきているが、これらに加え、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）に基づき、当基金において管理又は監督の地位にある職を経験した者が役員等として再就職しており、かつ、総売上高等に占める当基金との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人との間の取引等の状況についての情報を公開する制度を開始した。 ●平成24年度より、「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について」（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づき、契約による支出を含む公益法人に対する支出についての情報を公開している。
③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約（競争入札における一者応札や企画競争における一者応募）等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。	●関連公益法人に対する業務委託については、その妥当性につき厳正な見直しを行うとともに、競争性のある契約への移行を進めてきたところであるが、平成24年度において、独立行政法人会計基準に定める関連公益法人等に該当する法人は存在しない。
④ 調達の見直し	
○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。	●「公共サービス改革プログラム」（平成23年4月）に基づく共同調達の対象品目、発注仕様、入札参加資格、事務コスト等についての政府での統一的な検討結果を踏まえ、類似の事業に共通で適用できる単価契約の導入等、共同調達等の導入にむけて可能性を検討している。
特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。	該当なし。
○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。	○平成23年度の日本語国際センターの施設管理・運営業務を、公共サービス改革法に基づく民間競争入札とし、経費の節減を図り、平成22年度落札価格比で▲27,241千円の削減となった。平成24年度分からは、本業務の他、関西国際センターの施設管理・運営業務等についても民間競争入札を導入、平成24年度より平成21～23年度落札価格比で1年当たり▲29,076千円の削減となった。また、日本語国際センターにおいては、平成24年度分の海外日本語教師研修接遇業務についても民間競争入札を導入し、前年度（平成23年度実績）比で、一人当たりの接遇業務経費が▲18千円の削減となった。 ○上記に加え、JF-NET（OA用情報管理システム）運用管理支援等業務について、平成26年度民間競争入札を実施（7月開札）。

○「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。	○従来より、各種契約における競争入札の実施の推進、節電をはじめとする光熱水料に係る経費節減、各種事業における受益者負担の更なる適正化等による、調達の効率化、経費の削減を図っているところである。 ○日本語国際センター施設管理・運營業務については、平成22年度まで一般競争入札であったが、平成23年度分から公共サービス改革法に基づく民間競争入札を実施した結果、平成23年度の契約金額(平成22年度に入札を実施)は、平成22年度落札価格比で▲27,241千円(▲28.6%)。また、平成24年度～26年度の公共サービス改革法に基づく民間競争入札(平成23年度に実施)による契約金額は、1年当たり、平成22年度落札価格比で、▲22,317千円(23.4%)の経費削減を達成した。 ○関西国際センターの施設管理・運營業務等については、平成23年度まで一般競争入札であったが、平成24年度分から公共サービス改革法に基づく民間競争入札を導入し、平成23年度に同民間競争入札を実施した結果、平成24年度～26年度の契約金額は1年当たり、平成21年度～23年度落札価格比で▲29,076千円の経費削減を達成した。 ○日本語国際センターの海外日本語教師研修接遇業務においては、平成23年度まで一般競争入札であったが、平成24年度分から公共サービス改革法に基づく民間競争入札を導入し、前年度(平成23年度実績)比で、一人当たりの接遇業務経費▲18千円の削減。また、平成25年度～26年度での公共サービス改革法に基づく民間競争入札では、平成23年度実績比で、一人当たりの接遇業務経費▲22千円の削減を達成した。今後も民間競争入札や、随意契約及び一者応札並びに総合評価落札方式における評価基準等について契約監視委員会による点検結果を踏まえた見直しを図ることで、調達の一層の改善を推進する。
4. 人件費・管理運営の適正化 ① 人件費の適正化	
○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。	
○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア)国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。	
イ)主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ)総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。	
○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。	●従前より基金ウェブサイト上において、組織に関する情報の一つとして役員(法人の長、理事、監事)の報酬額について公表している。
○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。	●従前より監事による監査及び外務省独立行政法人評価委員会によりチェックを受けている。

② 管理運営の適正化	
○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。	
○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。	● 法定外福利費については、互助組織への拠出を廃止した。 ● 海外出張費については、国家公務員に準じたエコノミークラス航空賃利用や、割引航空賃使用促進により、経費の節減、合理化を行った。 ● 給与振込経費は必要最小限に抑えている。 ● 職員の諸手当については、国家公務員に無い手当は支給していない。
○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。	● 平成21年度より、契約監視委員会において全ての契約に関する点検（予定価格の適正性確認を含む）を受けており、その結果を契約事前審査に反映させている。 ● 平成23年度から、調達業務におけるマニュアルを作成し、予定価格積算の指導・助言等を行う体制を強化している。
○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。	● コンプライアンスに係る体制の構築及びその推進のために必要な事項を定めた「独立行政法人国際交流基金コンプライアンス規程」を整備し、国際交流基金の役員、部長等と外部有識者から構成されるコンプライアンス推進委員会を設置した。 ● 平成22年度に制定した「独立行政法人国際交流基金コンプライアンス規程」に基づき、平成23年度より外部専門家を委員に含めた「コンプライアンス推進委員会」を開催し、平成24年度及び平成25年度には基金内部における具体的なコンプライアンス上の取り組み事例につき検討を行うなど、コンプライアンスに関する理解の強化を図った。また、同委員会において専門家による講演を、同委員会メンバー（理事長及び役員と部長級職員）を対象として実施し、コンプライアンスの具体的事例を通じて、特に注意を要する点につき認識を深めるよう努めた。
5. 自己収入の拡大	
○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。	● 日本語能力試験については、実施地の状況に応じた受験料の適切な設定と受験者数増のための努力を続けた結果、大幅な増収を達成した。また、平成21年度より実現した黒字化については、平成25年度まで継続して維持している（平成25年度収入956,031千円、支出696,575千円）。平成26年度も引き続き黒字の維持と、自己収入の拡大に努める。日本語能力試験収入の推移は以下のとおり。 平成19年度：220,511千円 平成20年度：235,847千円 平成21年度：799,441千円 平成22年度：623,210千円 平成23年度：615,110千円 平成24年度：679,421千円 平成25年度：956,031千円 ● 今後も、事業実施国の事情も勘案した上で、日本語能力試験受験料、海外日本語講座受講料等、各種事業における参加費・サービス利用料等の受益者負担の更なる適正化につき、不断の見直しを続ける。

○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。	
○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。	●基金が発行した日本語教材や美術展カタログ等の販売を通じ、自己収入の拡大に努める。
6. 事業の審査、評価	
○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。	●公募プログラムについては、事前評価として、募集の際に公開している「選定方針」に沿った審査を行い、さらに外部専門家による採否案に対する助言を加味して案件を選択している。
○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。	●個別のプロジェクト(事業)は、原則として単年度で実施しているが、2年以上にわたる助成プロジェクト等については、年度ごとに中間報告書等を取り付け、事業の進捗を確認したうえで事業継続の可否を判断している。 ●公募助成プログラムの事前評価の結果として採用事業をプログラムごとにウェブサイトに掲載している。 ●事後評価は、事業年度終了後に中期目標期間中の評価項目ごとに自己評価を行っている。特に事業については、各分野に知見をもつ外部有識者専門家からの評価を受けているが、その内容は、業務実績報告書としてウェブサイトに掲載している。なお、この業務実績報告書については、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)において、「評価委員会は、独立行政法人の評価の際、国民の意見募集を行い、その評価に適切に反映させる。」とされていることを踏まえ、外務省ホームページを通じて意見(パブリックコメント)募集を行っている。 ●上記外部有識者による評価や外務省独立行政法人評価委員会からの評定コメントについては次年度以降の業務改善に繋げるよう留意しているが具体例としては以下のようなものがある。 ・「日本理解促進出版・翻訳助成プログラム」を、海外の出版社の要望に応えるのみならず日本から海外に紹介したい書籍の出版に繋げるため、翻訳出版推奨図書紹介リーフレットを作成し海外の関係者に配布、これらの対象書籍の申請に対しては優遇的助成を行う運用に改めた。 ・グローバル化が進む世界においては一方的な日本文化紹介・発信に留まらない「交流／協働」型の事業が必須であるとの指摘を受け、特にASEAN諸国を重点対象として、共同制作等の「協働」を重視した事業を企画・実施することとした。 ・「アジアで圧倒的に日本研究者の多い中・韓国を巻き込んだアジアの日本研究者のネットワーク構築を支援していくことも基金の役割の一つと考えられる」とのコメントを受け、韓中の協力者と第4回東アジア日本研究フォーラムを開催し、韓中を中心に、台湾、ロシア、モンゴル、日本から参加した研究者が各国の日本研究の現状等に関し意見交換する機会を作った ・「日本語教育は、日本への理解促進の基盤となることから、今後も効果を見据えた戦略的、長期的な取組が期待される」とのコメントを受け、政府の有識者懇談会における議論・提言も踏まえ、平成26年度より東南アジアを主な対象として教師養成・能力向上、eラーニングコース開発、アドホカー招へいを強化することとした

No.	08	所管	外務省	法人名	国際交流基金
-----	----	----	-----	-----	--------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 海外日本語教育、学習への支援及び推進	関西国際センターの研修事業規模の縮減	23年度中に実施	関西国際センターが実施している日本語研修については、アジアユースフェローシップ（高等教育奨学金訪日研修）の廃止、在日外交官研修プログラムの廃止等により事業規模及び国費負担を縮減する。	1a	23年度において、関西国際センターが実施している日本語研修のうち、アジアユースフェローシップ（高等教育奨学金訪日研修）、在日外交官研修プログラムを廃止した（平成23年度予算において対前年度▲52,194千円）。また、研修プログラムについて横断的に、研修補助費（交通費等）の減額、配布教材費の削減等を行った（平成23年度予算において対前年度▲2,630千円）。	
	海外日本語教師に対する日本語研修の事業規模の縮減	23年度中に実施	日本語国際センターが実施している海外の日本語教師に対する日本語研修については、博士課程プログラムの新規採用休止、修士課程プログラムの新規採用半減等により、事業規模及び国費負担を縮減する。	1a	23、24年度において、日本語国際センターが実施している教師研修のうち、博士課程の新規採用を行わず、修士課程の新規採用を半減（4名）とした（平成23年度予算において対前年度▲11,776千円）。また、平成23年度より、研修プログラムについて横断的に、研修補助費（交通費等）の減額、配布教材費の削減等を行った（平成23年度予算において対前年度▲10,468千円）。	
	研修員手当の現金支給の原則廃止	23年度中に実施	食費の一部を除き、研修手当（交通費、書籍購入費等）の現金支給は廃止する。	1a	23年度において、食費の一部を除き、研修手当の現金支給は廃止し、研修補助費（交通費等）をICカードにより支給する、図書費や資料送料を業者への直接払いにするとの変更を行った。	
	日本語能力試験の自己収入の拡大	23年度中に実施	海外における日本語能力試験の受験箇所の増加等により黒字を維持し、自己収入の拡大を図る。	1a	22年度及び23年度においても収入が支出を上回った（23年度収入615,110千円、支出613,914千円）。24年度も引き続き収入が支出を上回よう努めるとともに、自己収入の拡大に努める。実施地の増については22年度中から検討を行い、23年度の第1回試験（7月）は新規に20都市、第2回試験（12月）は新規に13都市で実施。24年度は、第1回試験（7月）は新規に6都市、第2回試験（12月）は新規に8都市で実施の予定。	
02 日本研究・知的交流	知的交流の効果的な実施	22年度から実施	知的交流については、引き続き、知的交流の担い手の育成等を図りつつ、効率的・効果的に実施する。	1a	招へい者のフォローアップの強化、会議等の事業への参加者の人選の工夫、事業報告書の充実等を行い、事業の効果、効率の向上のための措置を講じた。	
03 文化芸術交流の促進	海外に重点化した事業の実施	22年度から実施	文化芸術交流事業については、原則として国内事業は実施しない。	1a	22年度より原則として、国内事業は実施しないこととしている。	
04 国際交流情報の収集・提供及び国際文化交流の担い手への支援	広報関係予算の削減	23年度中に実施	定期刊行物、年次報告、一般広報等の広報関係予算については、ホームページを活用する等の効率化により削減を図る。	1a	機関誌（『をちこち』）のウェブ化は22年度までに実施済み（紙媒体時より▲19,000千円）。23年度は、広報素材収集費（実施事業の成果の活用のためのDVD映像資料作成等）の節約等により、一般広報費を削減した（▲1,899千円）。	
	国内における地域交流事業の廃止	23年度中に実施	国内において実施する国際文化交流の担い手への支援を目的とする地域交流事業は廃止する。	1a	23年度より、国内で開催される国際交流フェスティバルへの参加（ブース出展及びセミナー等の開催）を取りやめ、同年度をもって国内連携促進プログラムを終了した。	
	情報ライブラリーの利用者数の増大	22年度から実施	本部事務所に設置されている「情報ライブラリー」については、利用者数の増加を図るための具体的な計画を作成し、利用者数が増加しない場合には抜本的な見直しを検討する。	1a	22年度に、利用者数増加のための具体的な計画を策定し、それに基づき、利用者ニーズに応じた開館時間の変更、ライブラリーの蔵書を活用した展覧会の開催、基金本部でのイベントと連動したライブラリー蔵書の展示などの諸策を実施した。これにより22年度の利用者数は前年度より1,400名程度増加（7.5%増）した。 23年度はライブラリーの利用者増加のための取組みをさらに強化。具体的には、ライブラリー所蔵資料（蔵書・資料・写真等）を活用した展示を実施したほか、ウェブマガジン・プレスリリース・ツイッター等電子媒体等を活用した広報強化や利用者に対するライブラリー利便性向上に努め、23年度の利用者数は、前年度に比してさらに1,650名程度増加（8.2%増）となった。	

05	在外事業その他	海外事務所の事業の効率化	23年度中に実施	海外事務所の事業については、策定された年次計画に基づき、広報文化センターの事業との重複を検証し、同センターと協力すること等により、効率化・合理化を図る。	1a	事業の重複がないことの検証に関しては、当該国において外交政策全般を担う在外公館と、国際文化交流の専門機関としての基金海外事務所という大きな位置づけを踏まえ、海外事務所に対し、事業計画策定時に在外公館と協議するよう指示するとともに、基金本部と外務省本省との間でも事業計画を共有した上で、年度計画を作成している。また、海外事務所と在外公館の間では、個別の業務上の諸連絡以外に月１回の頻度で連絡会議を行っており、23年度事業計画作成時には、従来以上に、他法人との連携も視野に、相乗効果発揮に向けた協力で留意して各事務所において公館との情報共有、調整を行った。また基金本部と外務省本省間においても事業計画の照合を行った。 相乗効果を高め、効率化・合理化を図るための協力に関しては、在外公館がオールジャパンで取組む日本紹介事業において、在外公館との協力連携により、また、他の諸団体の参画などを通じたさらなる事業効果の拡大などへの基金の（本来の役割としての、本部企画も含む）参画により、効率的に相乗効果が得られている。23年度は、バリにおいて若者を中心に19万人を動員したポップカルチャーの祭典であるJAPAN EXPO（在外公館が合同記者会見をセツトし、日本としての震災支援への謝意表明を行うとともに、政府関係機関のブースを近接させ、一体感ある参加を実現）、日韓合同の運営委員会（在外公館公使が副委員長）により、約45,000人の一般市民の参加を得て継続的に実施しているソウルにおける日韓交流まつり（「ありがとう韓国！がんばろう日本！」がテーマ）、3万人近くが参加、要人も多数参加したジャカルタ日本祭り（事務局は大使館内、「深まる絆、広がる交流」がテーマ）、マドリード国際観光見本市（FUTUR）におけるイベントとして実施し、21万人以上の来場者のあったマドリード日本文化週間（日本の伝統文化と東北地方の魅力の紹介を通じて日本の魅力をアピール、開会式にはフェリペ皇太子同妃両殿下ご臨席）等を実施。これらをはじめ、総力で取組むべき震災復興と日本の魅力発信、風評被害対策のため、機動的な連携を各国で展開した。 これらオールジャパンの文化紹介の取り組みに際しては、総合調整に加えて要人対応、広報、プレス対応、資料作成といった横断的取組みを在外公館が担うことにより、それら業務の一元化と効率化が図られるとともに、他の諸団体や日系企業等より多くのアクターの参画が得られることにより、より費用対効果の高い事業となっている中、国際交流基金が文化交流の専門性を生かした質の高い展覧会や公演、知的交流事業等を担当することで、異なるネットワークやノウハウが生かされ、相乗効果を更に高めることができた。また、これら連携強化の取組みにより、いずれの事業も前年度より参加者が増加し（ジャカルタ日本祭り：約2万人→約3万人、日韓交流まつり：3.5万人 4.5万人など）、アウトプットの増大による効率化を図ることができた。	
----	---------	--------------	----------	--	----	--	--

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
06	不要資産の国庫返納	運用資金（基金）	22年度中に実施	日米親善交流基金及び日中21世紀基金を除く運用資金（基金）342億円を国庫納付する。	1a	国庫納付を求められた34,203,860千円について、簿価超過回収額5,490千円を含め、22年度中に（23年2月17日と23年3月11日の2回に分けて）34,209,350千円を国庫納付済み。	
07		不要資産の譲渡収入等	22年度中に実施	不要財産の譲渡収入等のうち政府出資金見合い分（8億円）を国庫納付する。	1a	国庫納付を求められた766,181千円について、更なる検証を行い16,760千円を追加納付することとし、22年度中に（23年2月17日に）772,941千円を国庫納付済み。	
08		区分所有の宿舍	23年度中に実施	職員宿舍の必要数を精査した上で、不要な区分所有宿舍を国庫納付する。	1b	区分所有宿舍35戸について、必要性の精査、売却可能性の検討等を行った上で、4戸につき、23年度中に売却手続き等を終了し、24年5月に14,527千円を国庫納付済み。なお、当該物件は東日本大震災の被災者受入施設として提供リストに登録されていたため、23年9月まで手続きを中断していた。 なお、区分所有宿舍については、平成24年4月3日付行政改革実行本部による「独立行政法人の職員宿舍の見直し計画」に基づき、引き続き見直しを行う。	
09	事務所等の見直し	海外事務所の見直し	23年度中に実施	北京事務所及びバンコク事務所については、諸条件を整えつつ、国際観光振興機構の事務所との共用化等を図る。	1a	23年6月にバンコクにおいて、また8月には北京において、国際観光振興機構の事務所が現行の基金事務所入居ビルに移転を完了した。	
10			22年度中に実施	北京事務所及びバンコク事務所を除く海外事務所についても、個々の必要性等を見直すとともに、連携効果が見込まれる他機関との共用化を進めるための検討を行い、具体的な結論を得る。	1a	平成22年11月10日に外務省、経済産業省及び国土交通省でとりまとめた独立行政法人の海外事務所の近接化に関する方針に基づき、国際交流基金、国際協力機構、日本貿易振興機構及び国際観光振興機構が有する海外事務所の今後3年間の移転及び新設計画（移転・新設の場所・時期）を共有。情報セキュリティ管理の必要性等にも配慮しつつ、関係省庁・機関の相互の情報共有及び共同検討の体制について22年度中に合意。これにより、22年度中に実施すべき必要な措置を講じた。 さらに、前回措置済みとするにあたっての新たな指摘事項である「具体化に向けての更なる取り組み」を念頭に、平成24年1月20日に閣議決定された「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」に基づき、国際交流基金、国際協力機構、日本貿易振興機構及び国際観光振興機構の海外事務所の機能的な統合に関する関係省庁・独法の実務者会合に参加。現地における事務所及び所員の法的地位等を保持することに留意しつつ、ワンストップサービスを実現するための機能的な統合の在り方につき、平成24年夏までに結論を得るべく、個々に検討を行っている。	

11	人件費の見直し	在勤手当の見直し	平成22年度中に実施	外部有識者による検証等を踏まえ、在勤手当の見直しを行う。	1b	平成22年度に民間調査機関への委託による在外給与水準の調査（購買力補償方式による水準との比較）を実施した結果、全体として現行の海外勤務者の給与水準が民間と比較して高くないことが確認された。 本調査結果及び外部有識者からの意見聴取の内容、並びに外務公務員も在勤手当の見直しを行い購買力補償方式に基づく在勤手当の設定を行なっていることを踏まえ、国際交流基金も現行制度の枠組みの中で追加的な運用コストをかけずに購買力補償方式を反映した制度の運用を行い、適切な在勤手当の水準の管理を行なうこととした。その結果、月額約56万円の削減効果が得られた。	
12	業務運営の効率化等	日本語研修センターの設置・運営に係る国費負担の縮減	23年度以降実施	日本語国際センター及び関西国際センターの設置・運営については、受益者負担の拡大、発注方法の見直し等により、国費負担の縮減を図る。	1a	途上国からの参加者に対する研修補助費（交通費等）の削減、配布教材費の削減による受益者負担の拡大を図った。 なお、日本語国際センター施設管理・運営業務については、平成22年度まで一般競争入札であったが、平成23年度分から公共サービス改革法に基づく民間競争入札を実施した結果、平成23年度の契約金額（平成22年度に入札を実施）は、平成22年度落札価格比で▲27,241千円（▲28.6%）、また、平成24年度～26年度の公共サービス改革法に基づく民間競争入札（平成23年度に実施）による契約金額は、1年当たり、平成22年度落札価格比で、▲22,316千円（23.4%）の削減となった。関西国際センターの施設管理・運営業務等については、平成23年度まで一般競争入札であったが、平成24年度分から公共サービス改革法に基づく民間競争入札を導入し、平成23年度に同民間競争入札を実施した結果、平成24年度～26年度の契約金額は1年当たり、平成23年度落札価格比で▲29,318千円の削減となった。日本語国際センターにおいては、平成24年度分の海外日本語教師研修接遇業務についても民間競争入札を導入した。 これにより、「講ずべき措置」の「具体的内容」として検討してきた事項には全て対応済となった。今後は縮減額の維持あるいは更なる減額に向け、努力を継続する。	

No.	08	所管	外務省	法人名	国際交流基金
-----	----	----	-----	-----	--------

項目		見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
1	事務及び事業の見直し	不要資産の国庫返納	利益剰余金や保有する施設等について、保有する必要性等を厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。	2	●区分所有の保有宿舎については、平成18年度に6戸、平成23年度に4戸を売却した。平成24年度に策定された「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」（平成24年12月14日、行政改革担当大臣）に基づいて、第3期中期目標期間中の処分計画を平成25年度に策定済み。中期計画に則って平成25年度に区分所有宿舎31戸中7戸を売却した。	策定した職員宿舎の処分計画に従い、第3期中期計画期間の最終年度である平成28年度末までに対象となる宿舎を全て処分する予定である。
2	事務及び事業の見直し	随意契約等の見直し等	随意契約等見直し計画を着実な実施。原則としての一般競争入札等への移行、一者応札・応募案件における競争性の確保。	2	●平成22年2月に設置した外部有識者等から成る契約監視委員会による随意契約、一者応札・応募契約等に係る点検の結果に基づく改善措置を講ずることで、以下のとおり改善した。 ・全契約に占める随意契約の金額・件数比率 平成22年度： 1,495百万円/3,036百万円 = 49.2% 144件/356件 = 40.4% 平成23年度： 1,734百万円/3,782百万円 = 45.8% 170件/404件 = 42.1% 平成24年度： 1,797百万円/4,239百万円 = 42.4% 140件/351件 = 39.9% 平成25年度： 1,676百万円/3,716百万円 = 45.1% 153件/343件 = 44.6% 「見直し計画」基準同様入札不調の随意契約を企画競争等に分類した場合： 1,544百万円/3,716百万円 = 41.6% 145件/343件 = 42.3% - なお、平成24年度に続き平成25年度についても基金事業の特性により生じる随意契約とそれ以外の理由による随意契約を明確に区分し、契約監視委員会の点検を受けることとした。 ・連続一者応札・応募案件については、平成24年度より契約監視委員会の重点的な点検を受けることとしており、委員会のコメントを踏まえ改善取組を着実に実行した結果、平成24年度に6件あった連続一者応札・応募案件は平成25年度には1件に縮減された。 ●契約監視委員会による主たる指摘事項への対応として、平成25年度において、以下の改善措置（継続・新規）を実施した。 ・一者応札・応募を減らし、より入札の競争性を高めるため、必要な場合には競争参加資格を適切かつ柔軟に決定（継続） ・調達予定案件一覧をホームページに公開するとともに、特に前回入札時に一者応札・応募であった案件や入札参加者数の確保が困難な見通しの案件については、参加の見込みのある事業者メール等で案件を広報（継続） ・共催事業における相手方が、基金負担の共催分担金充当して第三者と一定金額以上の契約を締結する場合は、双方で協議し、共催分担金への統制を強化（継続） ・個別契約だけでなく全体的に競争原理が適正に働いているかを確認するため、年間の契約件数が比較的多い業種について年間契約状況を点検（25年度新規取組） ・契約の適正性についてより一層の可視化を図るため点検時に基金の事業特性による随意契約における作品や事業等選考プロセスの明確化（25年度新規取組）	契約監視委員会において、随意契約の分類をこれまで以上に明確に分類することで「真に随意契約によらざるを得ないもの」についても価格の妥当性や見直しの可能性を検討する、また、連続して一者応札・応募となっている案件については特に注意して点検する、などの方法により、随意契約及び一者応札・応募の削減に向けた努力を継続する。

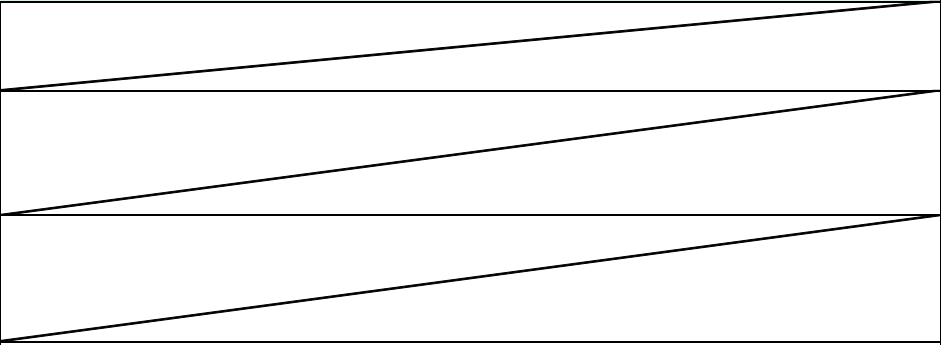
「資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	財務省
法人名	酒類総合研究所

(平成26年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。	本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたものはないが、第3期中期目標期間(平成23年4月～平成28年3月)において、保有資産については、本来業務に支障のない範囲での有効利用の可能性、経済合理性など、その保有の必要性について不断に見直しを行うこととしている。
不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。	該当なし
なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。	特許(知的財産権)については、第3期中期目標期間中に、特許保有に関する規程を整備し、保有の目的を明確にした上で特許権の登録・保有コストの削減等に努めることとしている。
2. 事務所等の見直し	
国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	第3期中期目標期間において、保有資産については、本来業務に支障のない範囲での有効利用の可能性、経済合理性など、その保有の必要性について不断に見直しを行うこととしている。
東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。	第3期中期目標期間において、東京事務所については、赤レンガ酒造工場の文化的価値にも配慮した上で、廃止を含め組織・業務の抜本的な見直しを検討することとしており、本年7月に東京事務所の一部業務を移管し、残りの業務についても、広島事務所への集約に向けて検討を行っている。また、赤レンガ酒造工場について、東京都、北区等の関係機関に施設の文化的価値について相談を行っているところである。
海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。	該当なし
このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。	
職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。	第3期中期目標期間において、保有資産については、本来業務に支障のない範囲での有効利用の可能性、経済合理性など、その保有の必要性について不断に見直しを行うこととしている。
本部事務所、地方支所、職員宿舍等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。	第3期中期目標期間において、保有資産については、本来業務に支障のない範囲での有効利用の可能性、経済合理性など、その保有の必要性について不断に見直しを行うこととしている。

3. 取引関係の見直し 随意契約の見直し等	
○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。	● 平成25年度において、随意契約によらざるを得ない「上下水道供給業務」等の3件及び少額随意契約を除き、一般競争入札を実施している。 【平成22年度の状況】 (金額ベース(単位:円)) 一般競争等275,043千円(93.6%)、競争性のない随意契約18,784千円(6.4%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等40件(90.9%)、競争性のない随意契約4件(9.1%) 【平成23年度の状況】 (金額ベース(単位:円)) 一般競争等214,085千円(80.0%)、競争性のない随意契約53,550千円(20.0%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等37件(86.0%)、競争性のない随意契約6件(14.0%) 【平成24年度の状況】 (金額ベース(単位:円)) 一般競争233,562千円(92.9%)、競争性のない随意契約17,757千円(7.1%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争34件(89.5%)、競争性のない随意契約4件(10.5%) 【平成25年度の状況】 (金額ベース(単位:円)) 一般競争等264,203千円(94.2%)、競争性のない随意契約16,361千円(5.8%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等33件(91.7%)、競争性のない随意契約3件(8.3%)
○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。	
契約に係る情報の公開	
○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。 ○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。 ○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。	該当なし (注) ただし、本件については、平成23年6月3日付事務連絡「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」に基づき、入札公告等への記載を行うなど適切に対応している。

関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。	該当なし
調達の見直し	
各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。	第3期中期目標期間において、研究・調査業務等に係る調達については、公開されている他の独立行政法人の事例等を参考に、透明性が高く効果的な契約の在り方を検討することとしている。
特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。	ア) 調達に係る仕様は、研究に必要な要件を満たす必要があり、調達の都度見直しをしている。 イ) 調達にあたっては、効率と価格を考慮した上で行っている。 ウ) インターネット及び物価資料等から適正価格の把握に努めるとともに、他の独立行政法人の事例等を参考としている。
競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。	外部へ委託した方が効率的な分析については、民間開放の観点から民間分析機関へ委託したり、酒類総研への分析依頼についても、民間での実施が可能なものについては、民間分析機関等を紹介している。
「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。	法人独自の取組として、調達については、平成22年5月に策定した随意契約等見直し計画に基づく効率化の取組を進めている。その他、監事による監査を受けているほか、外部有識者で構成する契約監視委員会(年2回開催)において点検を受けるなど内部統制の強化に取り組んでいる。「公共サービス改革プログラム」(平成23年4月)においてもこれらの考え方が求められている。
4. 人件費・管理運営の適正化	
人件費の適正化	
独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。	
- 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。	
イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。	
各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。	総務大臣の定めるガイドラインに基づき、6月末に公表している。
給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。	第3期中期計画において、酒類総研の給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むこととしており、監事による監査及び財務省独立行政法人評価委員会に対し給与水準に関する資料を提出し事後評価を受けている。

管理運営の適正化	
○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。	
○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。	● 法定外福利厚生費等及び職員諸手当については、国家公務員に準じた取扱いとなるよう、規程等の整備の徹底を図っている。
○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。	● 第3期中期目標期間において、効率的な実施体制の確保、外部に委託した方が効率的であると考えられる業務についての外部委託の積極的な導入、研究及び調査業務等の重点化等により、一般管理費及び業務経費(平成23年度については人件費(退職手当等は除く。)を含み、平成24年度以降については人件費(退職手当等を含む。)を除く。)の削減に努めることとし、一般管理費については前年度予算額に対して、平成23年度は3.3%、平成24年度以降は毎年度0.5%以上、業務経費については前年度予算額に対して、平成23年度は9.7%、平成24年度以降は毎年度0.5%以上の削減を行う。
○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。	● 第3期中期目標期間において、内部統制の充実・強化については、酒類総研が社会的責任を果たしていくという観点から法令遵守体制の整備等を一層推進することとし、内部監査体制を整備するとともに、リスクマネジメントの適切な実施に努めている。 具体的には、定期的な「遺伝子組換え安全委員会」の開催、「コンプライアンス推進規程」を策定して対応するなど取組を進めている。
5. 自己収入の拡大	
○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。	● 第3期中期目標期間において、酒類の品質評価、酒類及び酒類業に関する講習について、共催で実施する場合は、関係業界団体の意向も踏まえつつ、収支相償の考え方にに基づき実施することとしている。
○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。	
○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。	● 第3期中期目標期間において、特許(知的財産権)については、特許保有に関する規程を整備し、目的を明確にした上で特許権の登録・保有コストの削減及び特許収入の拡大に努めることとしている。
6. 事業の審査、評価	
○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。	● 酒類総研設立時(平成13年4月)より、酒類製造に関して高い見識を持つ外部有識者からなる「研究開発評価委員会」(飯島信司名古屋大学大学院教授ほか6名で構成)を設置し、研究・調査業務について、効果的な外部評価の仕組みを導入しており、理事長がこの評価結果を活用し、研究開発資源の配分の見直し、研究計画の適正化を行い、業務運営に適切に反映している。
○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。	● 研究開発評価委員会において、研究開発の進ちょく状況を把握し、進め方の見直し(継続・変更・中止等の決定)、研究開発資源の再配分の決定等を目的に評価する中間評価を実施している。また、本委員会の評価結果については、国民に分かりやすい形で情報提供し、ホームページ上で積極的に公開している。

No	09	所管	財務省	法人名	酒類総合研究所
----	----	----	-----	-----	---------

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	分析・鑑定	税務行政に直結する業務として重点化	23年度から実施	税務行政に直結する業務として重点化する。制度的見直しの中で、国の判断・責任の下での実施を検討する。	2a	平成25年度までは、国税庁の税務行政に直結する業務として重点化を図りつつ、着実に実施してきた。 平成26年度は、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）も踏まえ、国税庁から依頼のある適正課税、適正表示等のための酒類の高度な分析及び鑑定について着実に実施している。 なお、受託分析や浮ひょうの校正について、民間で実施すべきものは、引き続き、他の民間機関を紹介することとしている。	引き続き、適正課税、適正表示等のための酒類の高度な分析及び鑑定を実施する。
02	品質評価	民間による単独実施へ移行	23年度から実施	民間による単独実施への移行を視野に、民間との共催化を更に推進する。民間との共催化が困難な場合は廃止を検討する。	2a	平成25年度までは、民間による単独実施への移行に向けて協議を実施してきた。 平成26年度は、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）も踏まえ、共催により実施しているものについて、中小企業に過大な負担とならないよう配慮しつつ、民間による応分の負担を求めて実施している。 なお、鑑評会における一般消費者向け公開行事を民間に移管している。	引き続き、共催により実施しているものについて、中小企業に過大な負担とならないよう配慮しつつ、民間による応分の負担を求めて実施する。
03	講習						
04	研究・調査	研究内容の重点化	23年度から実施	分析・鑑定業務の理論的裏付けとなる研究・分析手法の開発に重点化する。制度的見直しの中で、国の判断・責任の下での実施を検討する。また、民間機関・大学等との共同研究を推進する。	2a	平成25年度までは、分析・鑑定業務の理論的裏付けとなる「酒類の品目判定等」、「酒類の安全性の確保」等を目的とした研究等への重点化を図りつつ、着実に実施してきた。 平成26年度は、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）も踏まえ、分析・鑑定業務の理論的裏付けとなる研究及び調査のほか、これらの成果等を活用しつつ、酒類業の健全な発達に資する研究及び調査についても実施している。 また、民間資金等を導入することが適当と認められるときは、民間機関・大学等との共同研究による実施を推進している。	引き続き、「酒類の品目判定等」及び「酒類の安全性の確保」を目的とした研究及び調査のほか、これらの成果等を活用しつつ、酒類業の健全な発達に資する研究及び調査についても実施する。 また、民間資金等を導入することが適当と認められるときは、民間機関・大学等との共同研究による実施を引き続き推進する。

【資産・運営等の見直し】

講すべき措置			実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
05	事務所等の見直し	東京事務所の在り方の検討	23年度以降実施	施設の文化財的価値にも配慮した上で、在り方を検討する。	-	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において再整理されている。	-

「資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	財務省
法人名	造幣局

(平成26年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。	○ 東京支局庁舎分室、白浜分室、本局独身寮及び観音宿舍の一部は22年度に売却し、費用控除後の売却収入(1,751,180千円)を23年3月10日に国庫納付済み。22年度に一般競争入札を予定していたが不調となった伊東・宮島分室は、23年7月29日に現物(簿価:111,560千円)を国庫納付済み。 四条畷宿舍(2棟・47戸)等は、23年7月29日に現物(簿価:553,374千円)を国庫納付済み。また、枚方宿舍(2棟・32戸)は、23年12月27日に現物(簿価:333,437千円)を国庫納付済み。 ● その他、22年度に、「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」(平成22年法律第37号)の施行日前に売却した資産について、費用控除後の売却収入(900,964千円)を23年1月13日に国庫納付済み。
○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。	○ 22年度に一般競争入札を予定していたが不調となった伊東・宮島分室については、23年7月29日に現物を国庫納付済み。 四条畷宿舍(2棟・47戸)等は、23年7月29日に現物を国庫納付済み。また、枚方宿舍(2棟・32戸)は、23年12月27日に現物を国庫納付済み。
○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。	● 自主的な見直しを行い、不要となった資産(現金(地金の売却収入等)2,122,772千円)を23年7月29日及び12月19日に国庫納付済み。また、22年度末に廃止した広島支局庁舎分室(簿価:106,665千円)及び23年度末に廃止した隣接する観音宿舍4号棟(15戸、簿価:116,580千円)は、25年6月27日に現物を国庫納付済み。
2. 事務所等の見直し	
○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	○ 東京支局の有効活用の可能性について、21年11月に豊島区が設置した東池袋まちづくり協議会へ参加し、検討を行っている。23年5月に豊島区から移転を含めた幅広い選択肢も視野に入れた有効活用の検討が要請されたことを踏まえ、検討を進めてきた結果、24年9月にさいたま市への移転に向けた用地取得交渉の開始を公表し、25年6月、移転用地として埼玉県さいたま市大宮区北袋町の土地を取得した。なお、さいたま市への移転は、28年度を目途としている。
○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。	該当なし。
○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。 このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。	該当なし。

○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。	○ 東京支局庁舎分室は22年度に売却し、費用控除後の売却収入(649,531千円)を国庫納付済み。 ● 広島支局庁舎分室は22年度末に廃止し、隣接する観音宿舍4号棟とあわせて25年6月27日に現物を国庫納付済み。また、本局庁舎分室は、その一部を、男子寮(40戸)の代替施設(6戸)に転用し、有効活用を図った。
○ 本部事務所、地方支所、職員宿舍等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。	○ 東京支局の有効活用の可能性について、21年11月に豊島区が設置した東池袋まちづくり協議会へ参加し、検討を行っている。23年5月に豊島区から移転を含めた幅広い選択肢も視野に入れた有効活用の検討が要請されたことを踏まえ、検討を進めてきた結果、24年9月にさいたま市への移転に向けた用地取得交渉の開始を公表し、25年6月、移転用地として埼玉県さいたま市大宮区北袋町の土地を取得した。なお、さいたま市への移転は、28年度を目途としている。北・南宿舍(豊島区東池袋)については、東京支局の移転に伴い廃止・集約化することとしている。
3.取引関係の見直し 随意契約の見直し等	
○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。	● 22年5月に、20年度の契約状況を点検・見直した上、随意契約等見直し計画を策定し、随意契約については、貨幣の偽造防止に関する秘密随意契約等を除き、原則として一般競争入札へ移行する、一般競争入札等のうち一者応札・一者応募となった契約の削減を図る取組みを実施している。これらの結果、随意契約については20年度の37件から25年度は14件に減少した。一者応札・一者応募については、仕様書の変更、公告期間の見直し等を行ったことから20年度の29件から25年度は27件に減少した。

	(前項の続き) ・ 22年度の状況 (金額ベース) 一般競争7,061,370千円(86.8%)、企画競争等328,613千円(4.0%)、競争性のない随意契約746,266千円(9.2%) (件数ベース) 一般競争271件(83.9%)、企画競争等26件(8.0%)、競争性のない随意契約26件(8.0%) ・ 23年度の状況 (金額ベース) 一般競争7,305,224千円(90.1%)、企画競争等331,145千円(4.1%)、競争性のない随意契約467,617千円(5.8%) (件数ベース) 一般競争266件(86.4%)、企画競争等26件(8.4%)、競争性のない随意契約16件(5.2%) ・ 24年度の状況 (金額ベース) 一般競争9,285,728千円(58.0%)、企画競争等363,922千円(2.3%)、競争性のない随意契約6,368,696千円(39.8%) (件数ベース) 一般競争295件(88.6%)、企画競争等23件(6.9%)、競争性のない随意契約15件(4.5%) ・ 25年度の状況 (金額ベース) 一般競争6,447,853千円(63.3%)、企画競争等3,185,013千円(31.3%)、競争性のない随意契約555,286千円(5.5%) (件数ベース) 一般競争277件(89.1%)、企画競争等20件(6.4%)、競争性のない随意契約14件(4.5%)
○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。	
契約に係る情報の公開	
○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。 ○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。 ○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。	● 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日付内閣官房行政改革推進室長事務連絡)に基づく措置を実施すること(23年7月1日以降に入札公告等の契約に係る手続きを行う案件について、造幣局との関係に係る情報をホームページで公表すること)について、23年6月20日に造幣局ホームページにて公表しており、当該事務連絡に基づく取組を進めている。

関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約（競争入札における一者応札や企画競争における一者応募）等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。	該当なし。
調達の見直し	
○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。	該当なし。
特に研究開発事業に係る調達については、下記の実施を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。	該当なし。
○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。	● 貨幣セット販売における申込みデータ入力業務等について、一般競争入札による外部委託を実施した。 ● 「公共サービス改革基本方針」（平成24年7月20日改定閣議決定）において、民間競争入札を導入することとされた造幣局基幹サーバ等運用管理作業については、25年3月に民間事業者を決定し、25年4月から当該事業者により運用管理業務を実施している。 ● 貨幣セット販売業務については、「公共サービス改革基本方針」（平成24年7月20日改定閣議決定）に基づき、業務フロー・コスト分析を実施し、事務・事業の質の維持や、効率性、コスト削減、民間ノウハウの活用等の観点から外部委託の拡大について検討を重ねてきた経緯を踏まえ、これまで外部委託を行ってきたものについては、引き続き外部委託を行うとともに、新たに、造幣局本局構内の販売所（ミントショップ）における店頭販売業務について、平成26年4月から外部委託を実施した。 （注）平成25年6月14日に閣議決定された公共サービス改革基本方針では、当該業務は民間競争入札の対象事業とはされていない。
○ 「公共サービス改革基本方針」（平成22年7月6日閣議決定）に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。	● 法人独自の取組みとして、調達については、「随意契約の見直し等」に記載したとおり、22年5月に策定した随意契約等見直し計画に基づく取組みを進めている。「公共サービス改革プログラム」（平成23年4月）においてもこれらの考え方が求められている。
4. 人件費・管理運営の適正化	
人件費の適正化	
○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成22年11月1日閣議決定）に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。	
○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。	

イ)主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進ちょく状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。	
ウ)総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。	
○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。	● 総務大臣の定めるガイドラインに基づき、毎年6月末に公表。
○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。	● 給与水準及びその公表状況、総人件費の削減状況について、監事による監査を受けている。 ● 評価委員会に役職員の給与水準に関する資料を提出し、事後評価を受けている。
管理運営の適正化	
○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。	
○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。	● 法定外福利厚生費等及び職員諸手当については、法人独自の諸手当(特殊勤務手当等)等を除き国家公務員に準じて見直し済み。
○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。	● 中期及び各年度の予算、収支計画、資金計画について、その所要額の見積もりの考え方とあわせて、それぞれ公表している。
○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。	● 内部監査を実施する首席監査官は、理事長直属の組織として他部門から独立させるとともに、組織のコンプライアンスの確保を推進するためにコンプライアンス委員会を設置。
5. 自己収入の拡大	
○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。	● 貴金属の品位証明業務等については、アクションプログラムに基づき、適正な受益者負担の観点から手数料を見直すこと等により、21年度以降、収支相償を達成している。
○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。	
○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。	● 貨幣に関する偽造防止技術や製造技術等の研究開発によって得られた特許等の知的財産については、造幣局内部での使用を目的としたものである。
6. 事業の審査、評価	
○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。	● 偽造防止技術や製造技術等の研究開発については、金属材料の専門家である外部技術アドバイザーによる専門的な助言を踏まえた事前・中間・事後評価及びその予算面も含めた検証等を実施し、業務を行っている。
○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。	● 評価結果については、次年度への研究継続への是非を検討材料とするなど、研究開発業務へ反映させている。なお、研究結果については、今後の貨幣等の仕様に活用しうることから、その評価結果についても公表は行っていない。

No.	10	所管	財務省	法人名	造幣局
-----	----	----	-----	-----	-----

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	貨幣製造事業	国民生活の安定等に不可欠な事業として重点化	23年度から実施	国民生活の安定等に不可欠な事業として重点化する。制度的見直しの中で、国の判断・責任の下での実施を検討する。	2a	貨幣製造事業については、国民生活の安定等に不可欠な事業として重点化している。	貨幣製造事業については、引き続き、国民生活の安定等に不可欠な事業として確実に実施していく。 また、偽造防止技術を高度化するため、新技術の耐久性、量産性を含めた検証・確認の充実に努めつつ、確実かつ機動的な製造管理体制の維持・向上を図っていく。
02	その他事業 (金属工芸品の製造等)	対象事業の限定	23年度から実施	金属工芸品の製造については、貨幣製造・偽造防止技術の維持・向上に資するものに限定する。受注品については、公共性が高い場合に限ることとし、また、原則として官公庁等の一般競争入札に参加しての受注・製造は行わない。	1a	金属工芸品の製造業務については、偽造防止技術を始めとする貨幣製造技術の維持向上のために必要な範囲内に限定している。 受注品の公共性については、発注者の性格、製品の主旨・利用目的を踏まえ判断を行っており、また、原則として、官公庁等の一般競争入札による受注・製造は行っていない。	
03	貴金属の品位証明	将来的な廃止の検討	23年度から実施	民間で行われている品位証明の実施状況等を踏まえつつ、将来的な事業廃止に向けた検討を行う。	2a	将来的な事業廃止に向けた検討を行う前提として、業界の自主的な取組等により造幣局が品位証明を行わずとも問題が生じないかどうか確認する必要があるところ、引き続き状況の確認を進めることとしている。なお、25年4月、独立行政法人国民生活センター等と品位証明制度について意見交換を行い、いずれの団体からも消費者保護のため造幣局の品位証明制度の継続を要望された。また、貴金属業界団体及び検定登録事業者と年1回行う検定事業懇談会（26年2月）において、造幣局の品位証明制度の継続の要望の声を受けた。	業界の自主的な取組等により造幣局が品位証明を行わずとも問題が生じないかどうか、引き続き状況の確認を進めることとする。
04	貨幣等に関する研究開発	貨幣等製造事業に必要な研究開発に限定	23年度から実施	必要な研究開発に限定する。国民生活の安定等に不可欠な事業であるため、制度的見直しの中で、国の判断・責任の下での実施を検討する。	1a	偽造抵抗力が高い独自の偽造防止技術の維持・向上、製造工程の効率化、製造技術の高度化のために必要な研究開発に限定して実施している。	

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
05	不要資産の国庫返納	22年度中に実施	東京支局庁舎分室、白浜・伊東・宮島分室、本局独身寮と観音宿舎（広島市）の一部については、処分し、売却収入を国庫納付する。	1a	東京支局庁舎分室、白浜分室、本局独身寮及び観音宿舎の一部については23年1月6日に一般競争入札を実施。費用控除後の売却収入（1,751,180千円）を23年3月10日に国庫納付済み。	
				1b	伊東分室及び宮島分室については23年1月6日に一般競争入札を実施したが不調。23年7月29日に現物（土地・建物等、簿価：111,560千円）を国庫納付済み。	
06	枚方宿舎、四条畷宿舎等	23年度中に実施	枚方宿舎、四条畷宿舎等を国庫納付する。	1a	枚方宿舎（2棟・32戸）については22年度をもって廃止し、23年12月27日に現物（土地・建物等、簿価：333,437千円）を国庫納付済み。	
				1a	四条畷宿舎（2棟・47戸）等については22年度をもって廃止し、23年7月29日に現物（土地・建物等、簿価：553,374千円）を国庫納付済み。	
07	保有資産の見直し	22年度以降実施	東京支局については、豊島区の存置の意向等を踏まえ、豊島区の再開発事業の検討に参画しつつ、有効活用の可能性について引き続き検討する。	2a	21年11月に豊島区が設置した東池袋まちづくり協議会へ参加し、検討を行っている。23年5月に豊島区から移転を含めた幅広い選択肢も視野に入れた有効活用の検討が要請されたことを踏まえ、検討を進めてきた結果、24年9月にさいたま市への移転に向けた用地取得交渉の開始を公表し、25年6月、移転用地として埼玉県さいたま市大宮区北袋町の土地を取得した。なお、さいたま市への移転は、28年度を目途としている。	東京支局の移転にあたっては、貨幣、勲章等の製造及び納入、品位証明等の業務に支障が生じないよう、円滑な実施に取り組むこととする。
08		22年度以降実施	北・南宿舎（豊島区東池袋）については、豊島区の再開発事業の進ちょく状況に併せて廃止を検討する。	2a	北・南宿舎については、東京支局の移転に伴い廃止・集約化することとしている。	宿舎廃止の進捗状況を見極めつつ、速やかに国庫納付の対象、方法、時期の検討を行うこととする。

No.	10	所管	財務省	法人名	造幣局
-----	----	----	-----	-----	-----

項目		見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
1	運営の効率化及び自律化	保有資産の見直し	東京支局について、豊島区の存置の意向等を踏まえつつ、国の資産債務改革、土地の機会費用等の観点から、有効活用の可能性について検討する。	2	21年11月に豊島区が設置した東池袋まちづくり協議会へ参加し、検討を行っている。23年5月に豊島区から移転を含めた幅広い選択肢も視野に入れた有効活用の検討が要請されたことを踏まえ、検討を進めてきた結果、24年9月にさいたま市への移転に向けた用地取得交渉の開始を公表し、25年6月、移転用地として埼玉県さいたま市大宮区北袋町の土地を取得した。なお、さいたま市への移転は、28年度を目途としている。	東京支局の移転にあたっては、貨幣、勲章等の製造及び納入、品位証明等の業務に支障が生じないよう、円滑な実施に取り組むこととする。
2			庁舎分室のうち東京支局大塚寮については、次期中期目標期間中に、旅費規程上の宿泊料を支給すること等による廃止の可能性について検討する。	1	東京支局大塚寮は、20年度末をもって廃止した。	-
3			保養所について、次期中期目標期間中に段階的に廃止する。	1	保養所は、20年度末をもってすべて廃止した。	-
4			職員宿舎について、次期中期目標期間中に必要戸数を精査しつつ、建設後の経年劣化も踏まえ、職員宿舎の廃止・集約化に係る計画を策定し、可能なものから、廃止・集約する。	2	・20年度末に職員宿舎の廃止・集約化計画を策定し、22年度末までに、当該計画に沿って職員宿舎の廃止・集約化を進め、5箇所、178戸を廃止した。 ・廃止した職員宿舎の敷地は、寄附財産であった千早宿舎及び事業用地に転用した五日市宿舎（一部）を除き、以下のとおり国庫納付した。 （22年度）本局独身寮敷地（金銭納付） （23年度）枚方敷地、四条畷敷地（いずれも現物納付） ・自主的な見直しを不断に行い、23年度末に広島支局観音宿舎4号棟を追加廃止し、当該職員宿舎の跡地は、25年6月に現物により国庫納付した。 ・24年度に、政府の方針として「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」（24年4月3日行政改革実行本部決定）及び「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」（24年12月14日行政改革担当大臣決定）が決定されたことから、24年12月に同年4月1日時点の職員宿舎設置戸数573戸から121戸を削減し、452戸とする「職員宿舎見直し実施計画」を策定した。 ・職員宿舎の見直しに伴い廃止する宿舎については、宿舎廃止の進ちょく状況を見極めつつ、速やかに国庫納付の対象、方法、時期の検討を行うこととしている。	・東京支局の北宿舎、南宿舎、西巣鴨宿舎及び新座宿舎については、同支局の移転に伴い廃止し、移転予定先へ集約を行う。 ・28年度末に廃止予定の広島支局西山宿舎については、29年度中に現物による国庫納付の予定。 ・本局北宿舎（一部）・男子寮についても28年度末に廃止を予定するほか、その他の宿舎についても不断に見直し、削減に向けた取組を進める。

「資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	財務省
法人名	国立印刷局

(平成26年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。	○ 大手町敷地(簿価:85,194,764千円)、市ヶ谷センター(簿価:10,848,604千円)、久我山運動場(簿価:3,772,570千円)は22年度にすべて国庫納付済み。 旧鎌倉・京都宿泊所は22年度に売却し、費用控除後の売却収入(932,150千円)を国庫納付済み。22年度に一般競争入札を予定したものの不調となった那須・伊東保養所、出雲敷地、出雲第2敷地、松山敷地は、23年7月29日に現物(106,974千円)を国庫納付済み。 ● 22年度に、「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」(平成22年法律第37号)の施行日前に売却した資産について、費用控除後の売却収入のうち24,976,260千円を23年1月13日に国庫納付済み。また、23年7月21日に、2,093,995千円を国庫納付済み。
○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。	○ 大手町敷地、市ヶ谷センター、久我山運動場は、22年度に現物を国庫納付済み。また、22年度に一般競争入札を予定したが不調となった那須・伊東保養所、出雲敷地、出雲第2敷地、松山敷地は、23年7月29日に現物を国庫納付済み。

○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。	● 岡山工場の一部については、23年5月に売却し、費用控除後の売却収入(3,839千円)を23年7月21日に国庫納付済み。 ● 小田原工場の一部(286,347千円)については、24年3月に売却し、5年間の分納の一部として受領した費用控除後の売却収入を24年12月(94,576千円)、25年6月(43,096千円)、26年4月(42,603千円)にそれぞれ国庫納付済み。 ● 不要となった現金(職員宿舍の売却収入)1,371,102千円を24年4月27日に国庫納付済み。 ● 池袋敷地、田端敷地及び若松町敷地については、池袋敷地は25年3月、田端敷地は25年1月及び若松町敷地は25年3月に売却し、費用控除後の売却収入(5,405,821千円)を25年3月28日に国庫納付済み。 ● 旧日原倉庫(みつまた倉庫)については、25年6月4日に売却し、費用控除後の売却収入(72千円)を25年6月28日に国庫納付済み。 ● 銀行券の製造材料の調達業務等を行っていた高知出張所(504,416千円)、出雲出張所(252,385千円)及び松山分室(293,862千円)を廃止(22年度)。出雲出張所については24年12月21日に、松山分室については26年4月25日にそれぞれ現物を国庫納付済み。また、高知出張所については、現在、国庫納付に向けて関係者間との調整を進めている。 ● 政府刊行物サービス・センター(10箇所)について、24年度に全てを廃止し、賃借していた金沢政府刊行物サービス・センターを除く、札幌(36,780千円)、大阪(15,637千円)、福岡(16,644千円)及び沖縄(149,876千円)については25年5月31日に、仙台(9,703千円)、名古屋(7,060千円)及び広島(12,761千円)は同年6月10日に、霞が関(1,938,121千円)及び大手町(8,946,821千円)については26年3月13日にそれぞれ現物を国庫納付済み。
2. 事務所等の見直し	
○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	○ 虎の門工場(東京都港区)の印刷機能を滝野川工場(東京都北区)へ移転し、平成26年4月1日に東京工場を発足。 ● 銀行券の製造材料の調達業務等を行っていた出張所等(5箇所)を22年度に2箇所に集約・統合済み。 ● 研修所及び博物館(市ヶ谷センター)について、22年度に法人が所有する他の施設内に移転済み(移転後の資産は国庫納付済み)。
○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。	該当なし。
○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。 このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。	該当なし。
○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。	● 研修所(市ヶ谷センター)を、旧小田原健康管理センター(19年度末廃止)建物を活用することとして、22年度に移転(移転後の資産は国庫納付済み)。

○ 本部事務所、地方支所、職員宿舍等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。	○ 東京病院については、24年12月に民間医療機関へ移譲を決定し、24年度末に廃止した。 病院事業の移譲にあたっては、民間医療機関に対して土地（簿価3,356,627千円）を貸付けのうえ、建物及び病院施設を売却した。 土地については25年6月20日に権利付財産として国庫納付するとともに、建物等売却収入（費用控除後1,454,552千円）及び土地貸付料（廃止後、国庫納付までの期間分10,749千円）を25年6月28日に国庫納付した。 ○ 職員宿舍について、現在、「独立行政法人の職員宿舍の見直し計画」（平成24年4月3日行政改革実行本部決定）等を踏まえ、25年3月に、戸数削減を織り込んだ「国立印刷局職員宿舍見直し計画」を策定した。 ● 政府刊行物サービス・センター（10箇所）について、24年度に全てを廃止し、賃借していた金沢政府刊行物サービス・センターを除く、札幌（36,780千円）、大阪（15,637千円）、福岡（16,644千円）及び沖縄（149,876千円）については25年5月31日に、仙台（9,703千円）、名古屋（7,060千円）及び広島（12,761千円）については同年6月10日に、霞が関（1,938,121千円）及び大手町（8,946,821千円）については26年3月13日にそれぞれ現物を国庫納付済み。 ● 研修所（市ヶ谷センター）について、22年度に技術・技能に関する研修の強化・充実に目的に、小田原工場（製紙及び印刷の一貫工場）及び研究所の隣接地に移転させ、移転に当たっては、保有していた旧小田原健康管理センター建物を活用。 ● 博物館（市ヶ谷センター）について、22年度に王子工場内に移転。
3. 取引関係の見直し 随意契約の見直し等	
○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。	● 20年度に締結した競争性のない随意契約及び一者応札・応募となった契約について点検・見直しを行い、21年度に設置した契約監視委員会での審議を踏まえ、「随意契約等見直し計画」を策定・公表。同計画に基づき、随意契約を含め、契約の適正化に向けて取り組んでいる。 具体的には、以下のとおり。 (1) 随意契約の適正化に向けて以下の取組（主なもの）を実施。 随意契約理由等の厳格な審査（随意契約の理由及び仕様書内容を厳格に審査するとともに、随意契約等見直し計画との整合性を確認）、総合評価落札方式等の拡大、少額随意契約の見直し（少額随意契約としていた案件の仕様書を見直し、他の案件と統合の上、一般競争入札に移行） (2) 実質的な競争性が確保されるよう、一者応札・応募の見直しに向けて以下の取組（主なもの）を実施。 入札参加申込期間の十分な確保（営業日で10日以上を確保）、公告周知方法の改善（官報掲載の政府調達、意見招請等の情報を法人ホームページにも掲載。入札公告のほか、入札説明書、仕様書についてもホームページに掲載）、仕様書等の見直し（仕様書が特定事業者に有利なものとならないように見直し。入札参加資格における履行実績、技術審査等の条件の見直し）、競争参加資格の拡大、電子入札システムの拡大（建設工事等の案件を対象に運用していた電子入札システムを物品、役務契約等に係る案件にも拡大運用）

	・ 22年度の状況 (金額ベース) 一般競争等19,356,481千円(76.9%)、企画競争94,013千円(0.4%)、競争性のない随意契約5,713,327千円(22.7%) (件数ベース) 一般競争等834件(85.3%)、企画競争7件(0.7%)、競争性のない随意契約137件(14.0%) ・ 23年度の状況 (金額ベース) 一般競争等29,713,912千円(71.9%)、企画競争132,461千円(0.3%)、競争性のない随意契約11,467,245千円(27.8%) (件数ベース) 一般競争等783件(85.9%)、企画競争7件(0.8%)、競争性のない随意契約122件(13.4%) ・ 24年度の状況 (金額ベース) 一般競争等22,531,598千円(84.7%)、企画競争75,773千円(0.3%)、競争性のない随意契約3,990,404千円(15.0%) (件数ベース) 一般競争等688件(86.3%)、企画競争7件(0.9%)、競争性のない随意契約102件(12.8%) ・ 25年度の状況 (金額ベース) 一般競争等15,021,873千円(51.4%)、企画競争94,649千円(0.3%)、競争性のない随意契約14,111,399千円(48.3%) (件数ベース) 一般競争等644件(85.6%)、企画競争6件(0.8%)、競争性のない随意契約102件(13.6%)
○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。	
契約に係る情報の公開	
○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。 ○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。 ○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。	● 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日付内閣官房行政改革推進室長事務連絡)に基づく措置を実施すること(23年7月1日以降に入札公告等の契約に係る手続きを行う案件について、国立印刷局との関係に係る情報をホームページで公表すること)について、23年6月20日に法人ホームページにて公表するとともに、当該事務連絡に基づき、国立印刷局において管理又は監督の地位にある職を経験した者の再就職の状況、国立印刷局と取引のある法人との取引割合について調査する等の取組を継続して実施している。

関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約（競争入札における一者応札や企画競争における一者応募）等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。	該当なし。
調達の見直し	
○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。	該当なし。
特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。	該当なし。
○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。	「公共サービス改革基本方針」（平成19年12月24日改定閣議決定）において、民間競争入札の実施の可否等について検討を行うこととされた政府刊行物サービス・センターについては、業務・資産の見直しや20年度から実施している民間委託の業務実績等を踏まえて検討した結果、24年度末までに全て廃止した。 「公共サービス改革基本方針」（平成24年7月20日改定閣議決定）において、民間競争入札を導入することとされた印刷局ネットワークシステム運用管理支援請負作業については、25年4月に民間事業者を選定し、25年6月から当該事業者により運用管理支援業務を実施している。
○ 「公共サービス改革基本方針」（平成22年7月6日閣議決定）に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。	随意契約等契約の適正化、競争性・透明性の確保に向け、随意契約等見直し計画に沿って着実に取組を行っている。また、これまでに組織や業務フローを見直し、グループ化を推進したほか、各工場等個別で行っていた給与・共済事務を本局に集約し効率化を図るとともに、都内工場等個別で行っていた契約事務を本局に集約し、調達事務の効率化を図るなど、業務量や業務内容等に応じた弾力的かつ柔軟な人員配置を実施している。その他、調達に関しては、内部監査を実施するとともに、監事による監査、会計監査人による監査を受けているほか、外部有識者で構成する契約監視委員会において点検を受けるなど、内部統制の強化に取り組んでいる。
4. 人件費・管理運営の適正化 人件費の適正化	
○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成22年11月1日閣議決定）に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。	
○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。	

イ)主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ)総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。	
○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。	● 総務大臣の定めるガイドラインに基づき、毎年6月末に公表。
○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。	● 給与水準及びその公表状況、総人件費の削減状況について、監事による監査を受けている。 ● 評価委員会に役職員の給与水準に関する資料を提出し、事後評価を受けている。
管理運営の適正化	
○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。	
○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。	● 法定外福利厚生費等及び職員諸手当については、法人独自の諸手当(特殊勤務手当)等を除き国家公務員に準じて見直し済み。
○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。	● 中期及び各年度の予算、収支計画、資金計画について、その所要額の見積りの考え方とあわせて、それぞれ公表している。
○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。	● 本局にコンプライアンスの推進を統括する責任者として、コンプライアンス推進統括責任者を置き、同責任者を委員長とするコンプライアンス委員会を設置。本局各部及び各機関の長をコンプライアンス推進責任者とし、その下にコンプライアンス推進担当者配置し、コンプライアンスの確保に向けた取組を実施している。 ● コンプライアンスの推進に当たっては、内部監査部門(本局評価監査部)による監査を実施するとともに、監事のヒアリングを受けている。 ● 公益通報者保護法(平成16年法律第122号)に基づく「公益通報相談窓口」を設置しているほか、コンプライアンスに関する相談・通報を匿名でも受け付ける「内部通報窓口」を設置している。
5. 自己収入の拡大	
○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。	該当なし。
○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。	
○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。	● 特許権等の知的財産については、将来にわたり銀行券等のセキュリティ製品への信頼確保のため内部活用を第一義として管理している。実施許諾申請があった場合、事業への影響、使用目的等を考慮した上で支障のない場合のみ許諾し、有効活用を図っている。

6. 事業の審査、評価	
○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。	● 外部の第三者委員を含めた外部工芸技術評価委員会において、彫刻・図案等に関する作品について、印象性、色彩性、調和、デザイン性、完成度等に関する評価を行っている。
○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。	● 評価結果については、今後の習作活動に反映させるため、製作者に対してフィードバックを行い工芸技術の維持・向上に努めている。なお、作品のデザイン等については、今後の日本銀行券等の仕様に活用しうることから、その評価結果についての公表は行っていない。

No	1 1	所管	財務省	法人名	国立印刷局
----	-----	----	-----	-----	-------

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	セキュリティ製品事業	国民生活の安定等に不可欠な事業として重点化	23年度から実施	国民生活の安定等に不可欠な事業として重点化する。制度的見直しの中で、国の判断・責任の下での実施を検討する。	2a	セキュリティ製品事業は、国民生活の安定等に不可欠な事業として重点化している。	・セキュリティ製品事業については、引き続き、国民生活の安定等に不可欠な事業として確実に実施をしていく。また、偽造防止技術を高度化するため、新技術の耐久性、量産性等を含めた検証・確認の充実に努めつつ、確実かつ機動的な製造管理体制の維持・向上を図っていく。
02	情報製品事業	対象事業の限定	23年度から実施	公共上の見地から必要な事業（官報、国会用製品、予算書・決算書、法令全書等）に限定し、原則として官公庁等の一般競争入札に参加しての受注・製造を行わない。制度的見直しの中で、国の判断・責任の下での実施を検討する。	1a	情報製品事業については、製品ごとの公共性や民間の参入動向を踏まえ、民間においても十分対応できると認められる製品からは撤退しており、引き続き、公共上の見地から必要な事業に限定している。また、原則として、官公庁等の一般競争入札による受注製造は行っていない。	
03	銀行券等に関する研究開発	セキュリティ製品事業に必要な研究開発に限定	23年度から実施	必要な研究開発に限定する。国民生活の安定等に不可欠な事業であるため、制度的見直しの中で、国の判断・責任の下での実施を検討する。	1a	偽造抵抗力が高い独自の偽造防止技術の維持・向上、製造工程の効率化、製紙・印刷技術の高度化のために必要な研究開発に限定して実施している。	
04	病院	公的医療機関への移譲	23年度から実施	過去に打診を行ったところも含め公的医療機関に幅広く打診を行い、今中期目標期間中の移譲に向けて鋭意取り組む。	1a	「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月20日閣議決定）において、「病院事業については、現行中期目標期間終了時までに本法人の事業としては廃止すべく、公的医療機関への移譲以外の措置も選択肢に含めて取り組む。」とされたことを踏まえ、24年12月に民間医療機関へ移譲を決定し、24年度末に廃止した。 病院事業の移譲にあたっては、民間医療機関に対して土地（簿価3,356,627千円）を貸付けのうえ、建物及び病院施設を売却した。 土地については25年6月20日に権利付財産として国庫納付するとともに、建物等売却収入（費用控除後1,454,552千円）及び土地貸付料（廃止後、国庫納付までの期間分10,749千円）を25年6月28日に国庫納付した。	

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置			実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
05	不要資産の国庫返納	大手町敷地、市ヶ谷センター、久我山運動場	22年度中に実施	大手町敷地、市ヶ谷センター、久我山運動場については、速やかに現物納付する。	1a	大手町敷地（簿価：85,194,764千円）は22年12月27日、市ヶ谷センター（簿価：10,848,604千円）は23年3月31日、久我山運動場は23年1月1日（簿価：3,772,570千円）に国庫納付済み。	
06		旧鎌倉・京都宿泊所、那須・伊東保養所等	22年度中に実施	旧鎌倉・京都宿泊所、那須・伊東保養所等については、処分し、売却収入を国庫納付する。	1a	旧鎌倉宿泊所については22年12月15日、旧京都宿泊所については22年12月14日に一般競争入札を実施。費用控除後の売却収入（932,150千円）を23年3月8日に国庫納付済み。	
					1b	旧那須保養所については22年12月15日、旧伊東保養所については23年2月17日、出雲敷地及び出雲第2敷地については22年12月8日、松山敷地については22年12月9日にそれぞれ一般競争入札を実施したが不調。23年7月29日に現物（旧那須保養所及び旧伊東保養所については土地・建物等、その他については土地、簿価：106,974千円）を国庫納付済み。	
07	保有資産の見直し	虎の門工場	22年度以降実施	虎の門工場については、印刷機能を滝野川工場へ移転し、虎の門敷地を含む周辺地権者との再開発事業の進ちょく状況を踏まえつつ、移転後の資産処分について引き続き検討する。	2a	虎の門工場の印刷機能については、滝野川工場へ移転し、26年4月1日に東京工場を発足させた。 再開発事業については、周辺地権者と設立した「虎ノ門二丁目地区再開発協議会」において、再開発事業に係る協定書（平成24年6月29日付け）を締結し、26年3月28日に再開発事業の施行認可申請を行い、同年7月15日に認可された。現在、権利変換申請に向けた行政協議を行っているところである。	・移転後の跡地については、虎ノ門二丁目地区における再開発事業の進ちょく状況を踏まえつつ、国庫納付の方法及び時期について検討を行う。

08	職員宿舎の見直し	都内宿舎等の廃止・集約化	22年度以降実施	山の手線内宿舎については、平成25年度末までに廃止・集約化し、あわせて、平成24年度末までに、老朽化したその他都内宿舎等の集約化等を検討する。	2b	山手線内の宿舎 8 箇所については、20年度末に 1 箇所（西片町宿舎）、21年度末に 2 箇所（若松町宿舎・田端宿舎）を廃止。残りの 5 箇所（神宮前宿舎、神宮前第 2 宿舎、神宮前第 3 宿舎、払方宿舎、薬王寺宿舎）を含むその他の職員宿舎については、「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」（24年 4 月 3 日行政改革実行本部決定）等を踏まえ、24年 4 月 1 日時点の職員宿舎設置戸数1,494戸から356戸削減し、1,138戸とする「国立印刷局職員宿舎見直し計画」を25年 3 月に策定。 「国立印刷局職員宿舎見直し計画」に基づき、25年度末までに神宮前宿舎、神宮前第 3 宿舎、神宮前第 2 宿舎の一部、薬王寺宿舎の一部、小田原宿舎の一部を廃止した。	・「国立印刷局職員宿舎見直し計画」に基づき、山手線内残りの3 箇所の宿舎について、平成26年度末の廃止に向けて取り組むとともに、その他の職員宿舎の廃止・集約化等に取り組む。
----	----------	--------------	----------	---	----	--	---

No.	1 1	所管	財務省	法人名	国立印刷局
-----	-----	----	-----	-----	-------

項目		見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
1	運営の効率化及び自律化	保有資産の見直し	・虎の門工場の資産処分について、将来の課題として前向きに検討する。	2	・周辺地権者（虎の門病院等）が虎ノ門敷地を含めた再開発を希望したことから、21年1月に国立印刷局を含めた地権者の総意により「虎ノ門二丁目地区再開発協議会」を設置し、この再開発事業の進ちよく状況を踏まえつつ、移転後の資産処分について検討することとした。 ・虎の門工場については、印刷機能を滝野川工場へ移転し、26年4月1日に東京工場を発足させた。 ・再開発事業については、協議会において、再開発事業に係る協定書を締結（平成24年6月29日付け）し、26年3月28日に再開発事業の施行認可申請を行い、同年7月15日に認可された。現在、権利変換申請に向けた行政協議を行っているところである。	・移転後の跡地については、虎ノ門二丁目地区における再開発事業の進捗状況を踏まえつつ、国庫納付の方法及び時期について検討を行う。
2	運営の効率化及び自律化	保有資産の見直し	・大手町敷地について、東京都、周辺地権者等と連携した連鎖型再開発についての検討を踏まえて、保有資産の資産価値に十分配慮しながら、透明性・公平性を確保しつつ、手続を進め、結論を得るものとする。	1	・大手町敷地については、19年度に、東京都、地権者等と連携した連鎖型再開発事業の検討を行ったが、参加する事業者がなかったことから、国立印刷局と関係地権者3者（日本郵政株式会社、日本電信電話株式会社及び日本放送協会）による単独再開発を進めることとし、20年10月に、「大手町二丁目（2－1街区）地区再開発事業基本合意書」を締結した。 ・基本合意書の締結後も引き続き再開発事業の検討を進め、22年12月に現物を国庫納付した。	
3	運営の効率化及び自律化	保有資産の見直し	・保養所について、次期中期目標期間中に段階的に廃止する。	1	・保養所（鎌倉宿泊所、京都宿泊所、那須保養所及び伊東保養所）については、20年度末をもって全て廃止した。 ・鎌倉宿泊所及び京都宿泊所については、22年度に譲渡し、譲渡収入を国庫納付した。 ・那須保養所及び伊東保養所については、22年度に実施した一般競争入札の結果、落札されなかったことから、23年7月に現物を国庫納付した。	
4	運営の効率化及び自律化	保有資産の見直し	・職員宿舎について、次期中期目標期間中に必要戸数を精査しつつ、建設後の経年劣化も踏まえ、職員宿舎の廃止・集約化に係る計画を策定し、可能なものから、廃止・集約する。	2	・職員宿舎については、整理合理化計画に基づき、21～24年度に山手線内所在の若松町宿舎、西片町宿舎及び田端宿舎を含む8箇所、269戸を廃止した。 ・24年度に、「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」（24年4月3日行政改革実行本部決定）及び「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」（24年12月14日行政改革担当大臣）が決定されたことから、25年3月に、25年4月1日時点の職員宿舎設置戸数1,494戸から356戸を削減し、1,138戸とする「国立印刷局職員宿舎見直し計画」を策定した。 ・「国立印刷局職員宿舎見直し計画」に基づき、25年度末までに山手線内所在の神宮前宿舎、神宮前第3宿舎、神宮前第2宿舎の一部、薬王寺宿舎の一部、小田原宿舎の一部を廃止した。 ・職員宿舎の見直しに伴い廃止する宿舎については、宿舎廃止の進ちよく状況を見極めつつ、速やかに国庫納付の対象、方法、時期の検討を行うこととしている。	・「国立印刷局職員宿舎見直し計画」に基づき、山手線内残りの3箇所の宿舎について、平成26年度末の廃止に向けて取り組むとともに、その他の職員宿舎についても廃止・集約化等に取り組む。
5	運営の効率化及び自律化	保有資産の見直し	・出張所等については、次期中期目標期間中に、中国地方・四国地方各一カ所に集約・統合する。	1	・出張所等については、22年4月に集約・統合した。 ・集約・統合後みつまた倉庫として活用していた旧出雲出張所については、24年12月に現物を国庫納付した。また、旧高知出張所及び旧松山分室については、国庫納付に向けて関係者間で調整を進めている。	
6	運営の効率化及び自律化	保有資産の見直し	・市ヶ谷センターについて、研修施設の利用状況、博物館の入館者数、機械費用等を総合的に勘案し、市ヶ谷センターの機能の移転の可否について検討する。	1	・研修機能については、技能人材の育成を目的に、技術・技能に関する研修の強化・充実を図るため、研究所及び小田原工場に隣接する旧小田原健康管理センター建物を研修施設に改修の上、22年4月に移転した。 ・博物館機能については、23年3月に王子工場内（東京都北区）に移転した。 ・両機能移転後の市ヶ谷センターについては、23年3月に現物を国庫納付した。	
7	運営の効率化及び自律化	保有資産の見直し	・久我山運動場については、杉並区民も利用可能としていることを踏まえつつ、在り方を検討する。	1	・久我山運動場については、杉並区民も利用可能としていることや、広域避難場所に指定されていることを踏まえつつ、杉並区及び東京都と処分に向けた調整を行い、23年1月に現物を国庫納付した。	